

はじめに

平成22年3月

鹿沼市長 佐藤 信



子どもは社会の希望であり、未来の力です。そして子どもたちの健やかな成長は、私たち市民すべての願いです。

鹿沼市では、平成17年3月に、次代を担う子どもたちを安心して生み育てられる社会を構築するため、鹿沼市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）を策定し、それを基本として総合的な子育て環境づくりを推進してまいりましたが、その前期計画の点検と見直しを行い、さらに子育て環境の充実を図るための本計画を策定いたしました。

明日を担う子どもたちが、未来に夢を持ち、思いやりと豊かな心を持って生き生きと育ててほしいとの思いから、子育て支援に関する施策の充実とともに、窓口の一元化などを図ってまいりました。

今後も、本計画策定の目標であります“子どもたちの笑顔があふれるまちづくり”のために、国や県、関係団体などと連携を図りながら、計画の実現に向けて積極的に取り組んで参りたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などに貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様に心から御礼申し上げます。

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	3
1	計画の背景と目的	3
2	計画の内容	3
3	計画策定の方法（表1）	3
4	計画の期間（図1）	4
第2章	子どもと家庭・地域の状況	5
第1節	人口・世帯数の動向	7
1	人口・世帯数の推移（図2）	7
2	5歳階級別人口（表2・図3）	8
3	18歳未満の子ども（児童）のいる世帯数（図4）	9
4	世帯構成別世帯数の推移（図5）	9
第2節	少子化の動向	10
1	出生数の推移（図6）	10
2	合計特殊出生率の推移（図7）	11
3	0～5歳人口の推移（表3）	11
4	年齢階級別出生率の推移（図8）	12
第3節	園児・児童・生徒数の推移	13
1	就学前児童の保育サービス利用状況（表4）	13
2	就学前児童の保育サービス利用状況の推移（表5）	13
3	児童・生徒数の推移（表6）	14
第4節	婚姻等の動向	15
1	婚姻率の推移（図9）	15
2	離婚率の推移（図10）	15
3	年齢階級別有配偶率の推移（図11・12）	16
4	平均初婚年齢の推移（図13）	17
第5節	就業人口等の動向	18
1	産業別就業者数（表7・図14）	18
2	女性の就労状況（図15）	19
第6節	鹿沼市の子育て関連施設の現状	20
1	保育園の状況（表8・図16・表9）	20
2	認可外保育施設の状況（表10）	22
3	幼稚園の状況（表11・12）	22
4	児童館の利用状況（表13）	23
5	子育て支援センターの利用状況（表14）	23
6	ファミリー・サポート・センター事業（表15）	23
7	放課後児童健全育成事業（表16・17）	24
8	放課後こども教室（表18・19）	25

	9	障がい児の福祉サービス	26
	10	小児医療サービス	26
第7節		母子保健の現状	27
	1	思春期（表 20）	27
	2	妊娠、出産（表 21）	27
	3	出生（図 17・18）	28
	4	乳幼児（図 19）	29
	5	母子保健事業の状況（表 22）	30
第3章		ニーズ調査の分析	31
第1節		地域における子育て	33
	1	地域における子育て（図 20・21、表 23、図 22～25）	33
第2節		母性並びに乳児及び幼児等の健康	37
	1	子どもや両親の心と体の健康の確保（図 26・27）	37
	2	食に関する啓発（図 28・29・30）	38
	3	小児医療体制（図 31）	39
第3節		子育てを支援する生活環境	40
	1	安心して外出できる環境（図 32・33）	40
第4節		職業生活と家庭生活との両立	42
	1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（図 34）	42
第5節		要保護児童への対応	43
	1	児童虐待（図 35）	43
	2	ひとり親家庭の子育て（図 36）	44
第4章		上位関連計画	45
第1節		第5次鹿沼市総合計画 KANUMA“ステップ・アップ”ビジョン	47
第2節		KANUMA 新・まちづくり実行プラン	56
第5章		児童人口の推計	61
第1節		総人口（表 24）	63
第2節		児童人口（表 25）	64
第6章		計画の基本理念と施策の体系	65
第1節		計画の基本理念	67
	1	計画の基本理念	67
	2	計画策定の目標と主要テーマ	68
第2節		施策の体系	69

第7章	基本方針・施策	71
第1節	地域における子育て支援の支援	73
1	地域における子育て支援サービスの充実	74
	(1) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	74
	(2) 養育支援訪問事業	74
	(3) ファミリー・サポート・センター事業（表 26）	74
	(4) 放課後児童健全育成事業（表 27）	74
	(5) ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）（表 28）	75
	(6) トワイライトステイ事業（夜間擁護等事業）	75
	(7) 病児・病後児保育事業（表 29）	75
	(8) 一時預かり事業（表 30）	76
	(9) 特定保育事業	76
	(10) 幼稚園の事業（表 31・32）	76
	(11) 地域子育て支援拠点事業（表 33・34）	77
	(12) 子育てに関する情報の提供	77
	(13) 一人目からの子育て支援策の充実	77
2	保育サービスの充実	78
	(1) 通常保育事業（表 35）	78
	(2) 延長保育事業（表 36）	78
	(3) 休日保育事業（表 37）	78
	(4) 夜間保育事業（表 38）	79
	(5) 保育園待機児童率ゼロの維持	79
	(6) 家庭的保育事業	79
	(7) 乳児保育事業（表 39）	79
	(8) 障がい児保育事業（表 40）	80
	(9) 人材の適正配置	80
	(10) 保育園の整備	80
	(11) 認定こども園	80
3	児童の健全育成	81
	(1) 児童館の充実	81
	(2) 放課後こども教室（表 41）	81
	(3) 児童の非行・いじめへの対応と不登校支援	81
	(4) 世代間交流	81
	(5) 青少年育成市民会議	82
第2節	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	83
1	子どもや両親の心と体の健康の確保	84
	(1) 妊婦健康診査の充実	84
	(2) 乳幼児健康診査受診率の向上	84
	(3) 新米パパママ学級の充実	84
	(4) 妊産婦・新生児訪問指導の充実	84

	(5) こんにちは赤ちゃん事業（再掲）	85
	(6) 養育支援訪問事業（再掲）	85
	(7) 乳幼児死亡の減少	85
	(8) 子育て支援ネットワーク部会の活用	85
2	「食育」の推進	86
	(1) 「食育」の推進	86
	(2) 妊娠期における「食育」の推進	86
	(3) 乳幼児期における「食育」の推進	86
	(4) 保育園・幼稚園における「食育」の推進	86
	(5) 小中学校における「食育」の推進	86
3	思春期保健対策の充実	87
	(1) 思春期相談・教育の充実	87
	(2) 10代の人工妊娠中絶の減少	87
	(3) 性感染症の学習の充実	87
4	医療制度の充実	88
	(1) 小児医療の充実	88
	(2) 妊産婦医療費助成事業	88
	(3) 不妊治療に対する支援	88
	(4) プライマリーケア医（かかりつけ医）	88
	(5) 周産期医療体制の整備	89
第3節	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	90
1	次代の親の育成	91
	(1) 中高生の乳幼児ふれあい体験（表42）	91
	(2) 世代間交流（再掲）	91
2	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	92
	(1) 親子による交流・自然体験学習	92
	(2) 幼稚園教育の充実	92
	(3) 学校教育の充実	92
	(4) 幼稚園、保育園と小学校との連携	92
3	家庭や地域の教育力の向上	93
	(1) 家庭教育の充実	93
	(2) 家庭教育オピニオンリーダーの充実	93
	(3) 学校評議員	93
4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	93
	(1) 書店やコンビニ等の本やビデオ等の氾濫への対応	93
第4節	子育てを支援する生活環境の整備	94
1	良質な居住環境の確保	95
	(1) 若年勤労者世帯向け賃貸住宅の整備	95
2	安心して外出できる環境の整備	95
	(1) 公園の整備	95

	(2) つどいの広場事業（再掲）	95
	(3) バリアフリー化の推進	95
	(4) 子育て世帯に優しいトイレの整備	95
	(5) ひとにやさしいまちづくり	96
	(6) 交通安全教室	96
3	子どもたちの安全の確保	96
	(1) 防犯指導及び防犯パトロールの実施	96
	(2) 防犯機器の貸与	96
	(3) さんぽ de パトロール	96
	(4) 保育園等の非常通報装置等の活用	96
	(5) こども 110 番の家	97
	(6) 防犯ネットワーク	97
	(7) 防犯灯	97
	(8) 親子 3 人乗り自転車の購入支援	97
第 5 節	職業生活と家庭生活との両立の推進	98
1	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	99
	(1) 企業への意識啓発	99
	(2) 労働者への意識啓発	99
2	仕事と子育ての両立支援の推進	99
	(1) 労働時間の改善	99
	(2) 育児・介護休業制度の周知	99
	(3) 働く親と子のふれあいの機会の確保	100
	(4) 家庭における両立支援	100
	(5) 父親の育児参加促進	100
	(6) 再雇用特別措置の周知	100
第 6 節	要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	101
1	児童虐待防止対策の充実	102
	(1) 身近な子育て相談・支援体制の充実	102
	(2) 育児支援家庭訪問事業	102
	(3) 要保護児童対策地域協議会	102
2	ひとり親家庭の子育て支援	103
	(1) 相談・指導の充実	103
	(2) 生活の安定	103
	(3) 交流機会の拡充	103
3	障がい児施策の充実	104
	(1) 相談体制の充実	104
	(2) 早期療育体制の整備	104
	(3) 障がい児保育の充実	104
	(4) 学童クラブにおける障がい児受入	105
	(5) 障がい児通園事業	105

第 8 章	今後の計画推進体制	107
第 1 節	計画の推進体制	109
1	家庭の役割	109
2	企業の役割	109
3	学校・地域社会の役割	109
4	子育てに関する人材の確保と養成	109
5	庁内における推進体制	110
6	各年度の実施状況の公表及び見直し	110
資 料 編		111
	鹿沼市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱	113

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1. 計画の背景と目的

急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境が変化する中、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成」を目指して、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

この法律により策定が義務付けられた次世代育成支援対策の実施に関する市町村行動計画として、平成17年3月に鹿沼市次世代育成支援対策行動計画(前期計画)を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきましたが、平成21年度をもって計画の終了を迎えました。

このため、前期計画の点検と見直しを行い、市民ニーズに的確に対応し、引き続き計画的に事業を推進するために、平成22年度から5年間の「後期行動計画」として策定したものです。

2. 計画の内容

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進、子育てを支援する生活環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子育てしやすい生活環境の整備について、目標達成のために講ずる措置の内容等を明記しています。

3. 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、子育て支援における仕事と生活の調和の実現や親の就労と子どもの育成の両立を支える支援、子どもの健やかな育成を支えるサービスについて、現状と今後の施策の目標を把握するために、市内に在住する就学前児童及び小学生の保護者、妊婦を対象にニーズ調査を行い、目標事業量等を定めるに当たっての基礎資料としました。

ニーズ調査の設計

- ・設 計 区 域 鹿沼市全域
- ・調 査 対 象 市内に在住する就学前児童及び小学生の保護者、妊婦
- ・抽 出 方 法 住民基本台帳から無作為抽出
- ・調 査 方 法 郵送及び手渡し配布、郵送及び手渡し回収
- ・調 査 期 間 平成20年12月10日～12月25日

表1 調査の内容と方法(単位:人・%)

	配 布 数	回 収 数	回 収 率
妊 婦	407 人	199 人	48.9%
就学前児童保護者	1,197 人	557 人	46.5%
小学生保護者	1,197 人	554 人	46.3%
合 計	2,801 人	1,310 人	46.8%

4. 計画の期間

後期行動計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画とします。

図1 計画の期間

年度 計画	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
前 期											
	計画策定	計画期間（前期行動計画）									
後 期											
						見直し	計画期間（後期行動計画）				

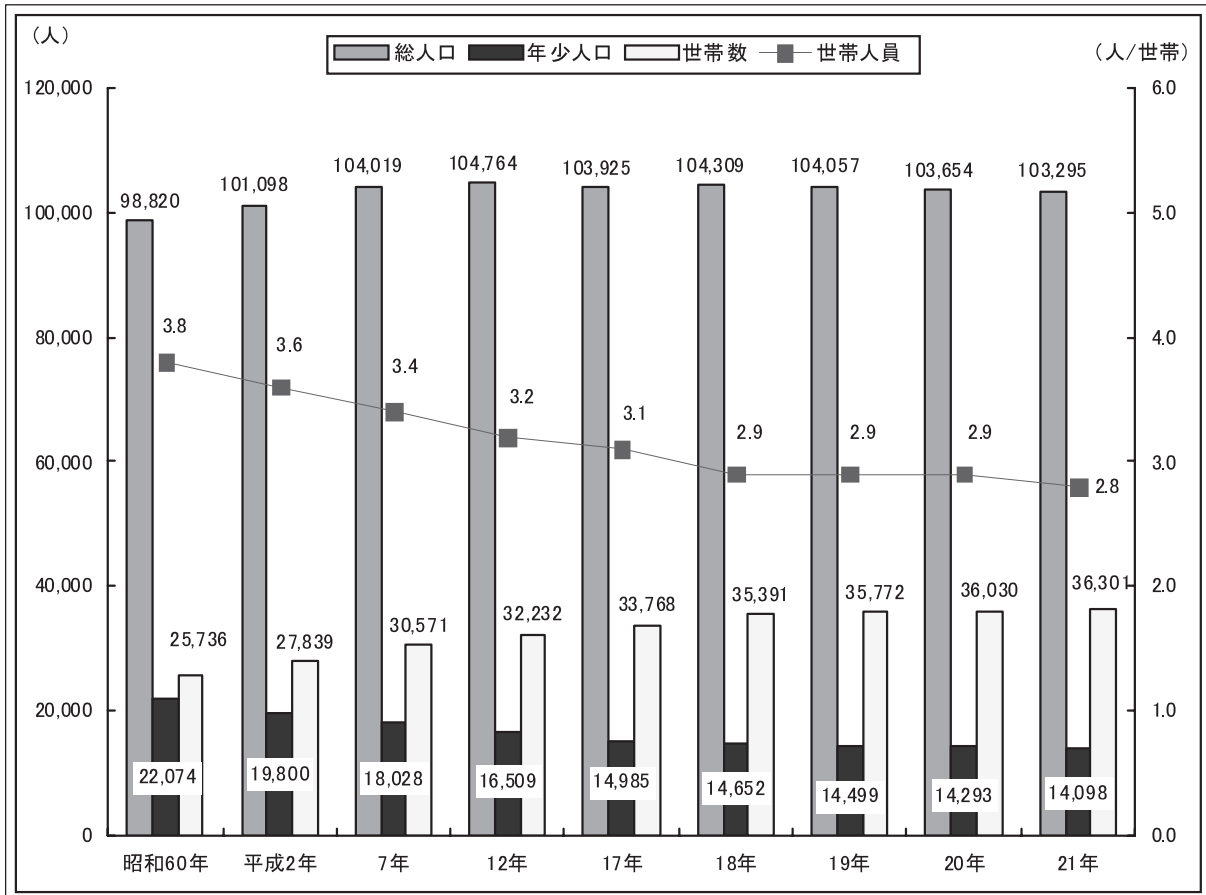
第2章 子どもと家庭・地域の状況

第1節 人口・世帯数の動向

1. 人口・世帯数の推移

本市における総人口・年少人口をみると、減少傾向を示しており、また、1世帯あたりの人員についても、昭和60年に3.8人であったものが、平成21年には2.8人と減少しています。一方、世帯数をみると一貫して増加しており、核家族化が進行していることがわかります。

図2 人口・世帯数の推移



(資料) 昭和60年～平成17年国勢調査・平成18年～21年住民基本台帳(9月末現在)

2. 5歳階級別人口

5歳階級別に人口の割合をみると、全体で年少人口（0～14歳）13.6%、生産年齢人口（15～64歳）63.7%、ともに男性の占める割合が多くなっています。

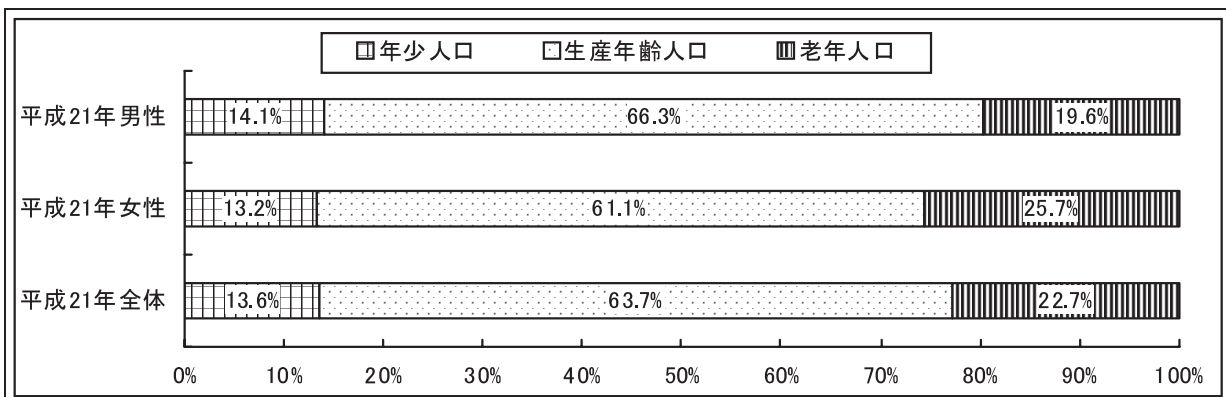
一方、老年人口（65歳以上）22.7%については、女性の占める割合が多くなっています。

表2 5歳階級別人口（平成21年9月30日現在）（単位：人）

男 性		平成 21 年	女 性		平成 21 年	全 体		平成 21 年
0～4歳		2,247	0～4歳		2,118	0～4歳		4,365
5～9歳		2,386	5～9歳		2,331	5～9歳		4,717
10～14歳		2,562	10～14歳		2,454	10～14歳		5,016
年少人口率		7,195 14.1%	年少人口率		6,903 13.2%	年少人口率		14,098 13.6%
15～19歳		2,797	15～19歳		2,595	15～19歳		5,392
20～24歳		2,838	20～24歳		2,687	20～24歳		5,525
25～29歳		2,868	25～29歳		2,747	25～29歳		5,615
30～34歳		3,437	30～34歳		3,151	30～34歳		6,588
35～39歳		3,746	35～39歳		3,609	35～39歳		7,355
40～44歳		3,312	40～44歳		3,042	40～44歳		6,354
45～49歳		3,199	45～49歳		3,055	45～49歳		6,254
50～54歳		3,551	50～54歳		3,348	50～54歳		6,899
55～59歳		4,225	55～59歳		4,086	55～59歳		8,311
60～64歳		3,899	60～64歳		3,588	60～64歳		7,487
生産年齢人口率		33,872 66.3%	生産年齢人口率		31,908 61.1%	生産年齢人口率		65,780 63.7%
65～69歳		3,067	65～69歳		3,136	65～69歳		6,203
70～74歳		2,395	70～74歳		2,669	70～74歳		5,064
75～79歳		2,092	75～79歳		2,787	75～79歳		4,879
80～84歳		1,554	80～84歳		2,501	80～84歳		4,055
85歳以上		903	85歳以上		2,313	85歳以上		3,216
老年人口率		10,011 19.6%	老年人口率		13,406 25.7%	老年人口率		23,417 22.7%
総 計		51,078	総 計		52,217	総 計		103,295

（資料）住民基本台帳

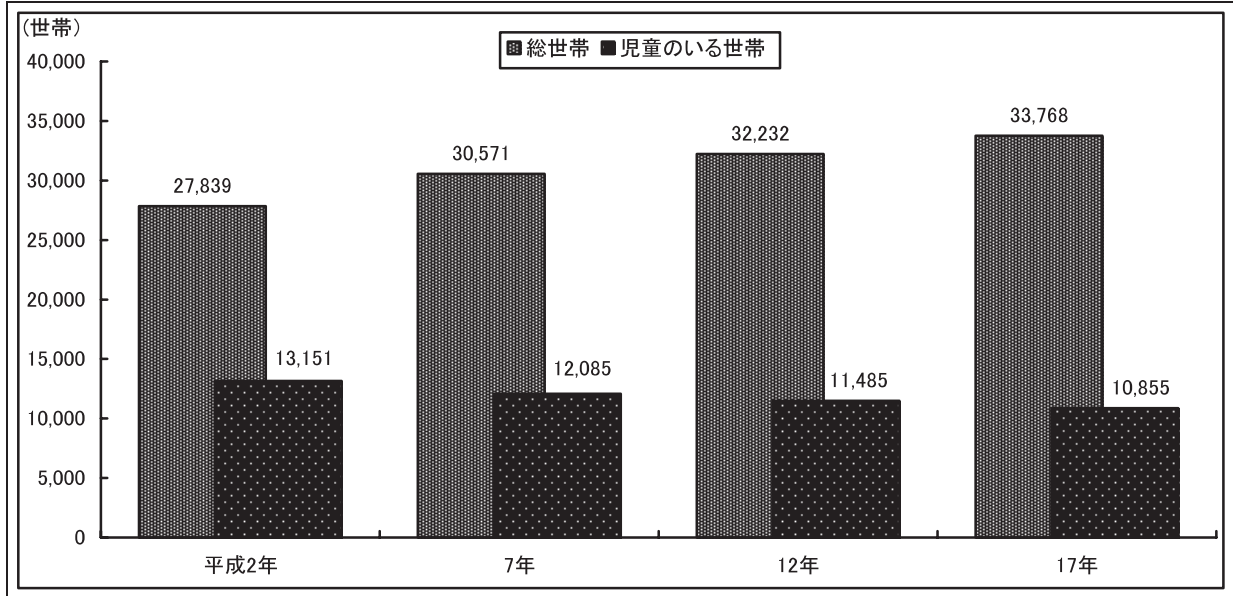
図3 5歳階級別人口



3. 18歳未満の子ども（児童）のいる世帯数

18歳未満の子ども（児童）のいる世帯数をみると、総世帯数の増加に反して18歳未満の子どもがいる世帯数は減少しており、少子化は子どもがいる世帯の減少となって現われています。

図4 18歳未満の子ども（児童）のいる世帯数



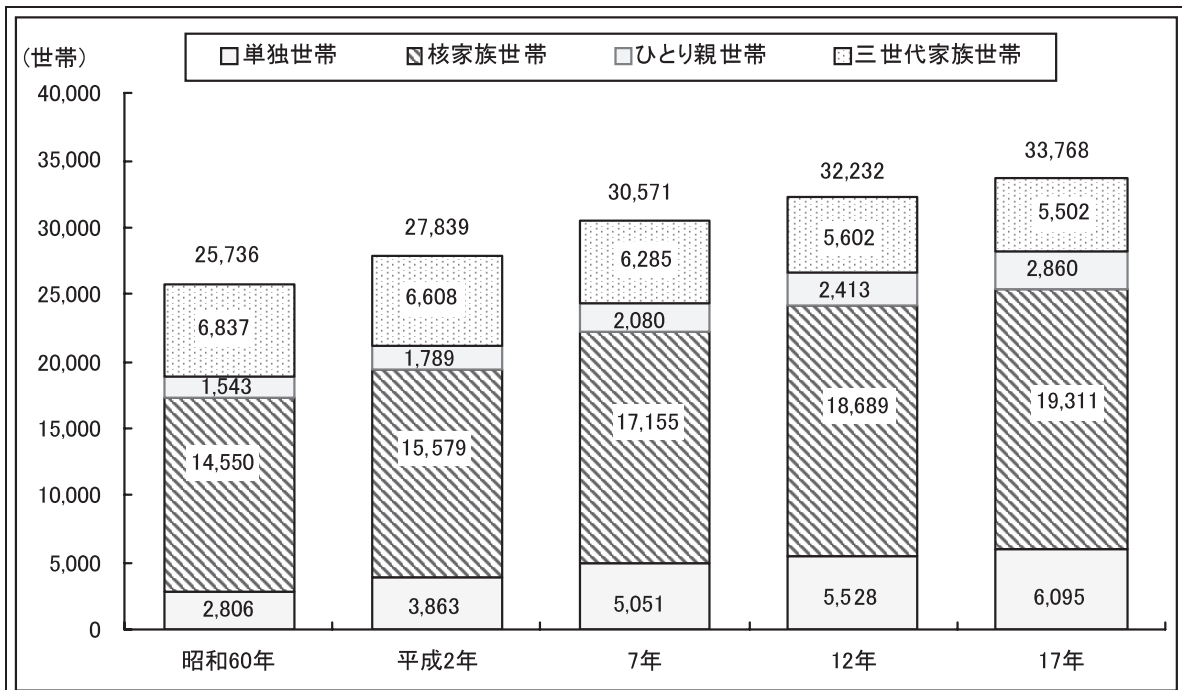
(資料)国勢調査

4. 世帯構成別世帯数の推移

世帯構成別世帯数の推移をみると、世帯の半数以上は核家族世帯であり、特に平成7年以降大幅に増加しています。また、ひとり親世帯や単独世帯も増加の一途をたどっています。

一方、三世帯家族世帯は年々減少しています。

図5 世帯構成別世帯数の推移



(資料)国勢調査

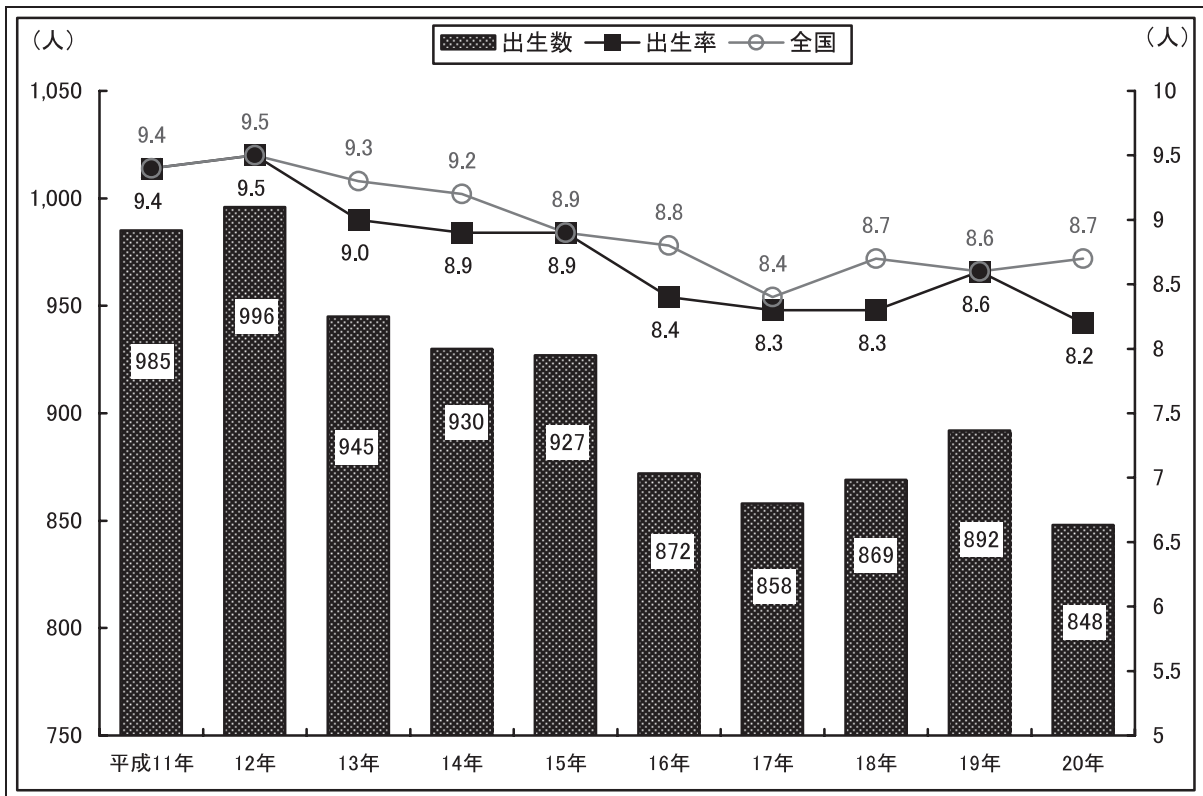
第2節 少子化の動向

1. 出生数の推移

本市に生まれた子どもの数をみると、平成12年に996人であった年間出生数が、平成17年の858人まで減り続けていましたが、平成18、19年と増加に転じ、892人まで回復しました。その後平成20年では848人となっています。

出生率の推移をみると、鹿沼市、全国ともに減少傾向で推移しています。

図6 出生数の推移

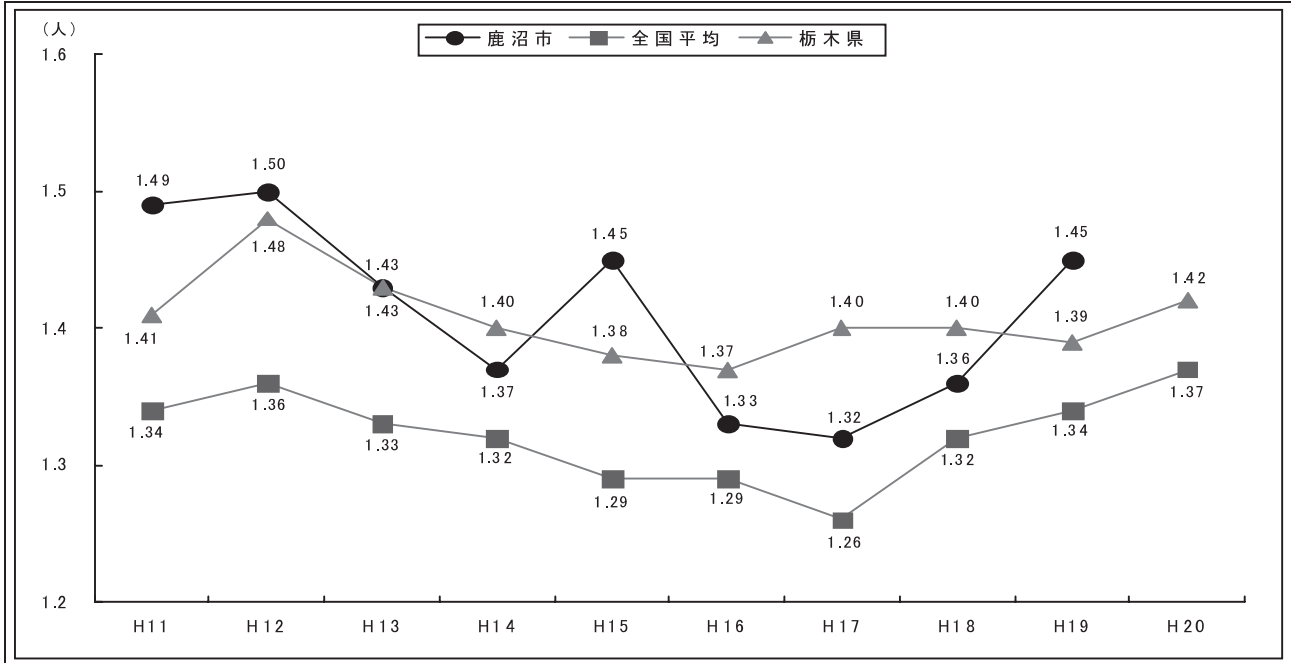


(資料)人口動態統計 ※出生率=年間出生数÷総人口×1000(人口千人当たり)

2. 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に出産する平均的な子どもの数）をみると、平成15年以降減少傾向にありましたが、平成18、19年にかけて増加に転じ、平成19年には全国、栃木県の数値を上回る1.45となりました。（平成20年は未算出）

図7 合計特殊出生率の推移



(資料)人口動態統計

3. 0～5歳人口の推移

0～5歳人口の推移をみると、全体で減少傾向を示しているなか、本市では平成18年から増加し始め平成20年は再び減少に転じています。

平成13年の0～5歳人口が5,451人に対して、平成21年では5,265で186人3.4%減少しています。

表3 0～5歳人口の推移（各年9月30日現在）（単位：人）

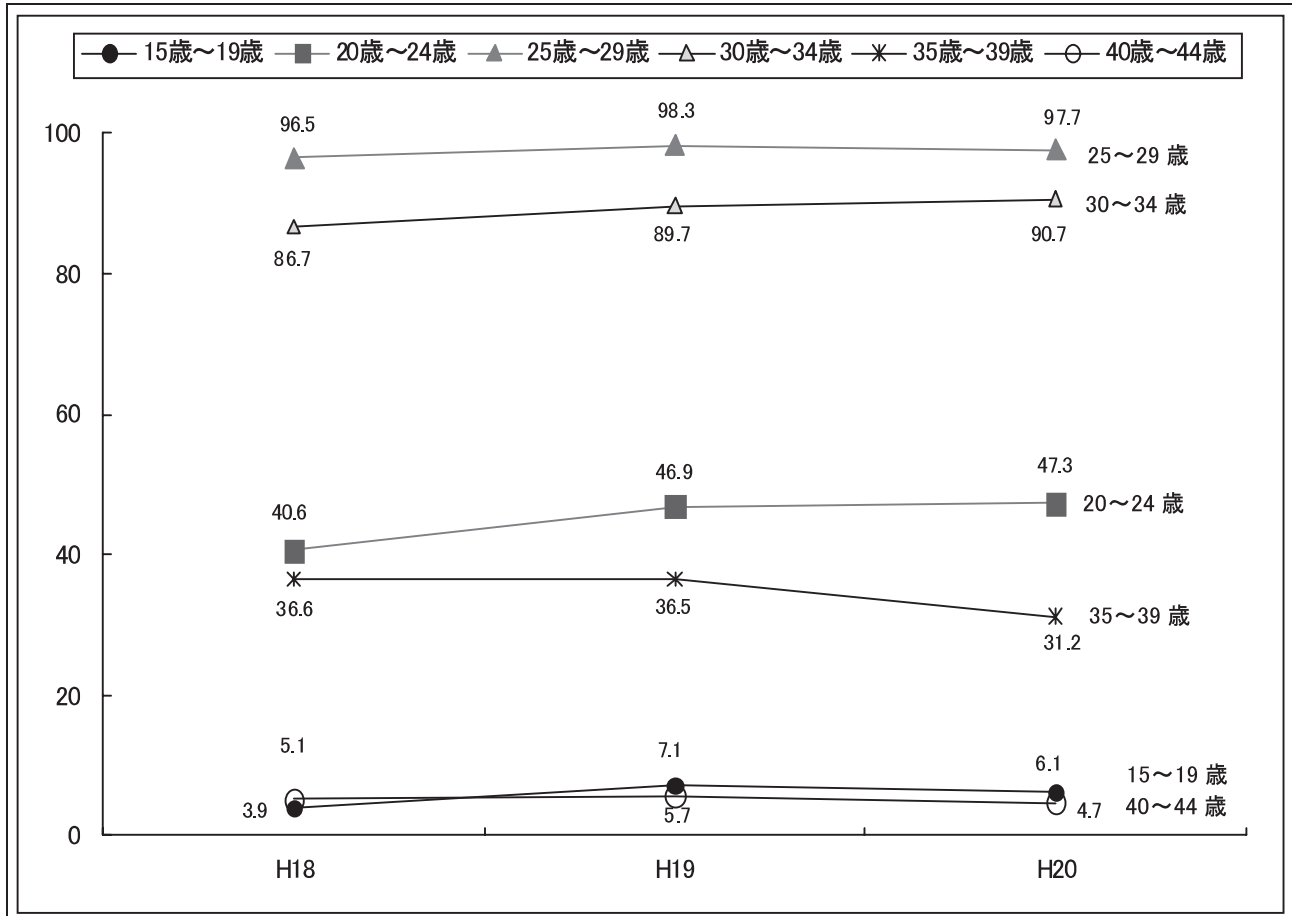
年次	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成13年	861	913	891	914	961	911	5,451
平成14年	823	883	912	891	915	961	5,385
平成15年	825	837	878	913	887	899	5,239
平成16年	788	836	842	876	930	897	5,169
平成17年	795	806	851	856	902	948	5,158
平成18年	816	864	891	913	935	934	5,353
平成19年	897	856	860	902	917	938	5,370
平成20年	840	933	846	869	904	908	5,300
平成21年	818	878	926	854	889	900	5,265

(資料)住民基本台帳

4. 年齢階級別出生率の推移

出生数の割合を母親の年齢階級別に推移をみると、出産時期が20～34歳まではほぼ増加傾向を示していますが、35～39歳は減少傾向を示しています。

図8 年齢階級別出生率（人口千人あたり）の推移



(資料)人口動態統計

第3節 園児・児童・生徒数の推移

1. 就学前児童の保育サービス利用状況

公立保育園、私立保育園、私立幼稚園の保育サービスを利用している児童は3,284人（平成21年4月1日現在）で、0～5歳人口の62.2%を占めています。また、サービスを利用していない児童は1,997人で、全体の37.8%になります。

0～2歳児については、72.7%の児童が家庭で保護者や親族等の保育であることが分かります。

表4 就学前児童の保育サービス利用状況（平成21年4月1日現在）（単位：人・%）

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
公立保育園	21	75	121	188	176	223	804
私立保育園	71	186	205	215	253	218	1,148
保育施設	3	15	10	9	9	13	59
私立幼稚園	—	—	9	350	456	458	1,273
計	95	276	345	762	894	912	3,284
年齢人口	823	904	894	813	920	927	5,281
通園率	11.5%	30.5%	38.6%	93.7%	97.2%	98.4%	62.2%

2. 就学前児童の保育サービス利用状況の推移

本市における就学前児童の通園率は、3歳から80%以上が保育園または幼稚園に通園し、4、5歳では95%以上が通園しています。

表5 就学前児童の保育サービス利用状況の推移（各年5月1日現在）（単位：人・%）

区分	平成18年				平成19年				平成20年			
	人口	保育園	幼稚園	通園率	人口	保育園	幼稚園	通園率	人口	保育園	幼稚園	通園率
0歳児	817	66	—	8.1%	866	79	—	9.1%	880	91	—	10.3%
1歳児	870	221	—	25.4%	796	247	—	31.0%	894	249	—	27.9%
2歳児	902	312	2	34.8%	887	328	4	37.4%	801	313	8	40.1%
3歳児	923	420	394	88.2%	937	414	398	86.7%	914	414	399	88.9%
4歳児	922	411	470	95.6%	913	438	458	98.1%	930	437	454	95.8%
5歳児	960	495	445	97.9%	933	420	466	95.0%	932	457	456	98.0%
計	5,394	1,925	1,311	60.0%	5,332	1,926	1,327	61.0%	5,351	1,961	1,317	61.3%

保育園に保育施設を含む

3. 児童・生徒数の推移

小学校、中学校ともに児童・生徒数は減少傾向を示しています。

表6 児童・生徒数の推移（各年5月1日現在）（単位：校・学級・人）

年次	小学校			中学校			児童・生徒数 合計
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数	
平成13年	22	225	5,882	9	99	3,224	9,106
平成14年	22	226	5,753	9	98	3,089	8,842
平成15年	22	228	5,706	9	101	3,044	8,750
平成16年	21	224	5,635	9	98	2,950	8,585
平成17年	21	225	5,545	9	104	2,928	8,473
平成18年	28	265	6,014	10	115	3,168	9,182
平成19年	28	264	5,985	10	118	3,127	9,112
平成20年	28	265	5,925	10	114	2,992	8,917
平成21年	28	255	5,797	10	117	3,009	8,806

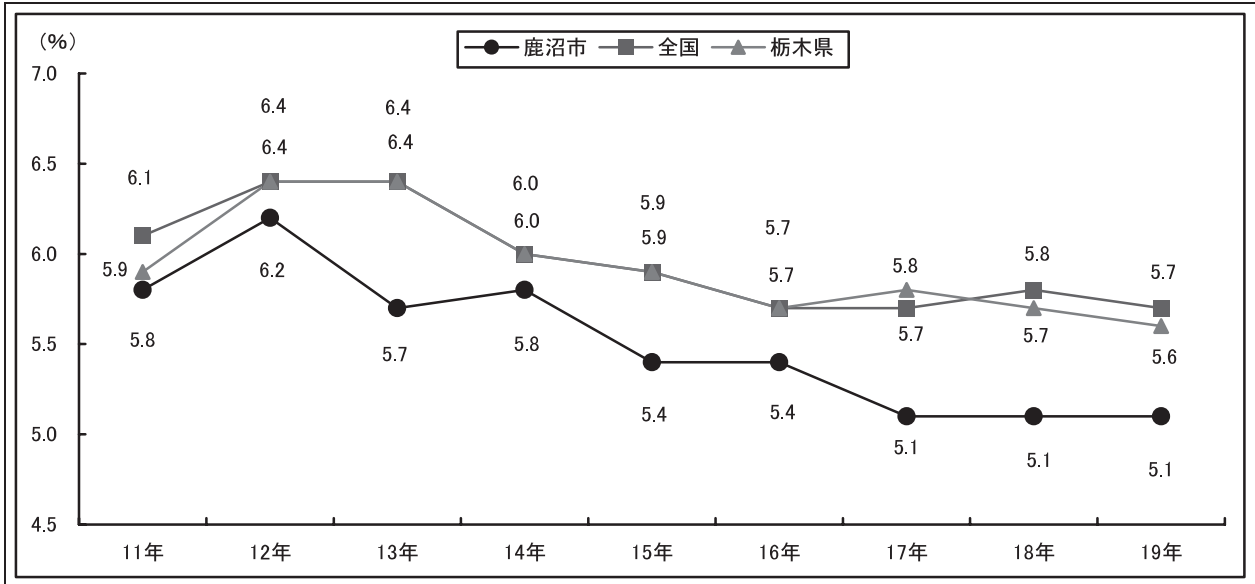
(資料)学校基本調査

第4節 婚姻等の動向

1. 婚姻率の推移

婚姻率の推移をみると、全国、栃木県と比較して鹿沼市の婚姻率は各年すべてにおいて下回っていることがわかります。

図9 婚姻率（人口千人あたり）の比較



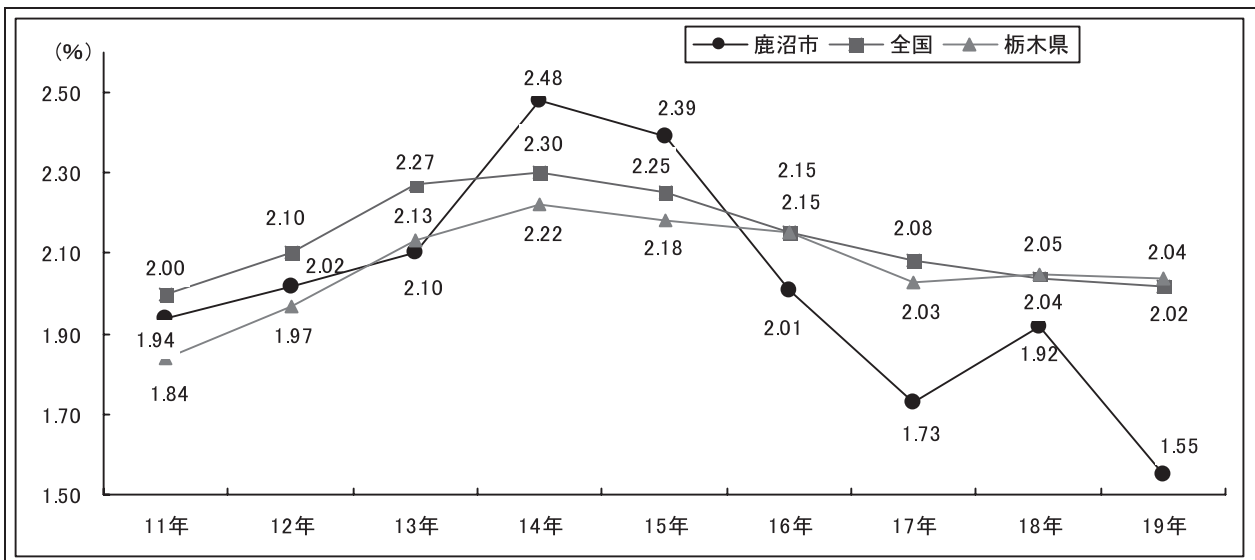
(資料)人口動態統計

2. 離婚率の推移

離婚率の推移をみると、全国、栃木県と比較して鹿沼市の離婚率は増減を繰り返しながら推移しています。

近年では、全国、栃木県においても減少傾向を示していますが、鹿沼市においても低い値で推移しています。

図10 離婚率（人口千人あたり）の比較



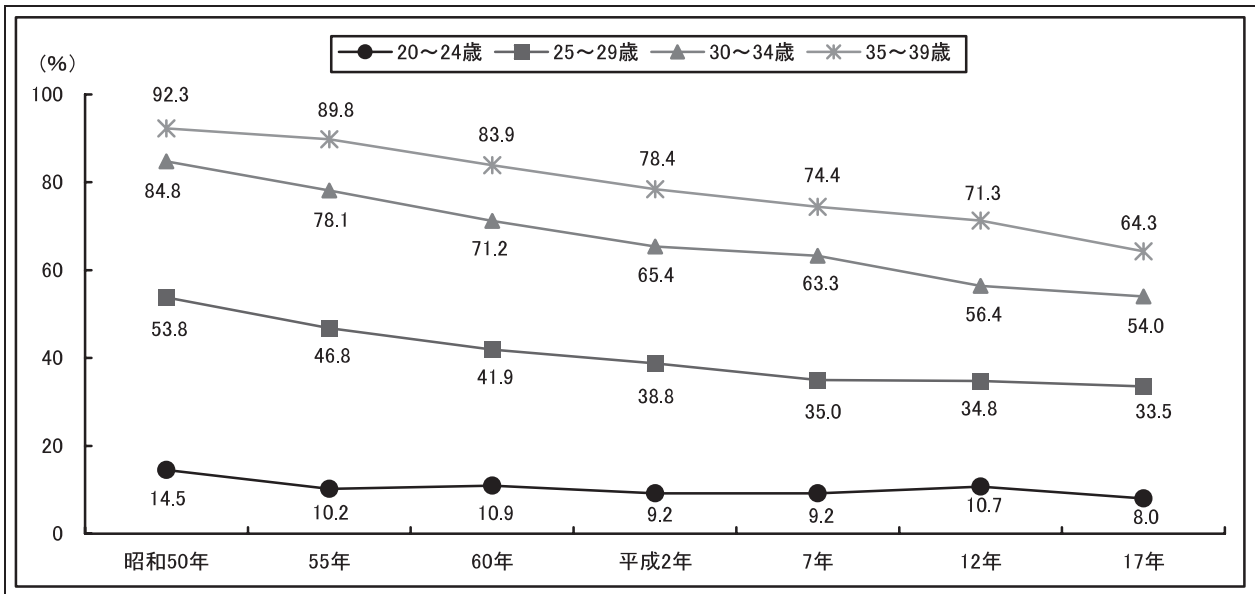
(資料)人口動態統計・栃木県保健統計年報

3. 年齢階級別有配偶率の推移

男性の年齢階級別有配偶率をみると、20～24歳で多少の増減はあるものの全体的には減少傾向を示しています。

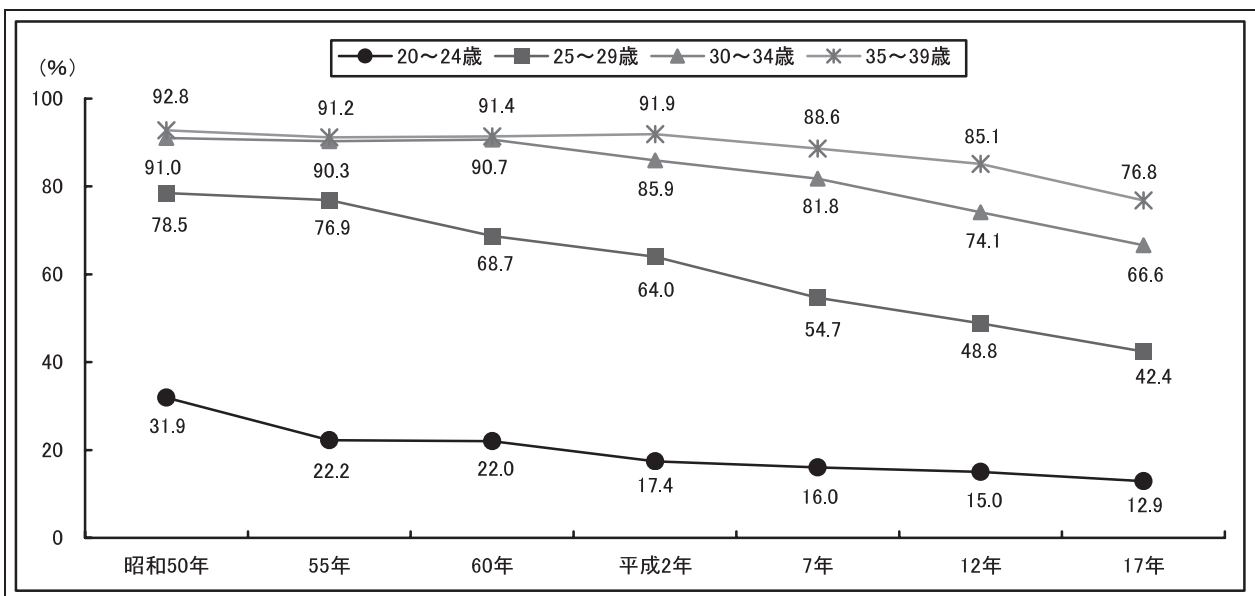
一方、女性の年齢階級別有配偶率をみると、年齢層別にピークの年代は異なるものの、近年では減少傾向の一途をたどっており、男女ともに非婚化、晩婚化傾向にあることが伺えます。

図11 年齢階級別有配偶率の推移（男性）



(資料)国勢調査

図12 年齢階級別有配偶率の推移（女性）



(資料)国勢調査

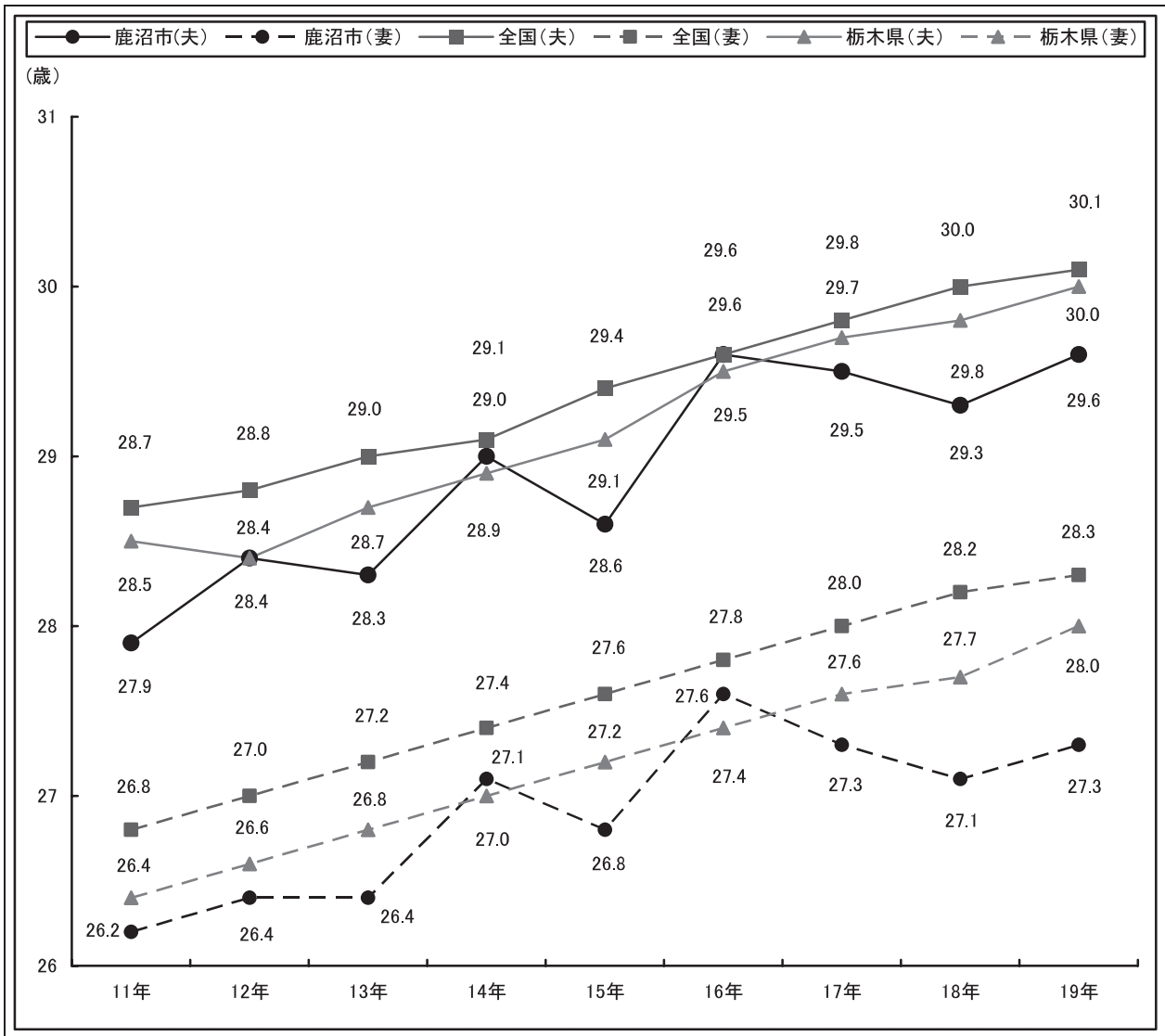
4. 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢の推移をみると、夫婦ともに全体的に初婚年齢が上昇傾向にあり、晩婚化が進んでいることがわかります。

また、鹿沼市の男性と女性を比較すると、平成11年では男性が27.9歳であったものが19年には29.6歳で1.7歳上昇し、女性では26.2歳が27.3歳で1.1歳上昇しています。

全国、栃木県ではともに女性の方で幾分晩婚化が進んでいることがわかります。

図13 平均初婚年齢の年次推移



(資料)人口動態統計

第5節 就業人口等の動向

1. 産業別就業者数

産業別就業者数を平成12年・17年の国勢調査で見ると、第1次産業、第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向にあります。

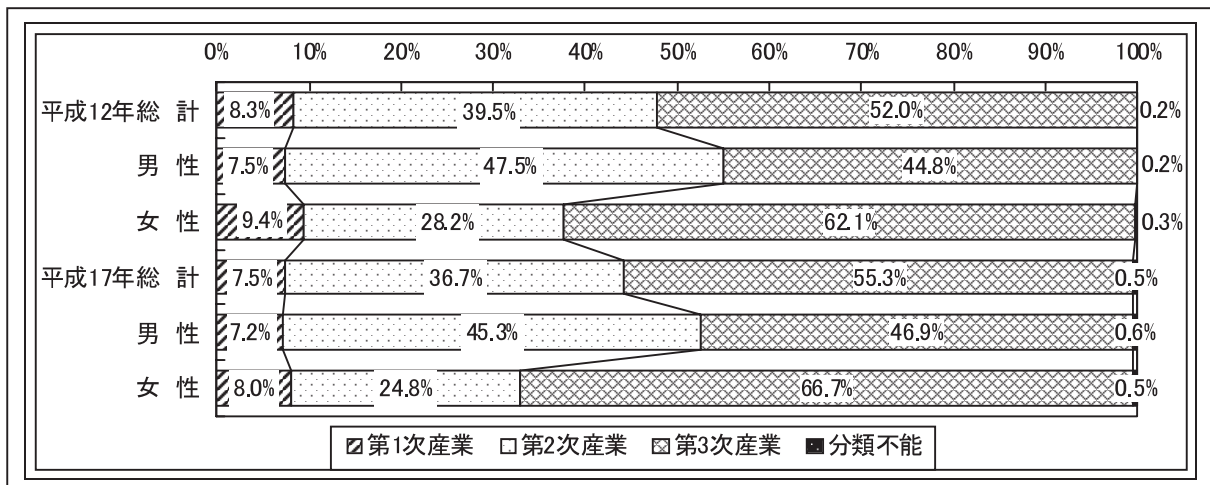
男女ともに第3次産業の割合は高く、男性では約半数、女性では半数以上を占めています。

表7 産業別就業者数（単位：人）

年 度 区 分	平成12年			平成17年		
	男 性	女 性	総 計	男 性	女 性	総 計
総 数	28,868	20,420	49,288	27,545	19,985	47,530
第1次産業	2,167	1,921	4,088	1,983	1,601	3,584
農 業	2,085	1,900	3,985	1,941	1,589	3,530
林 業	79	19	98	37	9	46
漁 業	3	2	5	5	3	8
第2次産業	13,718	5,760	19,478	12,477	4,946	17,423
鉱 業	173	80	253	86	24	110
建 設 業	4,174	811	4,985	3,730	703	4,433
製 造 業	9,371	4,869	14,240	8,661	4,219	12,880
第3次産業	12,921	12,683	25,604	12,931	13,335	26,266
電気・ガス・熱供給・水道	156	40	196	123	28	151
運 輸 ・ 通 信 業	2,213	548	2,761	2,342	785	3,127
卸売・小売業・飲食店	4,452	5,079	9,531	4,283	5,088	9,371
金 融 ・ 保 険 業	438	550	988	351	464	815
不 動 産 業	155	96	251	158	88	246
サ ー ビ ス 業	4,699	6,053	10,752	4,810	6,455	11,265
公 務	808	317	1,125	864	427	1,291
分 類 不 能	62	56	118	154	103	257

(資料)国勢調査

図14 産業別就業者数



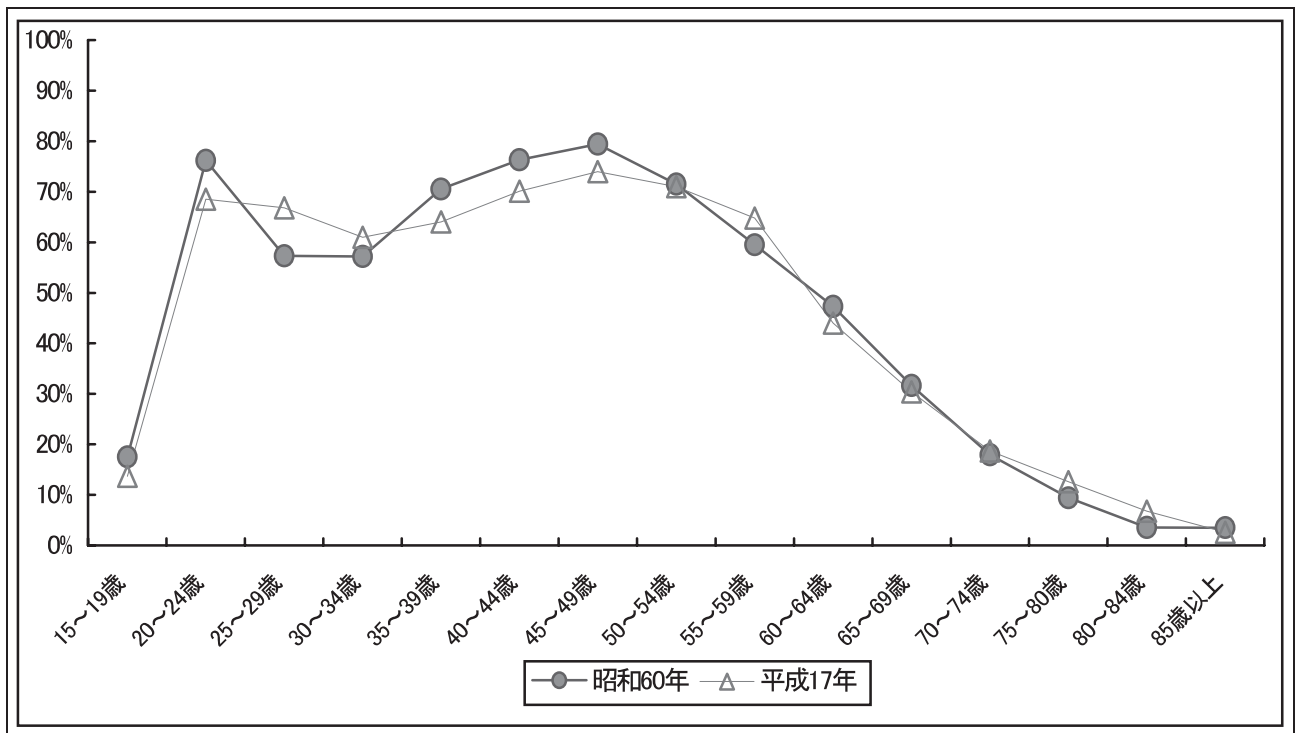
2. 女性の就労状況

これまでの女性の就労率は、25歳頃からいったん下がる傾向にありましたが、近年の傾向は30歳前後に移行してきており、これは結婚、出産、育児期にあたるこの時期に、多くの女性が離職することを意味しています。子育てが一段落した40歳代で再び就職率は上昇し、老年期に向かい下降します。

しかし、近年の傾向は、離職の傾向は低く制度等の利用により仕事を続ける傾向が強くなってきていることがうかがえます。

このような状況をグラフ化するとM字を描くことからM字曲線と呼ばれていますが、本市のM字は年々緩やかな線を描いてきています。

図15 女性の就労状況



(資料) 国勢調査

第6節 鹿沼市の子育て関連施設の現状

1. 保育園の状況

(1) 保育園の利用園児数

保育園の利用園児数をみると、0歳で92人11.2%、3歳で403人49.6%、5歳で441人47.6%となっています。

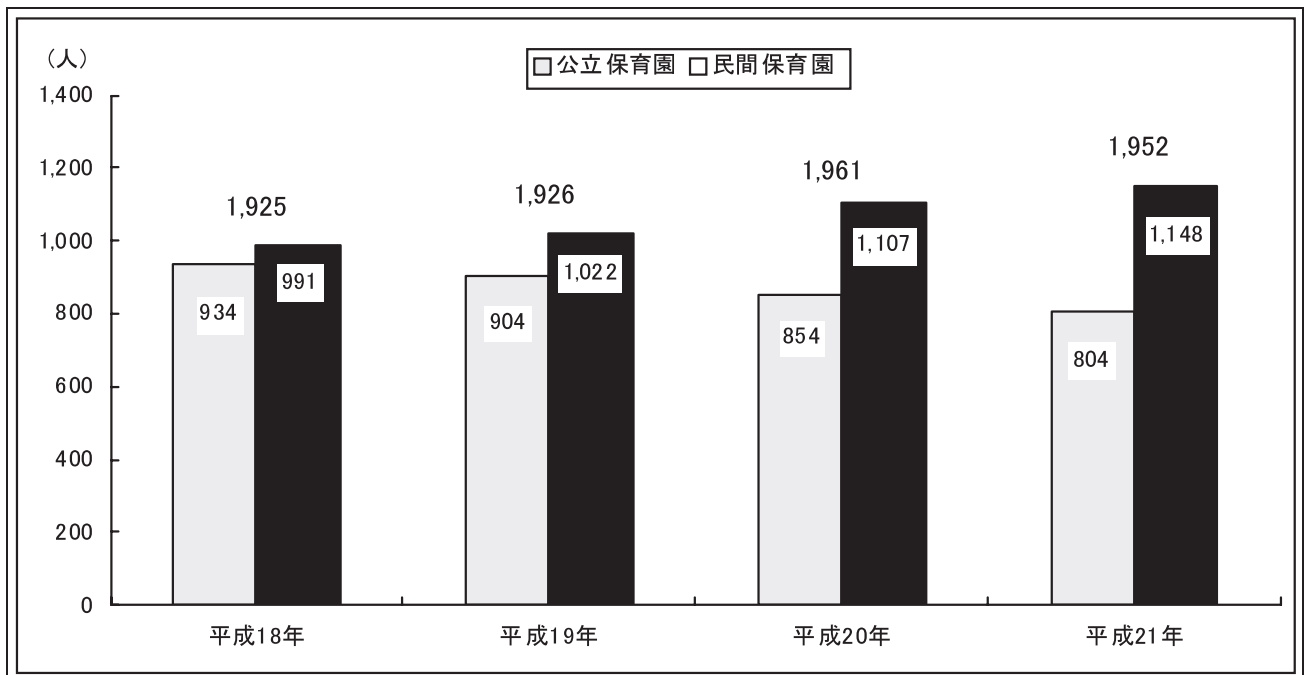
表8 保育園の利用園児数（平成21年4月1日現在）（単位：人・%）

施設	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立保育園	21	75	121	188	176	223	804
民間保育園	71	186	205	215	253	218	1,148
計	92	261	326	403	429	441	1,952
年齢人口	823	904	894	813	920	927	5,281
占める割合	11.2%	28.9%	36.5%	49.6%	46.6%	47.6%	37.0%

(2) 保育園の利用園児数の推移

保育園の利用園児数の推移をみると、保育園利用者数は年々増加傾向にあります。

図16 保育園の利用園児数の推移（各年4月1日現在）（単位：人）



(3) 保育園の特別保育の状況

現在本市では、公立保育園 13 園、私立保育園 9 園、児童館が 3 か所あり、通常保育のほかに特別保育を各保育園で表 9 のとおり実施しています。

表 9 保育園の特別保育の現状（平成 21 年 4 月 1 日現在）

番号	種別	保育園名	開所時間								保育サービスの状況							
			平日				土曜日				月齢 (月)	0歳児預かり	障がい児保育	病後児保育	延長保育	休日保育	夜間保育	一時保育
			規定による開所時間		実際の開所時間		規定による開所時間		実際の開所時間									
			開所	閉所	開所	閉所	開所	閉所	開所	閉所								
1	公立	こじか保育園	8:30	17:15	7:30	19:00	8:30	17:15	7:30	18:00	3	○		○				○
2	公立	西保育園	8:30	17:15	7:30	19:00	8:30	12:30	7:30	12:30	3	○		○				○
3	公立	南保育園	8:30	17:15	7:30	18:00	8:30	12:30	7:30	12:30	3	○						○
4	公立	北保育園	8:30	17:15	7:30	18:00	8:30	12:30	7:30	12:30	10	○						○
5	公立	もみやま保育園	8:30	17:15	7:30	18:00	8:30	12:30	7:30	12:30	10	○						○
6	公立	ひなた保育園	8:30	17:15	7:30	18:00	8:30	12:30	7:30	12:30	6	○						○
7	公立	いぬかい保育園	8:30	17:15	7:30	18:00	8:30	12:30	7:30	12:30	6	○						○
8	公立	こぼと保育園	8:30	17:15	7:30	19:00	8:30	12:30	7:30	12:30	10	○		○				○
9	公立	なんま保育園	8:30	17:15	7:30	18:00	8:30	12:30	7:30	12:30	6	○						○
10	公立	粟野保育園	8:30	17:15	7:30	19:00	8:30	12:30	7:30	12:30	3	○		○				○
11	公立	粕尾保育園	8:30	17:15	7:30	18:00	8:30	12:30	7:30	12:30	12	○						
12	公立	永野保育園	8:30	17:15	7:30	18:00	8:30	12:30	7:30	12:30	12	○						
13	公立	清洲保育園	8:30	17:15	7:30	18:00	8:30	12:30	7:30	12:30	3	○						○
14	私立	青い鳥幼稚園	8:00	17:30	7:00	19:00			8:00	17:00	2	○		○				○
15	私立	津田保育園	8:30	18:00	7:00	19:00			7:00	17:30	2	○		○				○
16	私立	茂呂保育園	7:00	18:00	7:00	19:30			8:00	14:00	2	○	○	○	○			○
17	私立	まなぶ保育園	7:00	18:00	7:00	19:00			7:00	13:00	2	○		○				○
18	私立	日吉保育園	7:00	18:00	7:00	19:00			7:00	17:00	2	○		○				○
19	私立	沖保育園	7:30	18:30	7:30	20:30			7:30	17:30	2	○		○				○
20	私立	あづま保育園	8:30	19:30	7:00	22:00			7:00	18:00	2	○		○			○	○
21	私立	村井保育園	7:00	18:00	7:00	19:00			7:00	18:00	2	○		○				○
22	私立	さつきが丘保育園	7:00	18:00	7:00	19:00			8:00	14:00	2	○		○				○
23	児童館	西大芦児童館	8:30	17:15	8:00	18:00	8:30	12:30	7:30	12:30	12	○						
24	児童館	板荷児童館	8:30	17:15	8:00	18:00	8:30	12:30	7:30	12:30	12	○						
25	児童館	加蘇児童館	8:30	17:15	8:00	18:00	8:30	12:30	7:30	12:30	12	○						

※23～25の児童館については、保育所型児童館

2. 認可外保育施設の状況

(1) 認可外保育施設の利用園児数

公的保育サービスを補完し、個別的なニーズに対応していくための認可保育園以外の施設として、平成21年は、民間保育施設が2か所、企業内保育施設が5か所となっています。

民間保育施設の利用者は、平成18年の79人から平成21年には31人と減少傾向にあります。企業内保育施設は、平成18年の20人から平成21年には28人と増加傾向にあります。

表10 認可外保育施設の利用人数（各年4月1日現在）（単位：か所・人）

保育施設	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数
民間保育施設	2	79	2	72	2	51	2	31
企業内保育施設	4	20	4	22	5	31	5	28
計	6	99	6	94	7	82	7	59

3. 幼稚園の状況

(1) 幼稚園の利用園児数

幼稚園8か所の平成21年4月1日現在の利用園児数は、1,204人となっています。

表11 市内私立幼稚園の利用園児数（平成21年4月1日現在）（単位：人）

施設名	3歳	4歳	5歳	合計
鹿沼幼稚園	64	104	120	288
聖母幼稚園	27	41	35	103
ひかり幼稚園	87	97	95	279
いずみ幼稚園	30	33	27	90
仁神堂幼稚園	25	32	31	88
晃望台幼稚園	37	52	52	141
みどり幼稚園	52	55	64	171
清滝寺幼稚園	10	22	12	44
合計	332	436	436	1,204

(2) 幼稚園の利用園児数の推移

幼稚園の利用園児数の推移をみると、平成18年は施設数22か所で1,311人、平成21年は27か所で1,273人となっています。

表12 幼稚園の利用園児数の推移（各年4月1日現在）（単位：か所・人）

施設数	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
施設数（園数）	22	18	25	27
園児数	1,311	1,327	1,317	1,273

4. 児童館の利用状況

児童館は、子どもの遊び場、また、世代間交流の場として2か所設置されています。

表13 児童館の利用状況（単位：人）

利用者	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学生	7,678	11,978	11,809
中学生	180	385	344
幼児	946	722	716
その他	3,503	4,432	3,514
計	12,307	17,517	16,383
1日平均利用者数	43	63	60

5. 子育て支援センターの利用状況

3か所の子育て支援センターで、保護者の子育て不安などに対応するための相談、情報提供、仲間づくり及び各種講座などを行っており、年々利用者数が増加しています。

表14 子育て支援センターの利用状況（単位：人）

利用者	平成18年度	平成19年度	平成20年度
0歳～2歳	7,480	8,121	10,152
3歳～5歳	1,467	1,544	1,776
小学生	13	3	34
保護者	7,782	8,385	10,158
ボランティア	0	0	0
計	16,742	18,053	22,120

6. ファミリー・サポート・センター事業

本市におけるファミリー・サポート・センター事業は、平成14年からNPO法人に委託し実施していますが、利用件数、児童数ともに安定した利用となっています。

表15 ファミリー・サポート・センター事業の推移（単位：人）

年 度	利用件数	利用実児童数	利用時間数
平成18年	2,897	107	2,587
平成19年	2,708	108	3,012
平成20年	2,884	115	3,034

7. 放課後児童健全育成事業

(1) 学童クラブの利用状況

本市では、24 か所で放課後児童健全育成事業(学童クラブ)を実施しています。

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校低学年の児童を主に対象とし、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供することにより放課後児童の健全な育成を図るために開設しています。

表 16 学童クラブの利用状況(平成 21 年 6 月 1 日現在)(単位:人)

施設名	1年	2年	3年	4年～	合計
鹿沼市中央児童会	14	16	19	0	49
鹿沼市さつきが丘児童会	43	42	47	0	132
鹿沼市東児童会	23	28	38	0	89
A I . A . S . A 愛学童	34	26	23	36	119
かもしかクラブ	20	10	13	10	53
おしはらクラブ	21	12	15	19	67
学童保育館にっこりくらぶ	17	17	20	5	59
すず福社会わんぱくランド	8	8	0	0	16
学童クラブひまわりクラブ	8	13	5	10	36
まこと福社会ひふみクラブ	20	19	15	19	73
わくわくくらぶ	12	21	6	0	39
菊東なかよしクラブ	19	13	16	15	63
元気いたがっこクラブ	9	3	1	5	18
学童保育なかよしランド	9	3	13	11	36
学童保育館わらべくらぶ	7	2	2	5	16
石川げんきくらぶ	10	10	6	4	30
夢ひろばなんま学童	8	8	14	13	43
学童保育元気クラブ	19	12	21	1	53
加蘇地区学童クラブ	4	2	9	8	23
スマイルクラブ	7	10	5	5	27
菊西学童	4	9	9	4	26
日吉学童クラブ	5	9	12	3	29
青い鳥キッズクラブ	7	9	0	0	16
池ノ森小学校学童保育クラブ	1	3	3	9	16
合計	329	305	312	182	1,128

(2) 学童クラブ利用人数の推移

実施施設数はニーズにあわせて設置されています。また、利用者数は平均的な人数で推移しています。

表 17 学童クラブ利用人数の推移（各年6月1日現在実利用人数）（単位：か所・人）

実施施設数	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
実施施設数（か所）	18	22	23	24
人 数	1,034	1,187	1,276	1,128

8. 放課後こども教室

(1) 放課後こども教室の利用状況

本市では、6 か所で放課後こども教室を実施しています。小学校の余裕教室等を活用して、地域のボランティア等の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施しています。

表 18 放課後こども教室の利用状況（平成 21 年 6 月 1 日現在）（単位：人）

施設名	1 年	2 年	3 年	4 年～	合計
学びステーション鹿沼	0	2	4	2	8
ワクワクおもしろ教室	4	15	2	3	24
スマイルーム	0	0	0	9	9
子ども夢広場	0	0	0	7	7
北光クラブ	37	4	1	0	42
池ノ森小学校放課後スクール	1	3	3	9	16
合 計	42	24	10	30	106

(2) 放課後こども教室の利用人数の推移

放課後こども教室利用者数は、下表のとおり推移しています。

表 19 放課後こども教室利用人数の推移（各年6月1日現在実利用人数）（単位：か所・人）

実施施設数	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
実施施設数（か所）	6	6	6
人 数	134	118	106

※平成 19 年度は 12 月から開設のため 12 月 1 日現在利用人数

9. 障がい児の福祉サービス

(1) 障がい児保育

障がい児保育は、すべての園で受入体制を整え実施しています。その他、障がい福祉サービス事業所「こども発達支援センターあおば園」があり、いろいろな指導を受けながら、交流し、障がい児の発達を援助しています。

(2) 障がい児通園事業

障がい児通園（デイサービス）事業を、こども発達支援センターあおば園で実施しています。

(3) 福祉の心醸成事業

福祉に関するクラブ活動は、小学校で3校に設置されており、運動会や学習発表会に高齢者を招待し、交流を図る活動は、小学校全校で行っています。

平成22年4月には、西中学校敷地内に栃木県立富屋特別支援学校鹿沼分校が設置されます。西中学校はもちろん、市内の小中学校において交流学習等を積極的に行っていきます。

(4) 介護負担軽減事業

心身障がい児を抱える家庭の緊急時や介護者のリフレッシュのため、子どもを一時預かるレスパイトサービスや家庭の介護負担軽減を実施しています。

現在は、心身介護や家事援助を行うホームヘルパーを派遣するため、日中一時支援や短期入所・障がい児の学童クラブ及び障がい児通園（デイサービス）事業を行っています。

(5) 心身に障害をもつ幼児の教育支援

障害をもつ幼児の健やかな育成を支援するため、幼稚園で行う障がい児教育に対し幼稚園特別支援教育費補助金を交付しています。

10. 小児医療サービス

本市には、小児科として18医療機関が設置されており、鹿沼市休日急患診療所において内科、小児科、歯科の診療を行っています。

第7節 母子保健の現状

1. 思春期

思春期は、母性、父性を育む重要な時期であるとともに、心身ともに成長が著しく、人間としての人格形成の時期でもあります。

思春期の子どもたちを取り巻く環境は、情報化時代を反映して、さらに複雑多岐となっており、近年は、特に不登校やひきこもりなどの心の問題が深刻化しています。

喫煙、飲酒、薬物乱用などの健康問題も含め、思春期の子どもが抱える課題は、大きな社会問題であり、保護者も含めた支援が必要です。なお、人工妊娠中絶については、前期計画と比較して減少していますが、実施率は全国に比較して高い状況にあります。

表 20 人工妊娠中絶件数

年 齢	栃木県		全 国	
	平成 14 年(実施率)	平成 19 年(実施率)	平成 14 年(実施率)	平成 19 年(実施率)
20 歳 未 満	951	395	44,987	23,985
20 ～ 24 歳	1,449	1,001	79,224	62,523
25 ～ 29 歳	1,226	957	68,766	54,653
30 ～ 34 歳	1,113	945	63,293	52,718
35 ～ 39 歳	849	767	49,403	44,161
40 ～ 44 歳	408	291	21,618	17,145
45 ～ 49 歳	28	16	1,885	1,447
50 歳 以 上	—	0	36	24
不 詳	1	0	114	16
総 数	6,025(13.5%)	4,372(10.4%)	329,326 (11.4%)	256,672(9.3%)

(資料)厚生労働省統計局保健衛生

2. 妊娠、出産

(1) 妊娠届

妊娠届をすると、母子健康手帳・父子手帳及びハローベビー手帳の交付が受けられます。市民の利便性を考慮し、市役所窓口及び各地区のコミュニティセンターでも受付をしています。

妊娠届の際には、母子保健サービスのほか、新米パパママ学級など、出産までの様々なサービスの案内をしています。

妊娠期の健康管理上、早期の届出を勧めており、平成 20 年度においては、妊娠 11 週以内の届け出が全体の 89.0%となっています。

(2) 出産した人の年齢

母の年齢が 35 歳以上の出生割合が年々増加しています。また、出産の時期については、妊娠週数が 37 週以降の出産を正期産といますが、37 週未満の出産の割合は年々増加傾向にあります。

表 21 出生数 (単位：人)

母の年齢	出生数					
	平成 18 年		平成 19 年		平成 20 年	
	栃木県	全国	栃木県	全国	栃木県	全国
総数	17,647	1,092,674	17,233	1,089,818	17,240	1,091,150
～19	272	15,974	252	15,250	240	15,465
20～24	2,370	130,230	2,285	126,180	2,255	124,690
25～29	5,691	335,771	5,433	324,041	5,252	317,749
30～34	6,489	417,776	6,264	412,611	6,300	404,769
35～39	2,507	170,775	2,649	186,568	2,833	200,328
40～44	308	21,608	346	24,553	354	27,523
45～49	10	522	4	590	6	594
50～	0	9	0	19	0	24
不詳	0	9	0	6	0	8

(資料)人口動態総覧

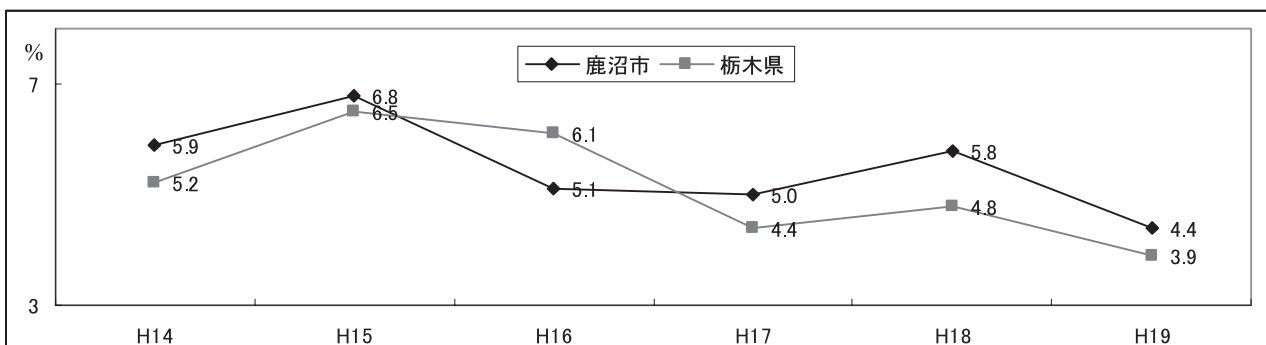
3. 出生

(1) 周産期死亡

妊娠満 22 週以後の死産と早期新生児死亡（生後 7 日未満の死亡）を周産期死亡といい、出産（出生と妊娠満 22 週以後の死産を合わせた数）1,000 人に対する周産期死亡数を周産期死亡率といいます。周産期死亡は、母体の健康状態に大きく影響を受けることから「出生をめぐる死亡」という意味で、周産期死亡率は母子保健の重要な指標とされています。

県では、平成 8 年度に自治医科大学附属病院と獨協医科大学病院に、総合周産期母子医療センターが設置され、胎児期から分娩、新生児期の一貫した医療提供ができるようになり、さらに、平成 9 年度からは「栃木周産期医療システム」として、地域の周産期医療機関との連携のもと効果的に周産期医療を提供できる体制が整備され、栃木県の周産期死亡率は平成 19 年には 3.9%まで減少してきています。

図 17 周産期死亡率

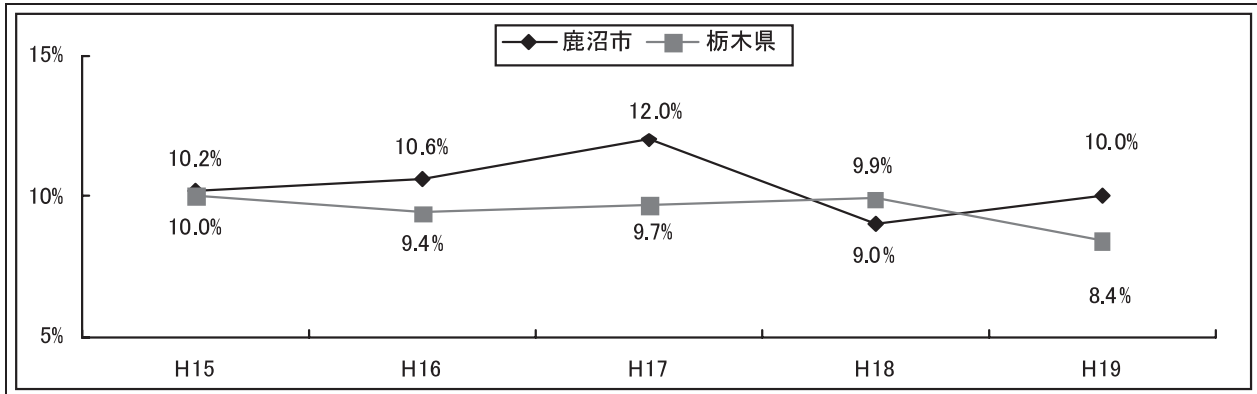


(2) 低出生体重児

出生時の体重が2,500g未満の子どもを低出生体重児といいます。

低出生体重児は、身体機能が未熟な場合が多く、特に出生体重が小さいほど、高度な医療技術を必要とされています。

図18 低出生体重児の出生割合の推移



(資料)人口動態統計

4. 乳幼児

(1) 新生児死亡

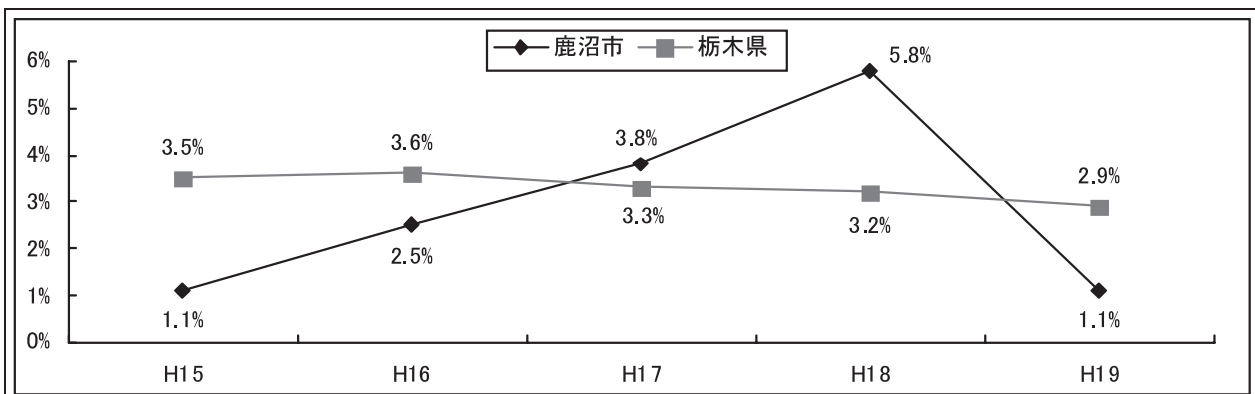
生後28日未満の新生児死亡の原因は、ほとんどが周産期に発生した病態と先天性疾患などによるものです。

(2) 乳児死亡

1歳未満の乳児死亡の原因は、先天性の疾病や周産期に発生した病態が主なものとなっています。

乳児死亡原因の高位を占めるものとして、不慮の事故があり今後の課題となっています。

図19 乳児死亡率の推移



(資料)人口動態統計

5. 母子保健事業の状況

本市では、乳幼児健康診査を実施しています。乳幼児健康診査は、「疾病・異常の早期発見」だけでなく、「子どもの成長・発達を理解する場」であり、「生活環境や生活リズム」の指導、「育児支援」としての役割も大きく占めています。また、親子の関わりや母親の育児不安への対応、育児の交流の場としても活用しています。さらに、育児中の母親の心と体の健康支援も重要な視点です。未受診児に対しては、子どもの成長・発達のみならず、養育環境に問題がある場合も考えられるため、健診受診勧奨を行い、必要に応じて訪問指導の実施、育児相談等に結びつけ、未受診理由の把握に努めています。

表 22 母子保健事業の状況

事業名	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
妊娠届出	初産婦	420 人	初産婦	388 人	初産婦	390 人
	経産婦	401 人	経産婦	485 人	経産婦	516 人
新米パパママ学級 (延べ人数)	母親参加者	288 人	母親参加者	153 人	母親参加者	144 人
	両親参加者	47 人	両親参加者	70 人	両親参加者	48 人
新生児・乳児訪問 (延べ人数)	新生児訪問	386 人	新生児訪問	467 人	こんにちは 赤ちゃん訪問	709 人
	乳幼児訪問	201 人	乳幼児訪問	241 人	乳幼児訪問	283 人
	電話相談	1,068 人	電話相談	529 人	電話相談	1,625 人
乳児健康診査	先天性股関節脱臼検診		先天性股関節脱臼検診		先天性股関節脱臼検診	
	対象者	868 人	対象者	915 人	対象者	844 人
	受診者	837 人	受診者	885 人	受診者	819 人
	受診率	96.7%	受診率	96.7%	受診率	97.0%
	4 か月児健康診査		4 か月児健康診査		4 か月児健康診査	
	対象者	816 人	対象者	920 人	対象者	855 人
	受診者	793 人	受診者	876 人	受診者	817 人
	受診率	97.2%	受診率	95.2%	受診率	95.6%
	10 か月児健康診査		10 か月児健康診査		10 か月児健康診査	
対象者	812 人	対象者	918 人	対象者	901 人	
受診者	767 人	受診者	851 人	受診者	876 人	
受診率	94.5%	受診率	92.7%	受診率	97.2%	
1 歳 6 か月児健康診査	対象者	892 人	対象者	875 人	対象者	933 人
	受診者	821 人	受診者	804 人	受診者	893 人
	受診率	92.0%	受診率	91.9%	受診率	95.7%
3 歳児健康診査	対象者	934 人	対象者	891 人	対象者	824 人
	受診者	871 人	受診者	826 人	受診者	772 人
	受診率	93.3%	受診率	92.7%	受診率	93.7%
乳幼児相談	延べ	191 人	延べ	219 人	延べ	466 人
発達相談	延べ	295 人	延べ	247 人	延べ	250 人
のびのび発達相談	—	—	相談児数	617 人	相談児数	702 人
親子むし歯予防教室	延べ	359 人	延べ	393 人	延べ	413 人
母子保健教育	回数 51 回・延べ 1,122 人		回数 38 回・延べ 724 人		回数 41 回・延べ 1,419 人	

第3章 ニーズ調査の分析

第3章では、「子育て支援に関するニーズ調査」から、子育て支援の必要性や課題を抽出します。

第1節 地域における子育て

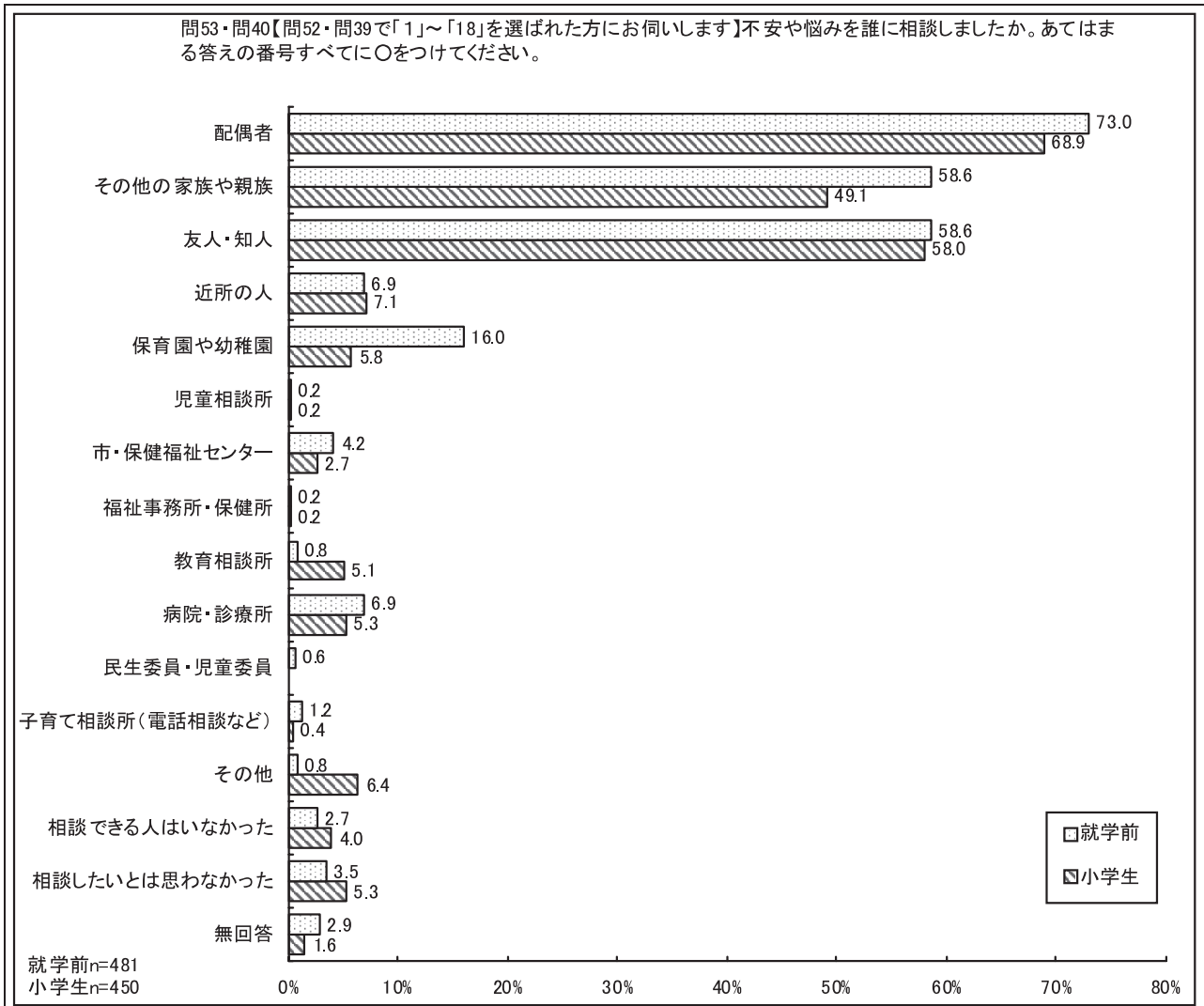
1. 地域における子育て

(1) 不安や悩みの相談相手

子育てに関する不安や悩みの相談相手をみると、「配偶者」、「その他の家族や親族」、「友人・知人」と回答している方が多くみられます。(就学前：問53、小学生：問40)

なかには「相談できる人がいなかった」という回答もあり、また、子育て支援センターでの利用者数が増加傾向にある(表14参照)ことなどから、相談や情報提供に対する支援をさらに充実していく必要性が伺えます。

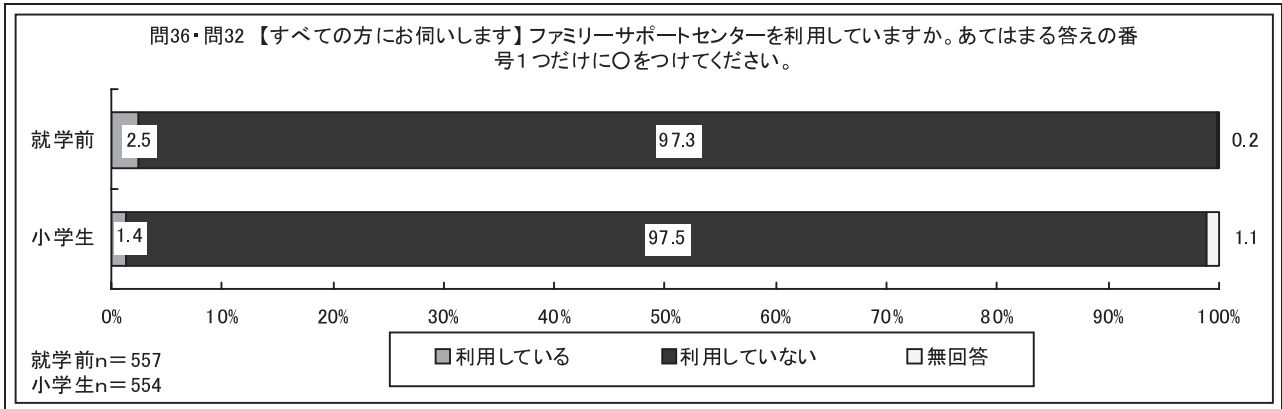
図20 不安や悩みの相談相手



(2) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターを利用したことがあるという回答は、全体の1.9%でした。利用者数は順調に増加していますが、今後もサービスの充実や事業の周知、情報の提供の必要性が伺えます。(就学前：問36、小学生：問32)

図21 ファミリー・サポート・センターの利用の有無



(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの利用時間（終了時間）の希望を聞いたところ、19時までの回答が32.6%となっていることから、終了時間の延長の必要性が伺えます。

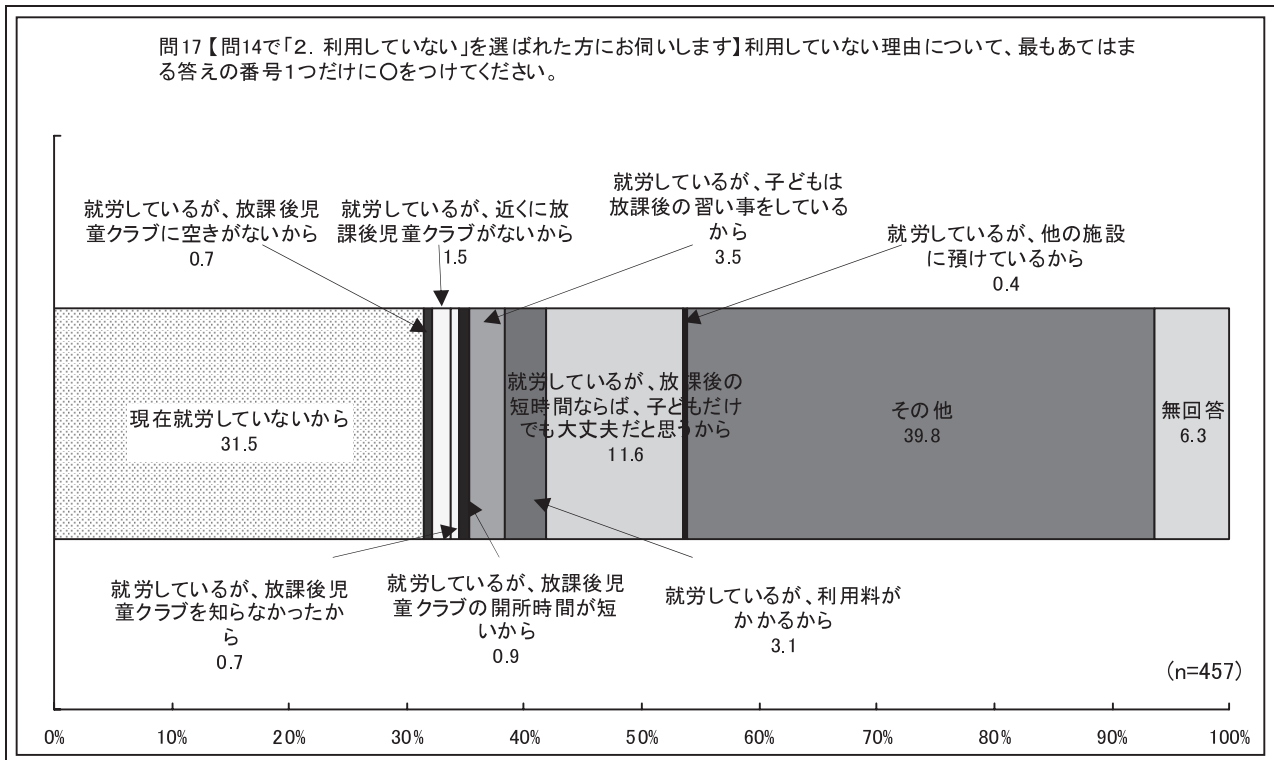
なお、放課後児童クラブを利用していない理由を聞いたところ「就労しているが、利用料がかかるから」が3.1%、「就労しているが、放課後児童クラブの開所時間が短いから」が0.9%、「就労しているが、放課後児童クラブを知らなかったから」が0.7%となっています。

(小学生：問16・17)

表23 希望の利用時間帯（何時まで）

利用時間 (何時まで)	人数 (人)	構成比 (%)	利用時間 (何時まで)	人数 (人)	構成比 (%)	利用時間 (何時まで)	人数 (人)	構成比 (%)
4.0	2	2.2	16.0	3	3.3	18.0	20	21.7
5.0	3	3.3	16.5	1	1.1	19.0	30	32.6
6.0	5	5.4	17.0	15	16.3	20.0	1	1.1
7.0	2	2.2	17.5	2	2.2	無回答	8	8.7
合 計							92	100.0

図22 利用していない理由

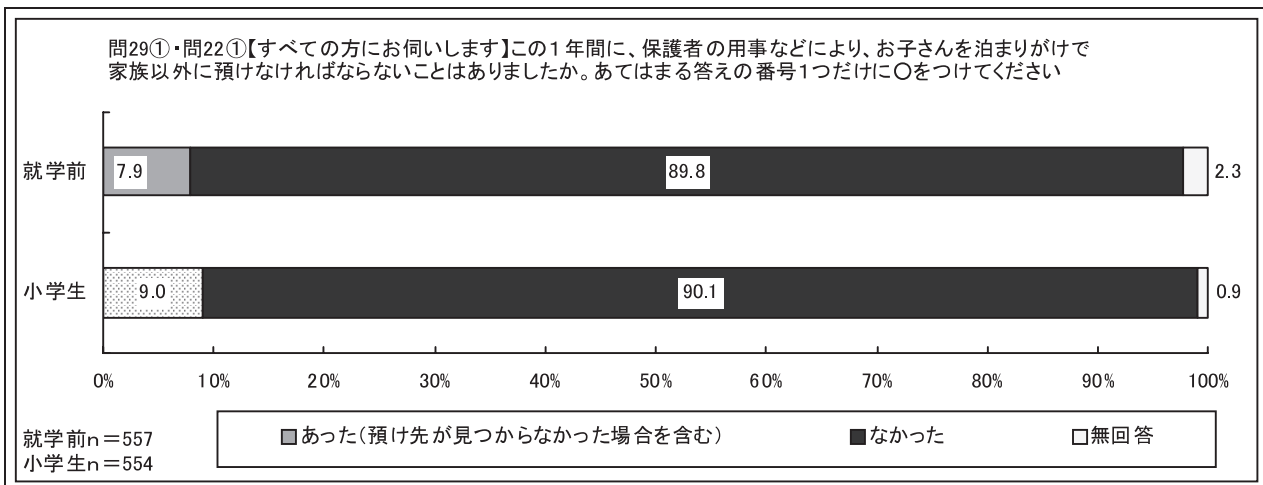


(4) ショートステイ事業

保護者の用事などにより泊まりがけで家族以外に預けなければならなかった経験をみると、「あった」と回答した方が、就学前では7.9%、小学生では9.0%でした。

なかには「預け先が見つからなかった」という回答もあることから、保護者が緊急一時的に児童の養育が困難になった場合にも対応するため、ショートステイ事業を継続する必要があります。(就学前：問29、小学生：問26) (場合を含む)

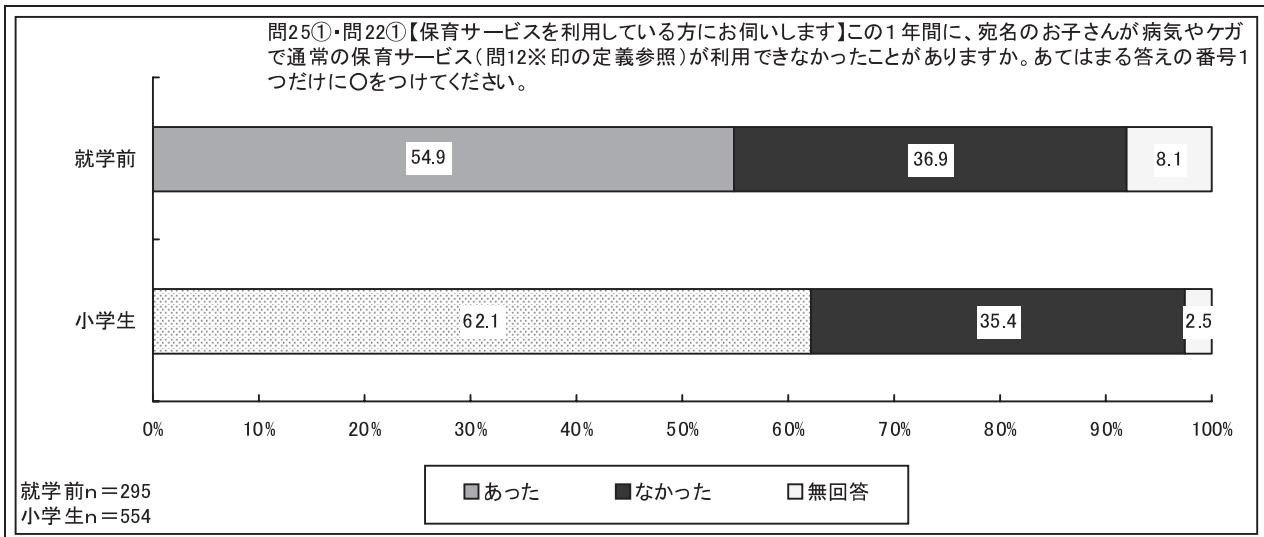
図23 泊まりがけでお子さんを家族以外に預けなければならなかった経験



(5) 病児・病後児保育事業

病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかったことが「あった」と回答した方は、就学前では 54.9%、小学生で 62.1%と半数以上が経験していることから、病児・病後児保育の拡充についての必要性が伺えます。(就学前：問 25、小学生：問 22)

図 24 病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかったことの有無

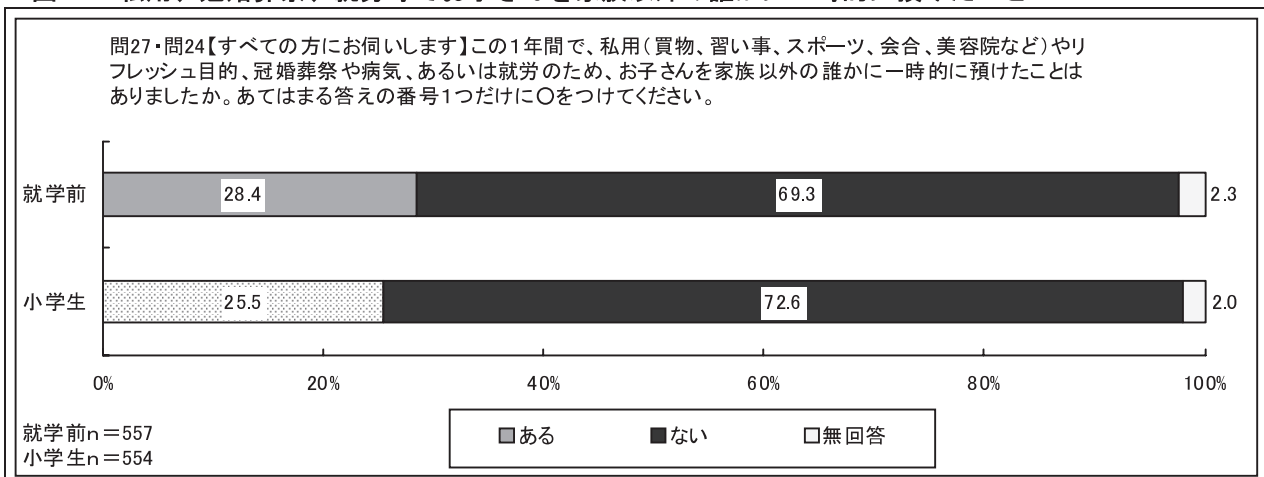


(6) 一時預かり事業

この1年間で、私用、冠婚葬祭、就労等で子どもを家族以外の誰かに一時的に預けたことをみると、「ある」と回答した方は、就学前で 28.4%、小学生では 25.5%となっています。

現在の実施状況と保育需要を踏まえて、定員数の拡大等についての検討が必要です。(就学前：問 27、小学生：問 24)

図 25 私用、冠婚葬祭、就労等でお子さんを家族以外の誰かに一時的に預けたこと

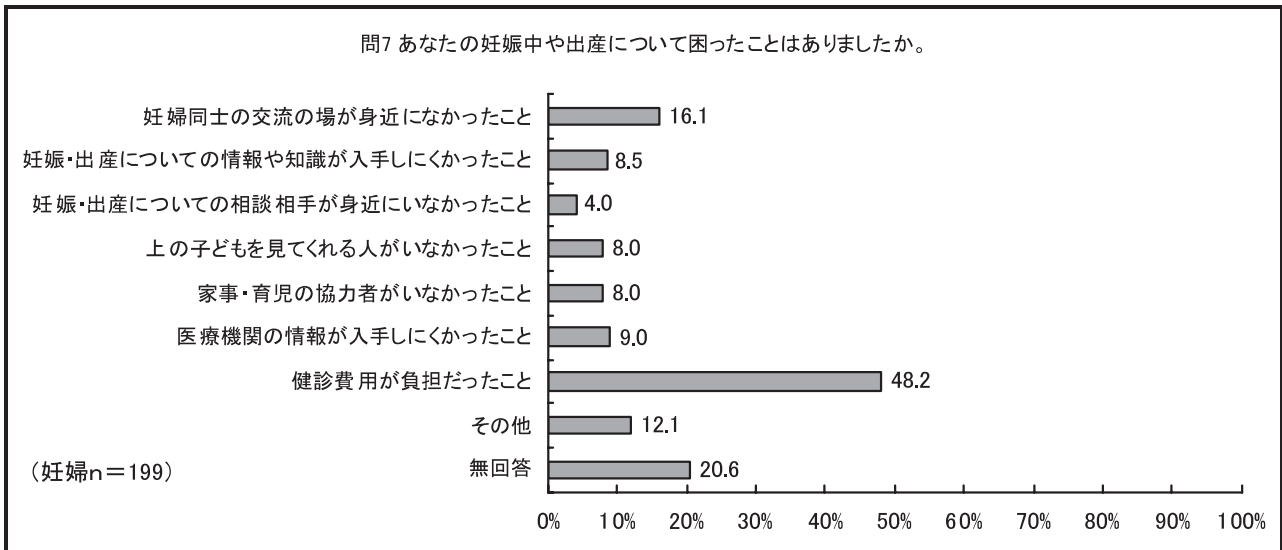


第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康

1. 子どもや両親の心と体の健康の確保

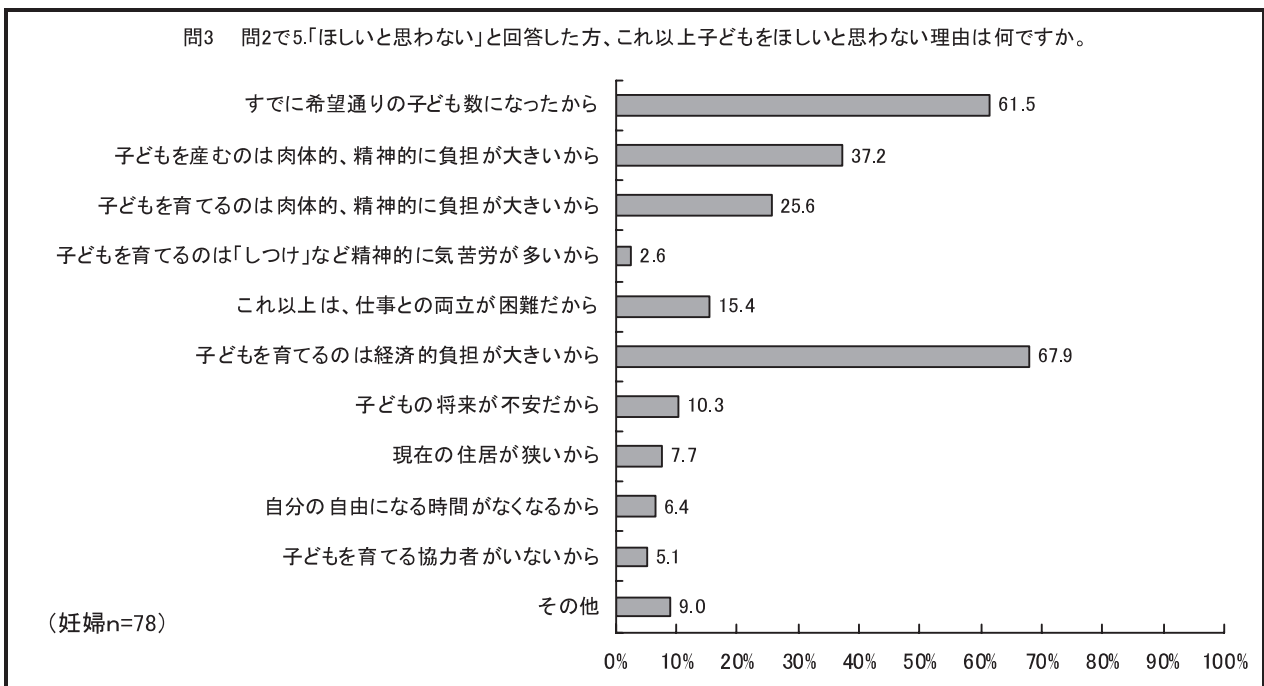
妊娠・出産で困ったことでの回答をみると、「健診費用が負担だったこと」が48.2%で最も多く、次いで「妊婦同士の交流の場が身近になかったこと」が16.1%、「その他」が12.1%となっています。(妊婦：問7)

図26 妊娠・出産で困ったこと



また、これ以上子どもをほしいと思わない理由をみると、「子どもを育てるのは経済的負担が大きいから」が67.9%と一番多くなっており、今後も妊婦健康診査に対する助成など、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っていく必要性が伺えます。(妊婦：問3)

図27 これ以上子どもをほしいと思わない理由



2. 食に関する啓発

子どもを含めた食生活の急激な変化に伴って、朝食の欠食や家族との食事の時間の減少などの課題が伺えます。今後も乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた「食に関する学習の機会や情報の提供」を進めていく必要があります。(就学前：問 69・70、小学生：問 53・54)

図 28 お子さんの食事について心配なこと

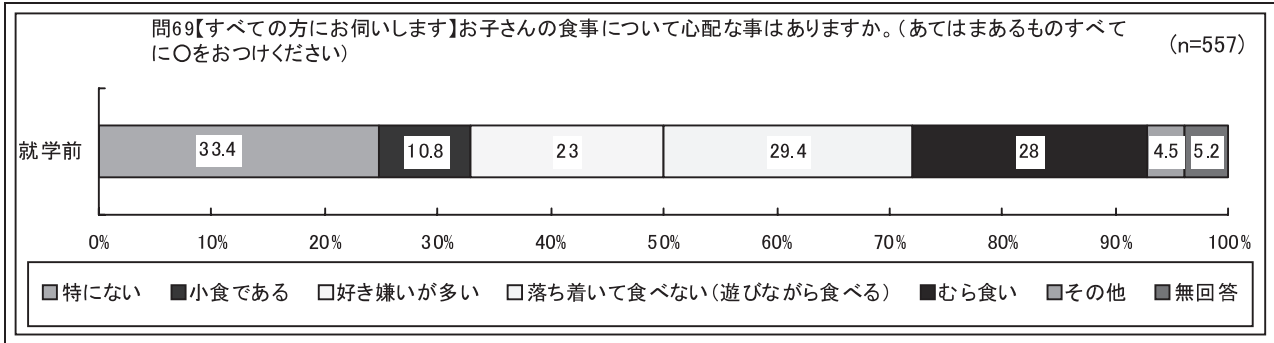


図 29 家族と食事をしているか

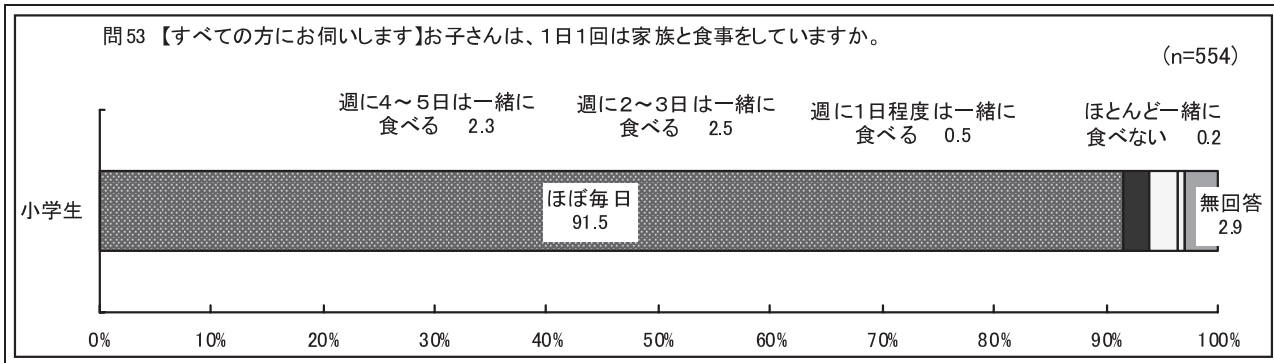
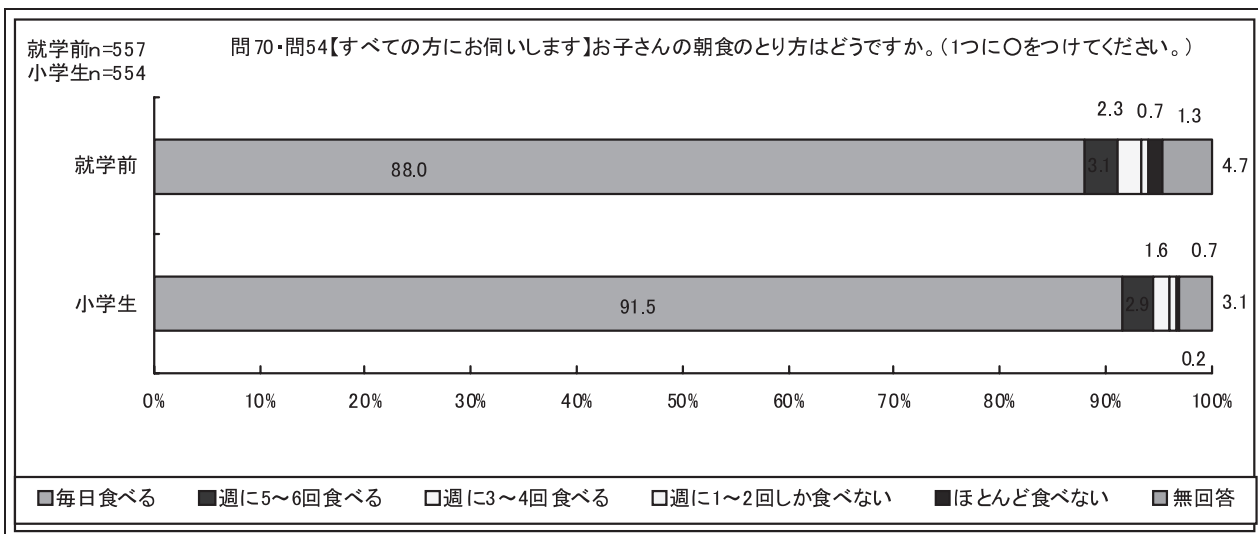


図 30 お子さんの朝食のとり方

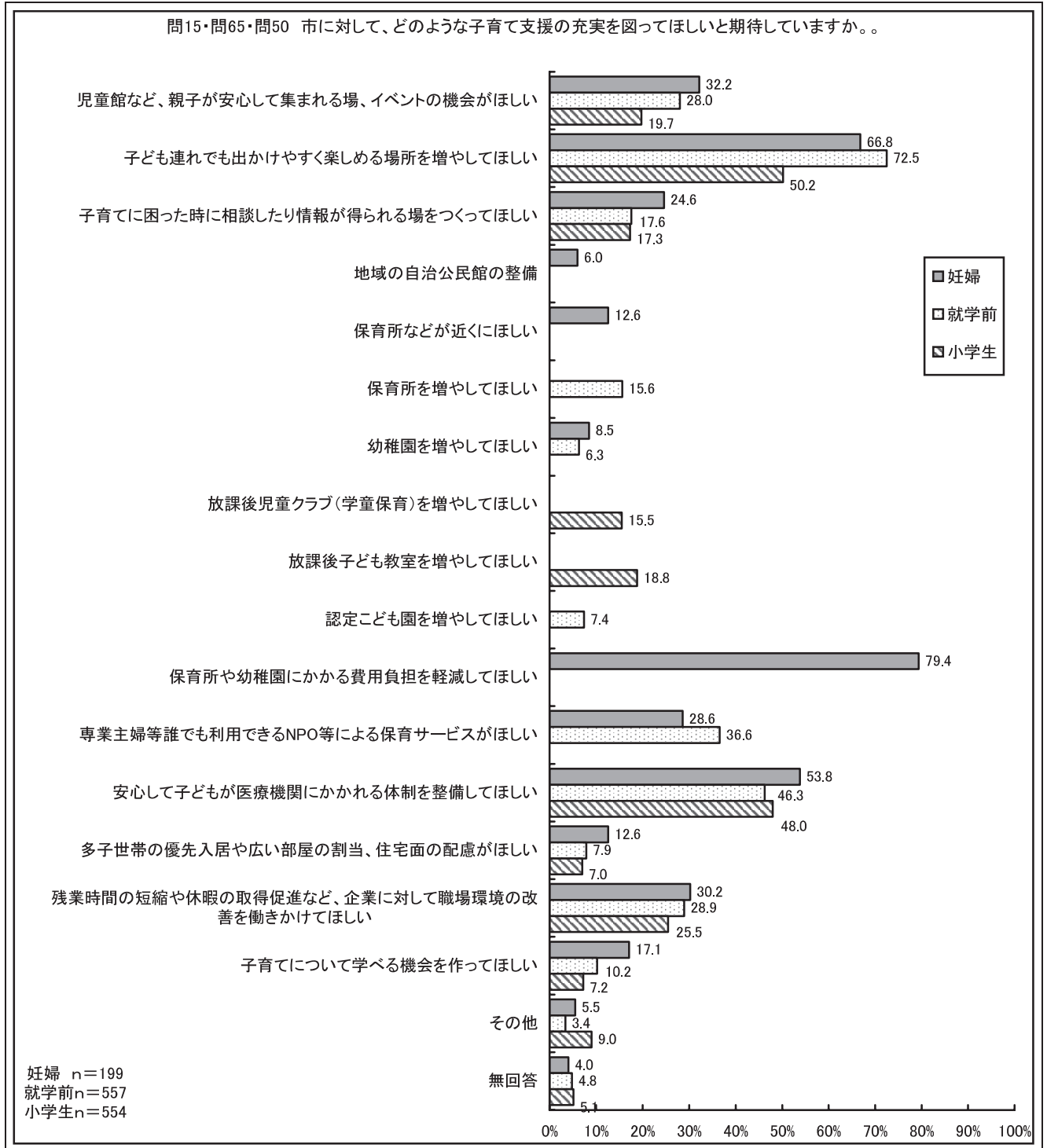


3. 小児医療体制

市への子育て支援に関する要望として、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が妊婦で53.8%、就学前が46.3%、小学生が48.0%と約半数を占めています。(妊婦：問15、就学前：問65、小学生：問50)

医療費助成なども含め、小児医療の充実が求められています。

図31 市への子育て支援に関する要望



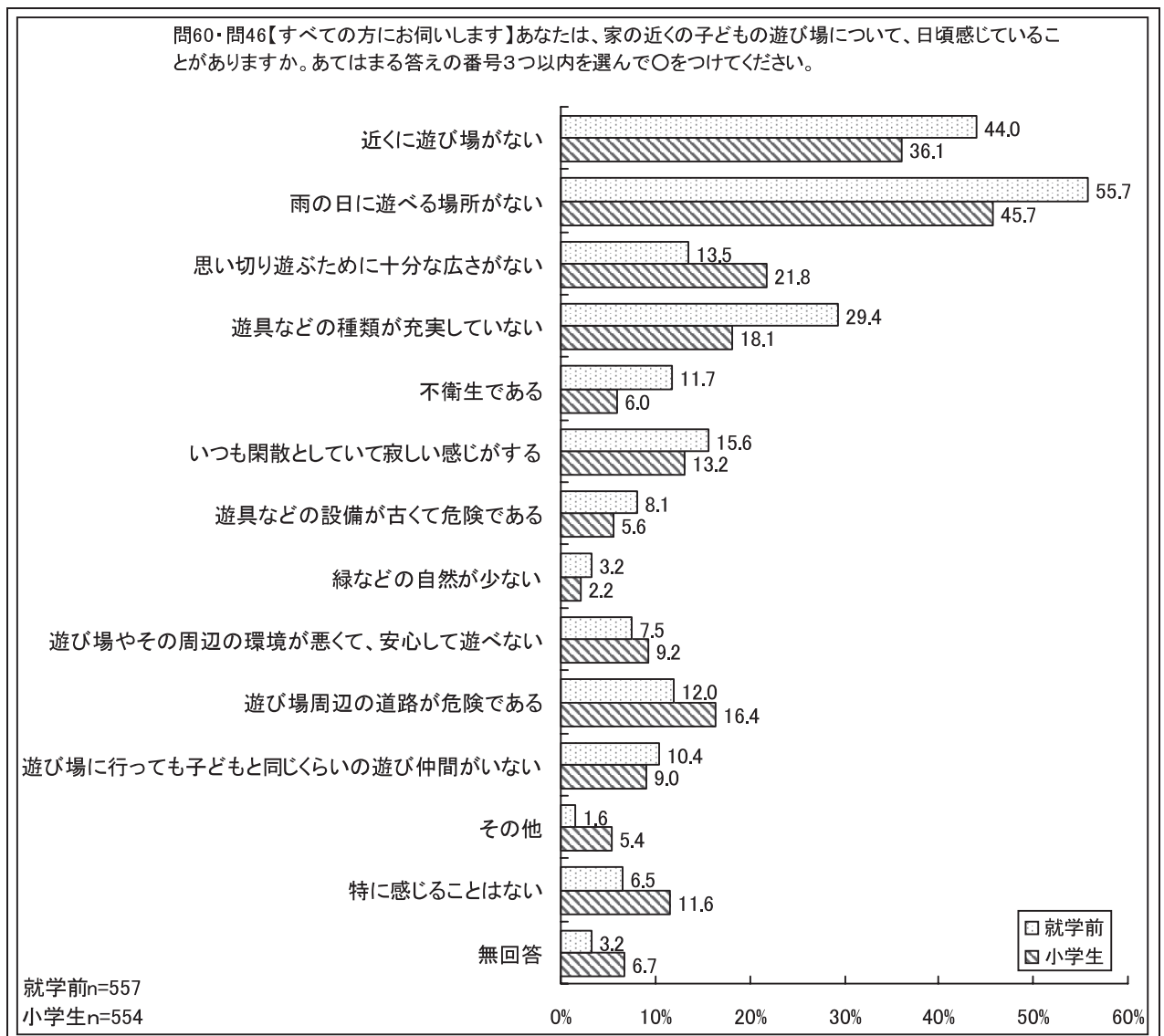
第3節 子育てを支援する生活環境

1. 安心して外出できる環境

子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所や、親子が安心して集まれる場所が求められています。(就学前：問65、小学生：問50) ※図31市への子育て支援に関する要望参照

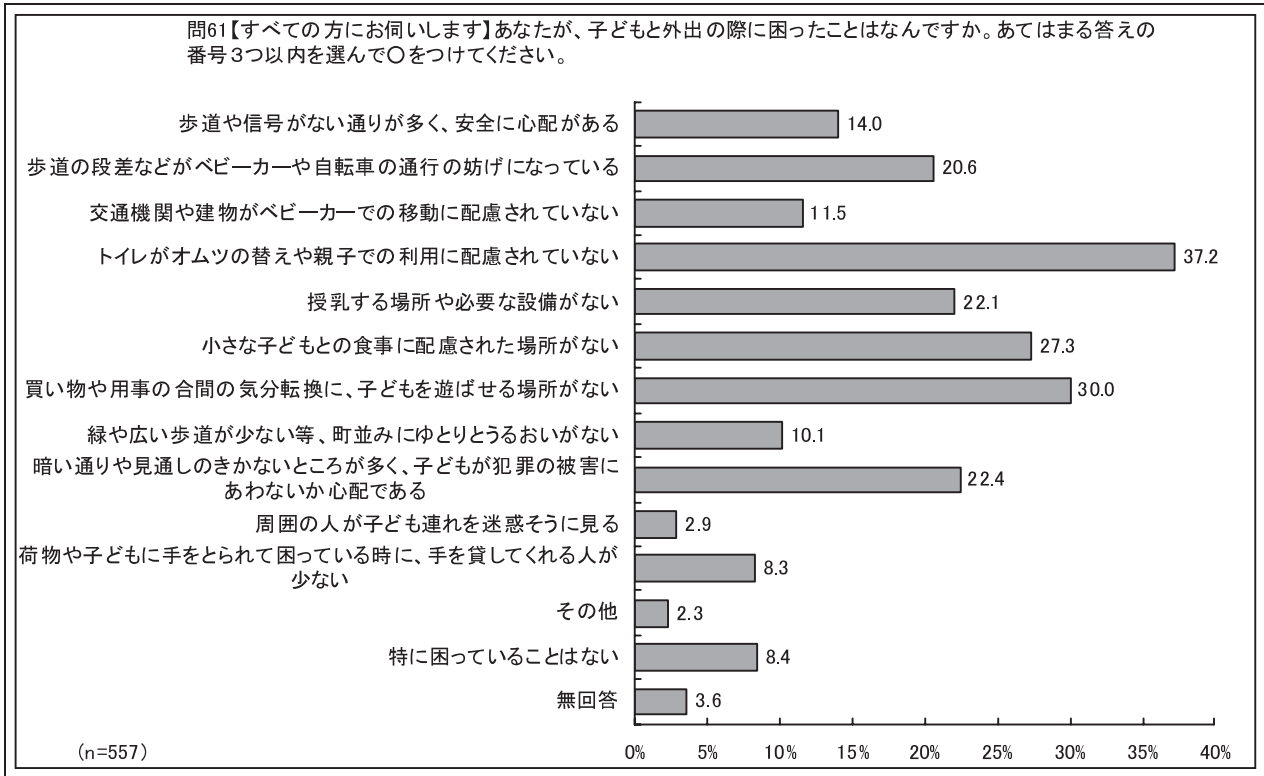
また、家の近くの子どもの遊び場について、日頃感じていることをみると「雨の日に遊べる場所がない」が就学前で55.7%、小学生で45.7%、次いで「近くに遊び場がない」が就学前で44.0%、小学生で36.1%であるなど、雨の日に遊べる場の提供や子どもが安心して遊べる施設整備が課題です。(就学前：問60、小学生：問46)

図32 家の近くの子どもの遊び場について、日頃感じていること



また、子どもと外出の際に困ったことをみると「トイレがオムツの替えや親子での利用に配慮されていない」「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」「授乳する場所や必要な設備がない」「歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」と6項目で2割以上の回答となっているなど、こうした施設等の改善も引続き進めていくことが必要です。(就学前：問61)

図33 子どもと外出の際に困ったこと

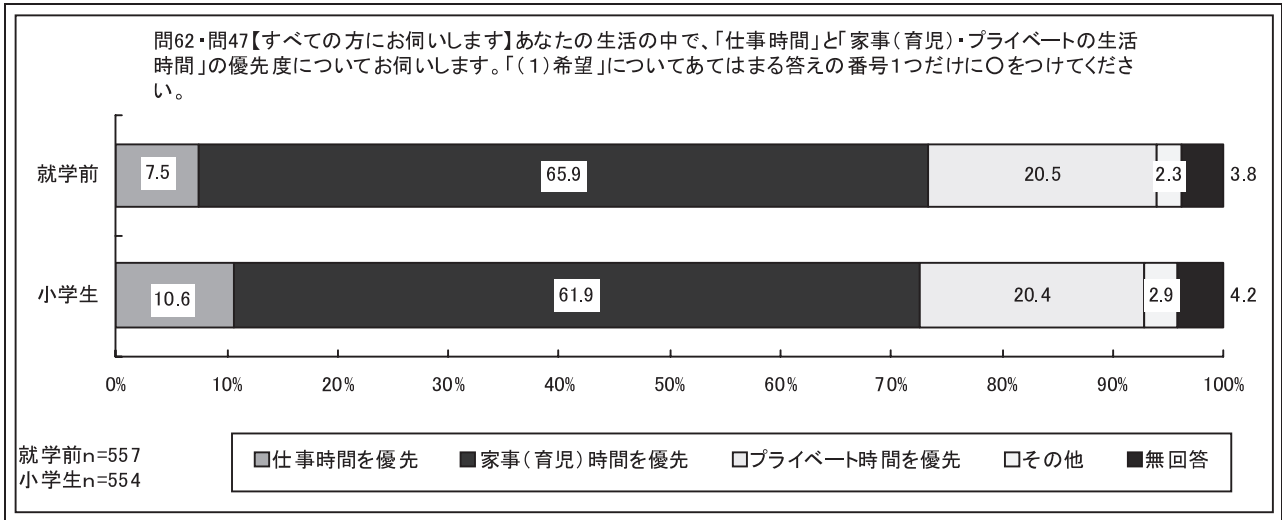


第4節 職業生活と家庭生活との両立

1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

「仕事時間」と「家事(育児)・プライベートの生活時間」の優先度をみると、就学前も小学生も同じように希望と現実の開きが大きく、仕事時間を優先している現実があります。そのため、企業への協力を求めていくことが不可欠であることから、今後も職場環境の見直しを働きかけていく必要があります。(就学前：問 62、小学生：問 47)

図 34 「仕事時間」と「家事(育児)・プライベートの生活時間」の優先度の希望

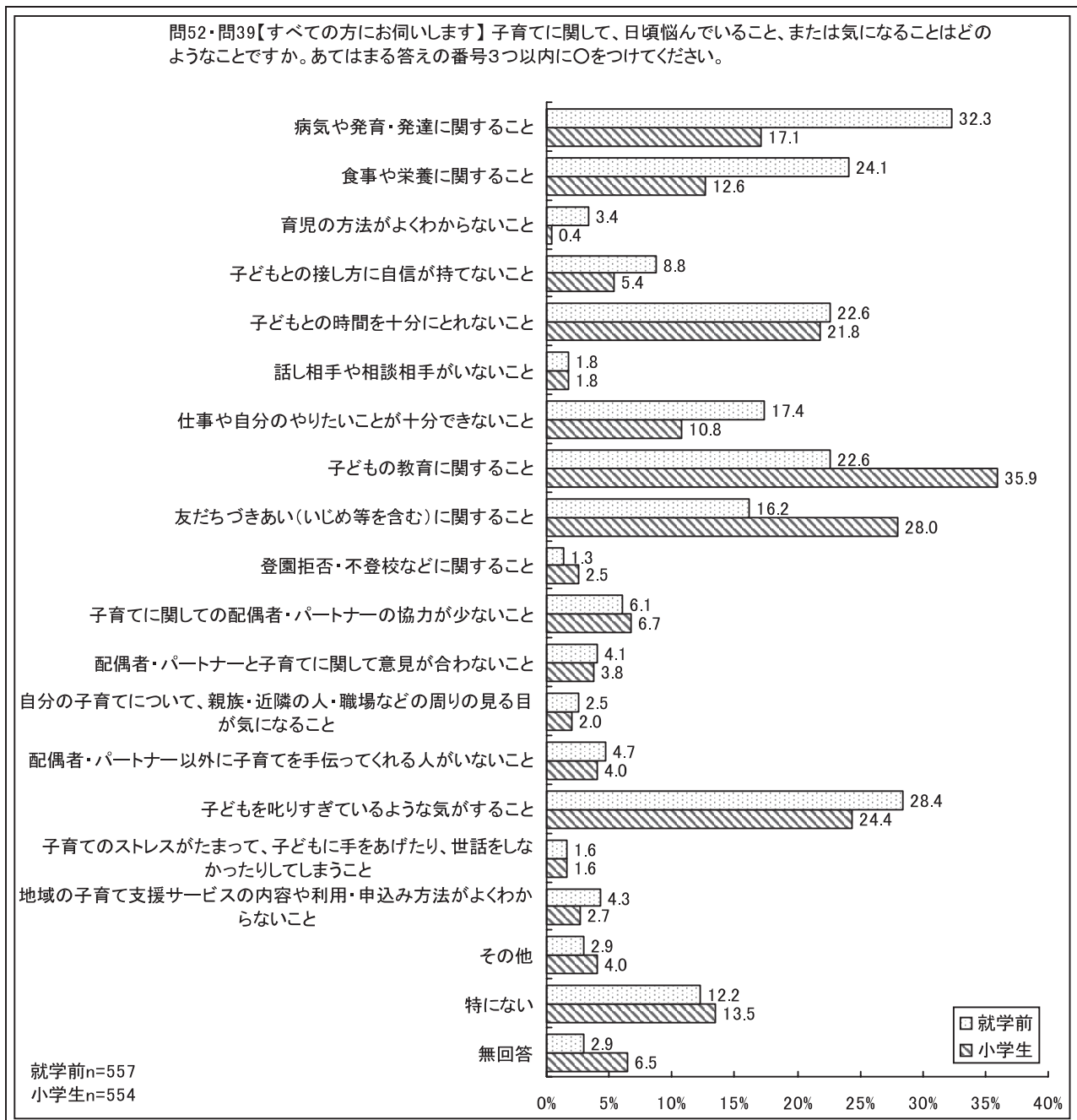


第5節 要保護児童への対応

1. 児童虐待

子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることでは「子どもを叱りすぎているような気がする」と就学前で28.4%、小学生で24.4%、「子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと」が就学前で1.6%、小学生で1.6%と回答していることから、こうした家庭で虐待と思われる行為が発生しないよう対策を講じるとともに、そうした子どもの家庭の早期発見、早期援護が必要です。(就学前：問52、小学生：問39)

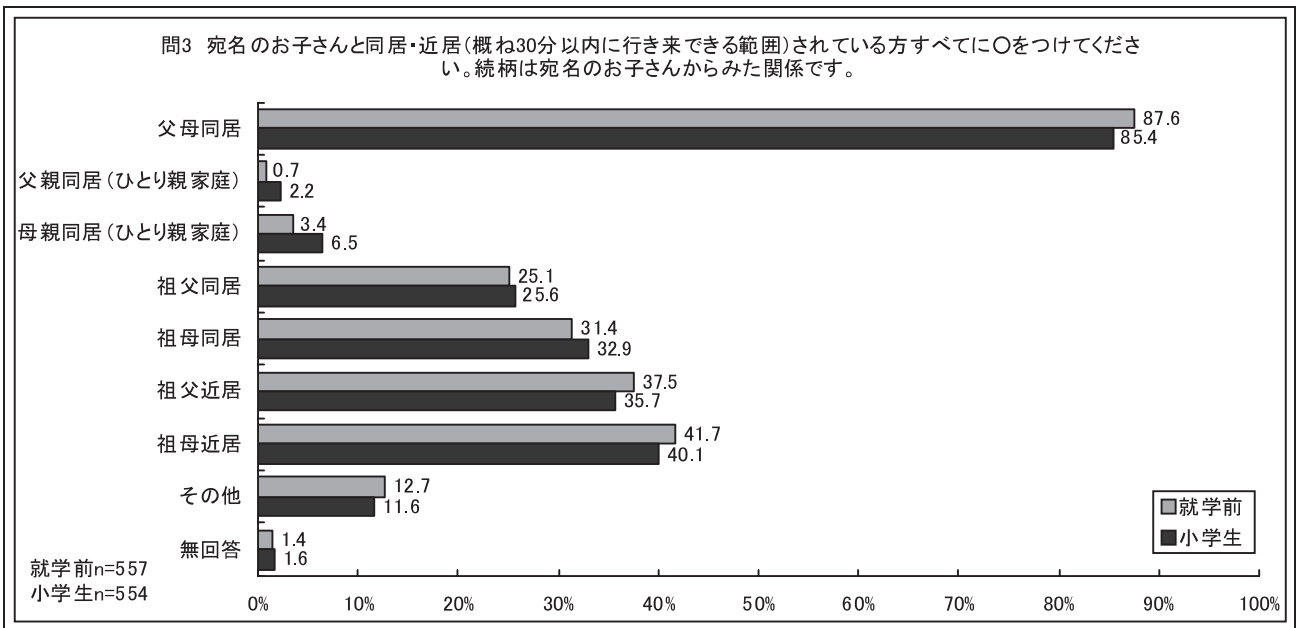
図35 子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になること



2. ひとり親家庭の子育て

ひとり親家庭の状況を見ると、就学前で 4.1%、小学生で 8.7%の世帯でそれぞれひとり親家庭であることから、ひとり親家庭になったことによる、生活機能低下の回復を援助したり、負担を軽減したりすることにより、家庭全体が円滑に運営されるよう支援し、子どもが健やかに育つ環境を整備していく必要があります。（就学前：問3、小学生：問3）

図 36 お子さんと同居・近居している家族



第4章 上位関連計画

第4章 上位関連計画

本市の子育て支援に関する事業は、第5次鹿沼市総合計画をはじめとする各計画に位置づけされ、次代の社会を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境の整備を進めています。

第4章では、本計画とも関連する各計画に位置づけされた課題と計画目標及び具体的な事業を掲載します。なお、第5次鹿沼市総合計画については、平成22年度から次期計画の策定作業に入り、その中で子育て支援に関する施策をさらに充実していきます。

第1節 第5次鹿沼市総合計画「KANUMA “ステップ・アップ” ビジョン」

～ 人と自然が調和した“元気なまち・かぬま” ～ 平成19年3月策定

(1) 児童福祉・子育て支援の推進

1) 子育て環境の充実

現状と課題

- 少子化の進行による家族形態の変化、共働き家庭の増加等により、保育ニーズが多様化しています。
- また、ライフスタイルの変化等に伴い、人間関係の希薄化や家族・地域ぐるみでの子育て機能の低下などを背景に、児童虐待や子どもを巻き込んだ犯罪等の社会問題が深刻化しています。
- 子を持つ家庭が安心して子育てができるよう、家庭・学校・地域等、社会全体で取り組む環境づくりや、多様化する子育てニーズに対応した子育て支援策の充実等が求められています。

計画目標

- 休日や夜間を含め、ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。
- 安心して子どもを産み、育てられる居住環境・労働環境の整備を推進します。
- 経済的、精神的に多くの不安をもつひとり親家庭等に対する支援を充実し、生活の安定を図ります。
- 少子化対策として、あらゆる角度から子育て家庭を支援し、「子育てにやさしいまちづくり」を推進します。

主要施策	
主要事業	5か年で実施する事業内容
①総合的な少子化対策の推進	
第3子対策事業	○進展する少子化への対策として、多方面からの施策を推進
②保育事業の充実	
保育サービスの充実	○乳児、低年齢児、障がい児、時間延長保育の充実 ○一時保育の充実 ○地域活動事業 ○休日保育 ○病後時保育 ○夜間保育 ○認可外保育施設対策事業の充実
保育料の軽減	○第1子、第2子同時入所時の保育料の減額 ○第3子以降の保育料免除
保育園の整備	○公立、私立の総合的な保育園整備の推進
③幼稚園への就園奨励	
私立幼稚園就園奨励事業	○幼稚園就園奨励費補助金の交付
幼児特別支援教育の推進	○障害のある幼児の早期教育を行う幼稚園に対する補助金の交付

④子育て環境の整備	
子育て支援センターの運営	○子育て支援センターの運営及び委託 (こじか保育園、茂呂保育園、清洲保育園で実施) ○育児相談の実施
子育て相談	○発達相談、子育て支援センターの育児相談及び総合教育研究所の相談室等の連携による総合的な子育て相談の実施
放課後児童健全育成	○放課後児童クラブの運営委託 ○放課後児童クラブ未設置の学区への新規設置
地域の児童館活動推進	○児童館の運営(西大芦、板荷、加蘇) ○南押原児童館、なんま児童館の運営 ○地域の親子の絆を深める居場所の設置
つどいの広場の設置	○地域の親子の絆を深める居場所の設置
子育て短期支援事業の推進	○家庭での子どもの保育が困難な際に一時的に施設に預けるショートステイ事業の実施
児童虐待防止対策	○家庭相談員による相談 ○鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議の設置、連絡体制の強化 ○「こんにちは赤ちゃん事業」の推進
児童手当の支給	○小学校修了前児童を養育している保護者等に手当を支給
第3子以降子育て家庭支援給付金の支給	○児童が3人以上いる世帯に第3子家庭給付金及び第3子就学給付金を支給
家庭教育学級の充実	○家庭教育の講座を開設 ○各地域の子育てグループの育成と活動支援
子育て家庭の住環境の充実	○第3子世帯の住宅取得に対する支援 ○第3子世帯等の民間住宅への家賃補助
地域福祉計画の推進	○「鹿沼市地域福祉計画」に基づき、市内17地区の「地域福祉活動計画」を策定し、地域の実情にあった福祉施策を展開
⑤仕事と子育ての両立支援	
企業の子育て環境アップ	○出産・子育てがしやすい労働環境の充実を支援 ○仕事と子育てを両立できるよう積極的に取り組む企業を支援 ○「かぬま子育て応援企業」の認定・支援
ファミリー・サポート・センター事業の推進	○子育てをサポートし、仕事との両立を目指す環境整備の推進
⑥ひとり親家庭等の支援	
ひとり親家庭医療対策	○父子家庭、母子家庭の父母と子に対し、医療費の一部を助成
遺児手当の支給	○父母の一方または両方が死亡した義務教育修了前児童の養育者に手当を支給
児童扶養手当の支給	○父のいない児童を監護または養育している母子家庭等に対して手当を支給
児童育成手当の支給	○母のいない児童を監護している父子家庭に対して手当を支給
母子・父子及び寡婦福祉対策	○母子寡婦連合会活動の支援 ○ひとり親家庭の休養とレクリエーションの機会の提供
母子家庭自立支援	○母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給 ○母子家庭高等技能訓練促進費事業 ○母子家庭自立支援員による相談指導 ○県福祉貸付金の仲介

2) 子育て保健・医療サービスの充実

現状と課題

- 本市には、平成18年4月1日現在、小児科として17医療機関が設置されているほか、鹿沼市休日急患診療所においては、内科、小児科、歯科の診療を行っており、小児医療の充実を図っています。
- 妊娠や出産、子育てに関する経済的負担を強く感じている人が増えており、出産・育児に係る医療費負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進する必要があります。
- また、少子化が進むなか、子どもを持つことを希望し、不妊治療に取り組む夫婦を支援することも大切です。

計画目標

- 全国的な少子化傾向にあるなか、子どもの健やかな成長と母親の健康を守るため、医療費助成の充実を図ります。
- 育児等に関する相談・指導体制の強化を図り、安心して子育てができるまちづくりを目指します。
- 妊婦の健康診査費用の助成を実施します。

主要施策	
主要事業	5か年で実施する事業内容
①子育て保健・医療の充実	
こども医療対策	○小学校第3学年修了前児童の保険診療一部負担金の助成
妊産婦医療対策	○妊産婦の保険診療一部負担金の助成
不妊治療の支援	○不妊治療に関わる保険適用外医療費の一部を補助
妊婦健康診査助成	○妊婦健康診査に係る費用を助成 (「ハローベビー券」の交付)
幼児インフルエンザ予防接種の助成	○幼児のインフルエンザ予防接種に係る費用を助成
マタニティマークの普及啓発	○「マタニティマーク」の普及啓発 (妊婦にキーホルダーを配布) ○妊産婦にやさしいまちづくりを推進
鹿沼地区休日・夜間急患診療所の運営	○休日及び夜間の急患に対する小児医療体制の確保
②子育て保健サービス	
妊産婦・新生児訪問指導	○母子健康手帳の交付 ○新米パパママ学級 ○新生児(生後1ヶ月以内)の訪問指導 ○「こんにちは赤ちゃん事業」の推進
乳幼児育児教育・育児相談	○離乳食教室、2歳児教室等の開催
乳幼児健康診査	○4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査、成長・発達学習 ○先天性股関節脱臼検診(3か月児対象)
こども発達相談	○乳幼児健康診査の結果に対する事後指導のための専門相談員の相談
のびのび発達相談	○課題受容のための相談 ○保護者や児童への適切な療育の提供 ○就学に向けた一貫性のある総合的支援 ○相談員の巡回相談
思春期相談	○県西健康福祉センター、学校保健との連携・協力 ○「まちの保健室」の開催

(2) 教育環境の充実

1) 総合教育の推進

現状と課題

- いじめ・校内暴力・学級崩壊など、今、教育は多くの課題を抱えています。これらの背景には、様々な社会的要因があり、課題解決のためには、学校教育のみならず家庭教育・社会教育のより一層の充実が求められています。

計画目標

- 本市教育の現状を踏まえ、当面する教育課題解決のための調査・研究を推進します。

主 要 施 策	
主 要 事 業	5 か年で実施する事業内容
①総合的教育の推進	
総合教育研究事業の推進	○新たな施策の展開につながる学校と家庭・地域等との連携及び諸課題の調査、研究等の推進

2) 学校教育の充実

現状と課題

- 人間性豊かな児童生徒を育成するため、その個性と可能性を伸ばし、「生きる力」を育むためには、学校教育の充実が必要不可欠です。
- きめ細かな指導の充実や、一人ひとりの個性を伸ばす学習の推進をしていくとともに、地域に信頼される学校づくりが求められています。
- 地域住民との信頼関係を築くため、教員の能力の向上や学校評議員制度の充実とともに、地域に根ざした学校づくりをしていくことが大切です。
- 学習意欲の低下に対処するため、学習の意義の理解や学習意欲の向上に向けた取り組みも重要な課題です。
- 開かれた学校づくりが推進され、各学校には特色ある学校づくりがより一層求められてきています。
- 食生活の乱れや情報の氾濫から子どもの健全な食生活を守る必要があります。

計画目標

- 「情報教育」「環境教育」など、新たな課題に対応する教育内容の充実を図ります。
- 少人数学級によるきめ細かな教育の実現を図ります。
- 地域に根ざした学校づくりを推進します。
- 学校の特性を創出し、魅力ある学校づくりを目指します。
- 食育推進計画に基づき、食育の啓発・推進を図ります。

主 要 施 策	
主 要 事 業	5 か年で実施する事業内容
①小中学校教育の充実	
公立学校非常勤講師の配置	○30人を超える学級や複式学級、特別な支援を必要とする学級等へ非常勤講師を配置
情報教育の推進	○全小中学校にインターネットが活用できる環境を整備
外国語教育の充実	○外国語指導助手を積極的に活用し、外国語教育の一層の充実を図る
海外体験学習の推進	○体験学習の一環として中学生を海外友好都市へ派遣

郷土理解学習の推進	○ふるさとの歴史と文化を理解し、郷土愛を育てるため、児童生徒への郷土理解教育を推進
要保護・準要保護児童・生徒への支援	○経済的理由によって就学困難な児童生徒の就学を援助
特別支援教育の就学支援	○特別支援学級に通学する児童生徒への経済的負担の軽減を図る
スクールバスの運行	○統合に伴い遠距離通学となった児童生徒の負担を軽減するため、スクールバスを運行
環境教育の推進	○環境についての理解を深めるため、環境学習を実施
②地域に開かれた学校づくり	
開かれた学校運営の推進	○家庭・地域と連携した学校運営、小・中学校の評議員制度を実施
特色ある学校づくり	○各学校の特色づくりの推進 ○モデル校の指定

3) 学校施設の整備

現状と課題

- 合併により、市内の学校は、小学校28校、中学校10校の計38校となりました。老朽化した校舎及び屋内運動場については、改築を計画的に進めるとともに、木造・木質化を図っています。さらに、校舎及び屋内運動場の耐震化が必要です。
- 子供の安全を守り安心して学校生活を送れるよう、小中学校の防犯設備などの安全対策の整備が必要です。

計画目標

- 中央小学校、栗野第一小学校の校舎及び屋内運動場の改築、西中学校、東中学校屋内運動場の改築を進めます。改築にあたっては、積極的に木造、木質化を図ります。
- 既存の校舎及び屋内運動場の耐震調査を計画的に進めます。また、良好な教育環境を維持するため、迅速な修繕・改修を行います。
- 机、いすなどの学校備品等の木質化を進めます。

主要施策	
主要事業	5か年で実施する事業内容
①小中学校施設の整備	
小学校の整備	○中央小学校、栗野第一小学校校舎の校舎及び屋内運動場（体育館）の改築、あわせて木造、木質化の推進
中学校屋内運動場の改築	○西中学校、東中学校の屋内運動場（体育館）の改築
学校施設耐震化の推進	○市内小中学校校舎・屋内運動場の耐震調査等を計画的に実施
校舎等施設の整備・充実	○学校施設等の適正な維持管理 ○机、椅子等学校備品の木質化の推進

4) 学校給食の充実

現状と課題

- 望ましい食習慣は、健康な体と心をつくります。現代の食生活の乱れは、子どもたちの偏食や朝食の欠食に見られます。
- 学校では、栄養バランスに優れた安全でおいしい給食の提供と充実が求められています。
- 一方、保護者の責任感や規範意識の低下が、給食費の滞納を増加させ社会問題化しています。

計画目標

- 学校給食共同調理場施設の衛生管理の強化及びおいしい給食を提供するための調理設備の機能アップを図ります。
- 「鹿沼市学校給食のあり方の提言書」に基づく学校給食再編成事業等の具体化を図ります。
- 単独調理校及び共同調理場の再編成を行い、給食の質の向上、経営の安定化・効率化、調理業務等の委託について総合的に検討・整備を進めます。
- 「食育推進計画」を踏まえ、具体的な取り組みに着手します。

主要施策	
主要事業	5か年で実施する事業内容
①学校給食の充実	
学校給食共同調理場機能アップ事業	○施設の改善・管理運営の強化を図り調理・洗浄機器等を段階的に更新
学校給食再編成事業	○鹿沼市共同調理場の業務委託 ○栗野地区調理場の改修及び業務委託
食育の推進	○栄養バランスに優れた安全でおいしい給食の提供を通じた、望ましい食習慣の普及・啓発

5) 高等教育の充実

現状と課題

- 小中高等学校においては、現在、それぞれのもつ教育機能を最大限生かした指導が実践されていますが、社会の急速な変化や児童生徒等に係る諸問題への対応に、大学等の高等教育の専門性を生かした一貫性のある教育システムなど新たな方策の研究を進める必要があります。
- 市内に大学・短大等の高等教育機関がないため、若者が市外へ流出する一因となっています。
- 新たな産業と文化の創造のため、今後も人材育成や試験研究機関を含めた高等教育機関との連携を推進するとともに、高等教育機関の立地を図る必要があります。
- 学費等の経済困窮により、進学や就学を断念するなど高等教育の機会が失われる例が多くあり、将来、市民からの優秀な人材輩出の障害となることにもつながります。これらへの対策として、奨学金制度を充実させ、高等教育の機会確保に寄与する必要があります。

計画目標

- 大学との交流の充実と拡大を目指します。
- 各年の適正な奨学金貸付需要にもれなく対応します。
- 返還金の適切な回収を図ります。

主要施策	
主要事業	5か年で実施する事業内容
①高等教育機関との連携	
交流カレッジ事業の推進	○自然生活体験学習事業における教育系大学生の指導実習事業や建築系大学生と地域との交流事業の拡充を図る
②高等教育機会の提供と支援	
奨学金制度の充実	○修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学できない高校生・大学生等に学費の貸付けを実施

(3) 心の教育の充実

1) 心の教育の充実

現状と課題

- いじめや不登校など子どもたちの「心」をめぐる様々な課題は、依然として憂慮すべき状況にあります。子どもたちの生活体験や自然体験などの不足、耐える力の弱さ、さらには、社会全体のモラルの低下など、問題は広範にわたっています。
- 「心の教育」は、さまざまな体験を通して豊かな情操や感性を育て、豊かな人間性を身につけるための教育であり、さらに充実させるために学校・家庭・地域の連携促進を図っていく必要があります。

計画目標

- 「教育相談」の充実を図ります。
- 学校教育や社会教育、家庭教育等の研究を市民とともに総合的に推進します。

主要施策	
主要事業	5か年で実施する事業内容
①自立支援教育の推進	
教育相談の充実	○教育相談専門員による各種相談活動の実施
不登校対策ネットワークの構築	○総合教育研究所及び適応指導教室を中心に小中学校のネットワーク化を図り、不登校児童生徒の実態把握、分析等を実施
適応指導の支援	○教育的支援を必要とする児童生徒を、適応指導教室（通称「アメニティホーム」「ニューホープ」）が中心になって不登校児童生徒の援助と指導を行う
発達障害の支援対策	○幼児期や小学校低学年などの早期に発達障害を発見し、適切な対応を行うことにより、小学校高学年や中学校での不適応を予防

2) 共に生きる教育の推進

現状と課題

- 女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題等を重要課題として、差別意識の解消に向けた人権教育への取り組みが必要です。
- 福祉をはじめとする様々な分野で、ボランティアの活動が求められています。
- 広島平和記念式典への中学生の派遣は、原爆の与えた被害とその影響を肌で感じられる貴重な経験となっています。

計画目標

- 「学校人権教育」の推進を図ります。
- ボランティア育成活動を展開します。
- 平和の意義と重要性についての教育を推進します。

主要施策	
主要事業	5か年で実施する事業内容
共に生きる教育の推進	
学校人権教育の推進	○児童生徒の人権問題に対する正しい知識と理解を深め、人権尊重の精神を育む教育を推進
中高生ボランティアスクールの開催	○中高生を対象にボランティアスクールを開催します。
平和教育の推進	○平和教育の推進 ○中学生の広島派遣

(4) 連携型教育の確立

1) 安全安心な学校づくり

現状と課題

- 子どもたちが被害となる事件が続発しており、これらの事件を未然に防ぐための安全対策が強く望まれています。
- 学校・保護者・関係行政機関・地域の連携により、児童生徒が安全安心に学校での生活を送れるよう長期的・継続的な取り組みが緊急の課題です。
- 特に登下校時の安全は、必須の条件として確保されなければなりません。

計画目標

- 学校・保護者・関係行政機関をはじめ、地域が連携協力し、学校区安全安心対策委員会を設置して安全安心な学校づくりのための活動を行います。
- 不審者情報配信、子ども110番の家など既存事業との連携を強化しながら、地域が一体となり総合的に推進することにより、児童生徒の安全を確保します。
- 防犯対策のための学校施設の整備・充実を図ります。

主要施策	
主要事業	5か年で実施する事業内容
①安全安心な学校づくりの推進	
安全安心な学校づくり地域推進団体への支援	○鹿沼市安全安心な学校づくり連絡協議会のもと、学校・保護者・関係行政機関をはじめ、地域が連携協力する安全安心対策委員会の長期的・継続的な活動を支援
学校防犯設備等の整備	○不審者等に対処する、防犯対策のための学校施設の整備・充実を図る
スクールガードリーダーの配置	○中学校単位で配置し、中学校区内にある小学校の巡回指導と評価及びスクールガードに対する指導を行う
児童生徒等防犯意識の高揚	○防犯意識の高揚を図るための啓発等を行う
不審者情報等メール配信	○不審者情報をメール配信し、注意を呼びかける

2) 学校と地域の融合活動の推進

現状と課題

- 近年、「生涯学習」の理念が広がり、学校教育と社会教育の連携・融合が進んでいます。
- 学校教育及び社会教育のそれぞれを成長・充実させ、新たな学びを生み出すもとなる「学社融合」の推進が求められています。
- 現在、数校において学習支援委員会の組織化による授業支援を実施しています。今後は、学習支援委員会の組織化を、栗野地域も含め拡大していく必要があります。
- 近年、児童虐待の増加や暴力行為、不登校といった子どもの問題が深刻化しています。こうした問題の要因として、都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化を背景に、子どもの接し方や教育の仕方がわからない親の増加など、家庭教育力の低下があげられています。
- 近年の様々な社会的問題の背景には、親子関係の希薄化や子どもたちの直接体験不足などが挙げられています。
- 家庭教育の振興のために、成人が家庭教育に関する知識、技能を身につける学習活動を活発化することが必要です。
- 学校や地域において、多様な体験活動の機会充実を図り、思いやりの心や豊かな人間性などを培っていくことが必要です。

計画目標

- 小中学校区における「学社融合」による授業の展開を図ります。
- 家庭や地域での講習会の実施や自然体験交流センターの活用等により、家庭教育に関する知識の習得から実践への展開を支援します。

主要施策	
主要事業	5か年で実施する事業内容
①学校と地域の融合活動支援	
学校と地域の融合活動支援	○地域の学校教育支援ボランティア活動促進・学社融合コーディネーターの養成
②家庭教育学級の支援	
家庭教育学級の充実	○家庭教育学級小中38学級、民間任意団体9学級の開設 ○乳幼児健診等と連携した家庭教育の講座の開設 ○親が参加する機会を活用した学習機会の提供 ○父親の家庭教育を考える集いの実施 ○子育て交流の集いの実施 ○家庭教育リーダー研修会の実施 ○子育てゼミナールの実施 ○家庭教育に関する啓発資料の作成

3) 自然生活体験学習の推進

現状と課題

- 近年のさまざまな社会的問題の背景のひとつとして、親子関係の希薄化や子どもたちの直接体験不足などがあげられています。
- 学校や地域において、多様な体験活動の機会充実を図り、思いやりの心や豊かな人間性などを養っていくことが必要です。
- 家庭の教育力のより一層の向上を図るとともに、学校、家庭、地域の関係を密接にし、相互の信頼関係を築き上げて行くことが重要です。

計画目標

- 自然体験交流センターを拠点として、鹿沼市の全小中学校が家庭、地域、学校の連携により、活動プログラムを作成し、鹿沼市独自の教育事業として体験活動を中心に学習を推進します。
- 児童生徒の自主性や協調性、創造性などを育みます。
- 保護者や地域、学校が相互の協調性、協力性、思いやりなどを養うとともに、信頼関係を築くことなどについて、一体となって考え実践します。

主要施策	
主要事業	5か年で実施する事業内容
①自然生活体験学習の支援	
自然生活体験学習の推進	○学校、地域、家庭が連携して活動プログラムを作成し、小中学校児童生徒の自然生活体験学習を実施 ○事業成果の評価、新たなプログラムの開発、施設の整備拡充についての調査研究の推進
宿泊体験学習の推進	○支援委員会の積極的な参加と支援委員会のネットワークの構築を図ります
わくわくネイチャー事業の実施	○一般市民を対象に「夏休み子ども体験村」「森の教室」等の事業を開催

第2節 KANUMA 新・まちづくり実行プラン

～ 花と緑と清流のまち・笑顔あふれる優しいまちの創造 ～ 平成21年3月策定

(1) 医療・保健の充実

1) 安心できる医療体制づくり

計画目標

- 近年の医師や看護師の確保が、各医療機関とも困難を極めている状況のなか、市民の命と健康を守る地域医療体制を維持していくための支援体制を検討していきます。
- 一次、二次救急体制（輪番体制）を安定維持させるとともに、市民が適切、かつ、必要な診療を確実に受けられるよう、救急医療の趣旨普及に努めます。
- 救急救命士養成を計画的に進めるとともに、気管挿管や薬剤投与の認定救命士の養成も積極的に行い、救急自動車1台に対し6名の救急救命士を運用できる体制を目指します。

事業名	4ヵ年で実施する事業内容
地方中核拠点病院への支援検討	○地域中核拠点病院の医療水準を維持するための支援体制の検討
休日・夜間医療体制の充実	○一次救急体制、二次救急体制（輪番体制）の安定維持 ○一次から三次までの適切な受診の周知
救急体制の強化	○計画的な救急救命士の養成 ○気管挿管、薬剤投与の認定救命士の養成

2) 保健・医療サービスの充実

計画目標

- 妊婦健康診査における妊婦健診費用の助成回数を14回に拡充し、併せて県内医療機関については現物給付方式にします。
- 不妊治療にかかる治療費助成制度を充実し、妊婦の経済的負担と精神的な負担軽減を図ります。
- 子どもの健康を守るために、無保険の子どもに対して短期被保険者証を交付します。
- 子ども医療費の助成拡充により、安心して子育てができるようにします。

事業名	4ヵ年で実施する事業内容
妊婦健康診査費用助成の充実	○1回の妊娠期間につき、14回分の妊婦健診の費用を助成 ○県内医療機関における現物給付
不妊治療支援の充実	○不妊治療に係る保険適用外医療費の助成について、1組の夫婦につき1回あたり15万円を上限に通算5回まで助成
無保険の子どもの解消	○正規保険証の取得までの期間、短期被保険者証を交付
子ども医療費助成の充実	○子ども医療費の小学校6学年修了前までの助成

(2) 総合的な子育て支援

1) 一人目からの子育て支援

計画目標

- 鹿沼市次世代育成支援対策行動計画<後期計画>を策定し、一人目からの子育て支援策を充実させ「子育てにやさしいまちづくり」の推進をとおして出生率向上につなげます。また、結婚・出産・子育てに臨む若い世代に対し、少子化問題への意識を高めます。
- 企業内の子育て環境整備を促進し、仕事と子育てが両立できる社会の実現を目指します。
- 子ども医療費の助成拡充により、安心して子育てができるようにします。
- 乳幼児健康診査の事後フォローとして発達相談の充実を努めます。
- 携帯電話によるメール相談サービスにより子育てや育児相談に対応します。
- 保育園整備計画を策定し、地域の実情にあった保育園と併せて子育て支援センターの整備を検討します。
- 障がい児療育の体制を強化するため、専門職員を配置します。

事業名	4ヵ年で実施する事業内容
子育て支援策の充実〈総合的な支援策の充実〉	○鹿沼市次世代育成支援対策行動計画<後期計画>を策定し、一人目からの支援策を充実 ○「こども専門窓口」による一元化
企業内子育て環境アップ支援制度の充実	○企業内子育て環境アップ制度の見直し、拡充
子ども医療費助成の充実（再掲）	○子ども医療費の小学校6学年修了前までの助成
発達相談の充実	○乳幼児健康診査の実施後の発達相談実施 ○就学に向けたのびのび発達相談の充実
携帯電話によるメール相談サービスの実施	○福祉相談メールシステムの構築によりこども、妊産婦、一人親の相談・支援・指導、子育て相談などのメール相談に対応
保育園整備計画の策定	○保育園整備計画の策定
障がい児療育の体制整備	○あおば園への専門職員配置

2) 子育て応援体制づくり

計画目標

- 子育て経験豊かな地域の高齢者にアドバイスを受ける機会をつくるなど、高齢者の経験と技能を生かします。
- 週末に高齢者が講師となり、子どもたちに様々な体験教室を提供します。
- 計画的な学童保育施設整備を進め、留守家庭児童の健全育成を図ります。
- 保育園・児童館の開放を進め、地域の子どものための遊び場として活用します。
- 市街地の身近な公園広場を整備し、地域の子どものための遊び場を確保します。
- 心を育てる学校教育により、保護者への理解促進と学校教育での各年齢における発達課題へ対応します。
- 子ども総合サポートセンターを設置し、0歳から20歳までの子ども・青少年に関する相談支援など一人の子どもをトータルしてサポートするシステムを構築します。

事業名	4ヵ年で実施する事業内容
子育てアドバイザー（名人）事業の推進	○子育て経験豊かな高齢者による子育て講座等の実施
ウィークエンド体験事業	○高齢者を講師とし、子どもたちを対象に、伝承遊び、料理など体験教室開催

学童保育施設整備事業	○南押原学童保育館（H21～） ○みなみ小、みどりが丘小学童保育館（H22～） ○中央小学童クラブ（H23～） ○未設置校への設置検討
保育園・児童館開放事業	○子どもの遊び場として休日に開放
市街地の身近な公園広場の整備	○緑の基本計画に基づく公園の整備 （土地区画整理事業地内の公園を当面整備）
心を育てる学校教育推進事業	○就学前の全保護者へ「子どもとのかかわり方」 講座の開催 ○子どもの発達課題達成の教育プログラムの実践
子ども総合サポートセンター事業	○0歳から20歳までの子ども・青少年に関する 相談支援 ○一人の子どもをトータルしてサポートするシ ステムの構築

（3）次世代を担う子どもたちの教育

1）次世代を担う人づくり

計画目標

- 鹿沼教育ビジョンを策定し、次世代を担う子どもたちの教育を進めます。
- 学校教育計画への支援を行い、知・徳・体のバランスのとれた教育を進めます。
- 歩育（パワーウォーキング）を子どもたちに普及し、歩く生活スタイルを定着させ、身体的能力向上に努めます。
- 「平和都市宣言」を教材化し、授業の中で学習することで平和教育の充実を図ります。

事業名	4ヵ年で実施する事業内容
鹿沼教育ビジョン策定事業	○検討委員会を設置し、将来の本市教育のあり方を策定
学校教育計画への支援事業	○新学習指導要領に沿った教育計画立案の支援 学校訪問の際に知・徳・体のバランスの取れた教育推進の検証
歩育（パワーウォーキング）の普及事業	○子どもたちを対象にパワーウォーキング普及事業の開催
平和教育推進事業	○平和都市宣言の授業への導入 ○中学生広島平和式典への派遣

2）すべての子どもに目が行き届く仕組みづくり

計画目標

- 心身に障害を有する児童を保育園に入所させ、一般児童とともに集団保育を行います。
- 子どもを見守り、支援するシステムを教育・相談・医療の観点から確立します。
- Q-U テストの実施やいじめ対応教育相談専門員の配置で、いじめ・不登校の早期発見、適切な対応を行います。
- 学校事務支援センターを設置し、教員の事務を改善し、教員が児童生徒と向かい合う時間を確保します。
- 学校教育でのボランティアを活用し、子どもたちの学校生活を支援します。

事業名	4ヵ年で実施する事業内容
発達支援保育・すこやか保育事業	○各保育園の障がい児数に応じて、保育士を加配
すべての子どもに目が行き届く 幼・保・小・中連携教育の充実事業	○総合教育研究所に医療面での支援機能を導入 ○モデル地区を指定し、連携のあり方を研究
いじめ問題対策事業	○Q-Uテストの実施 ○いじめ対応教育相談専門員の配置、いじめ対応専門研修会等の開催
学校事務支援センター設置事業	○学校間ネットワーク活用（児童生徒の作品募集、教育情報とりまとめなど）
学校教育におけるボランティア活用事業	○人材ボランティア登録 ○登録者へのスキルアップ研修 ○各小中学校への派遣による児童生徒の支援

3) 教育制度・体制の見直し

計画目標

- 学校選択制度のこれまでの検証を行い、見直します。
- 自然生活体験学習事業の成果と課題を検証し、基本方針を見直します。

事業名	4ヵ年で実施する事業内容
学校選択制度の見直し	○小中学校通学区域審議会により学校選択制度を見直す
自然生活体験学習事業基本方針の見直し	○自然体験学習推進事業実施委員会により事業の成果と課題を検証して基本方針を見直す

4) 郷土の自然や歴史文化、産業の学習

計画目標

- ふるさと「かぬま」塾を開催し、親子で郷土の自然・環境・地産地消などの体験学習により、その理解を深めます。
- 社会科の授業等で本市独自の教材を作成し、ふるさとの自然や歴史・文化を理解し、ふるさとを愛する心を育みます。
- 既存施設などを検証し、鹿沼に見合う博物館に関する検討を行います。

事業名	4ヵ年で実施する事業内容
ふるさと「かぬま」塾	○夏休み、冬休みなどにふるさと「かぬま」塾（親子体験教室）の実施
ふるさとを愛する心を育てる地域教材の作成	○社会科教員による副読本研究委員会で副読本の編集
鹿沼に見合う博物館に関する検討	○既存施設などを検証し、鹿沼に見合った博物館のあり方を検討

第5章 児童人口の推計

第1節 総人口

本計画の目標年度である、平成26年の児童人口を推計するにあたっては、平成17年～平成21年の住民基本台帳人口（各年4月1日時点）のデータをもとに、平成22年～平成26年の各年4月1日時点の将来人口を推計しました。推計手法は、コーホートセンサス変化率法を用いた計算方法で、その期間における各年齢毎の変動を示すものです。

本計画の目標年度である平成26年の総人口は100,961人と推計され、平成21年4月1日現在の総人口103,436人と比較して2.4%減少します。

表24 将来人口の推計（単位：人）

区分	現在人口 (平成21年4月1日現在)			将来人口 (平成26年4月1日現在)		
	男性	女性	総数	男性	女性	総数
0～4歳	2,247	2,112	4,359	2,059	1,883	3,942
5～9歳	2,414	2,366	4,780	2,292	2,208	4,500
10～14歳	2,592	2,495	5,087	2,400	2,434	4,834
年少人口	7,253 14.2%	6,973 13.3%	14,226 13.8%	6,751 13.5%	6,525 12.8%	13,276 13.1%
15～19歳	2,861	2,602	5,463	2,524	2,513	5,037
20～24歳	2,847	2,727	5,574	2,683	2,297	4,980
25～29歳	2,908	2,793	5,701	2,675	2,422	5,097
30～34歳	3,463	3,210	6,673	2,773	2,681	5,454
35～39歳	3,738	3,565	7,303	3,362	3,110	6,472
40～44歳	3,223	3,006	6,229	3,748	3,605	7,353
45～49歳	3,220	3,085	6,305	3,310	2,946	6,256
50～54歳	3,532	3,356	6,888	3,212	3,057	6,269
55～59歳	4,399	4,165	8,564	3,482	3,301	6,783
60～64歳	3,750	3,491	7,241	4,237	4,128	8,365
生産年齢人口	33,941 66.4%	32,000 61.2%	65,941 63.8%	32,006 64.1%	30,060 58.9%	62,066 61.5%
65～69歳	2,981	3,063	6,044	3,550	3,445	6,995
70～74歳	2,399	2,720	5,119	2,711	2,932	5,643
75～79歳	2,101	2,818	4,919	1,980	2,500	4,480
80～84歳	1,557	2,456	4,013	1,552	2,438	3,990
85歳以上	880	2,294	3,174	1,395	3,116	4,511
老年人口	9,918 19.4%	13,351 25.5%	23,269 22.5%	11,188 22.4%	14,431 28.3%	25,619 25.4%
総計	51,112	52,324	103,436	49,945	51,016	100,961

(資料)現在人口:住民基本台帳

第2節 児童人口

平成22年～平成26年の児童人口（0～17歳人口）を推計しました。推計によると、0～5歳、6～11歳、12～17歳の人口は減少すると推計されます。

表25 人口推計（各年4月1日現在）（単位：人）

年次 年齢	推 計 人 口				
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳	806	781	761	741	715
1歳	846	829	804	784	764
2歳	907	849	832	807	787
3歳	911	923	864	847	822
4歳	836	919	931	871	854
5歳	910	837	920	932	872
0～5歳計	5,216	5,138	5,112	4,982	4,814
構成比	5.1%	5.0%	5.0%	4.9%	4.8%
6歳	920	907	833	915	927
7歳	945	933	920	845	928
8歳	936	950	938	925	850
9歳	1,011	934	948	936	923
10歳	982	1,012	935	949	937
11歳	971	983	1,014	936	950
6～11歳計	5,765	5,719	5,588	5,506	5,515
構成比	5.6%	5.6%	5.5%	5.4%	5.5%
12歳	1,004	974	986	1,017	939
13歳	1,074	1,007	977	989	1,020
14歳	997	1,073	1,006	976	988
15歳	1,051	1,001	1,077	1,010	980
16歳	1,054	1,052	1,002	1,078	1,011
17歳	1,115	1,054	1,052	1,002	1,078
12～17歳計	6,295	6,161	6,100	6,072	6,016
構成比	6.1%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
総人口	103,069	102,666	102,093	101,709	100,961

※ コーホートとは、年齢区分毎の人口集団を意味し、「コーホート法」とは、そのコーホートの時間的変化を基に将来人口を推計する方法。

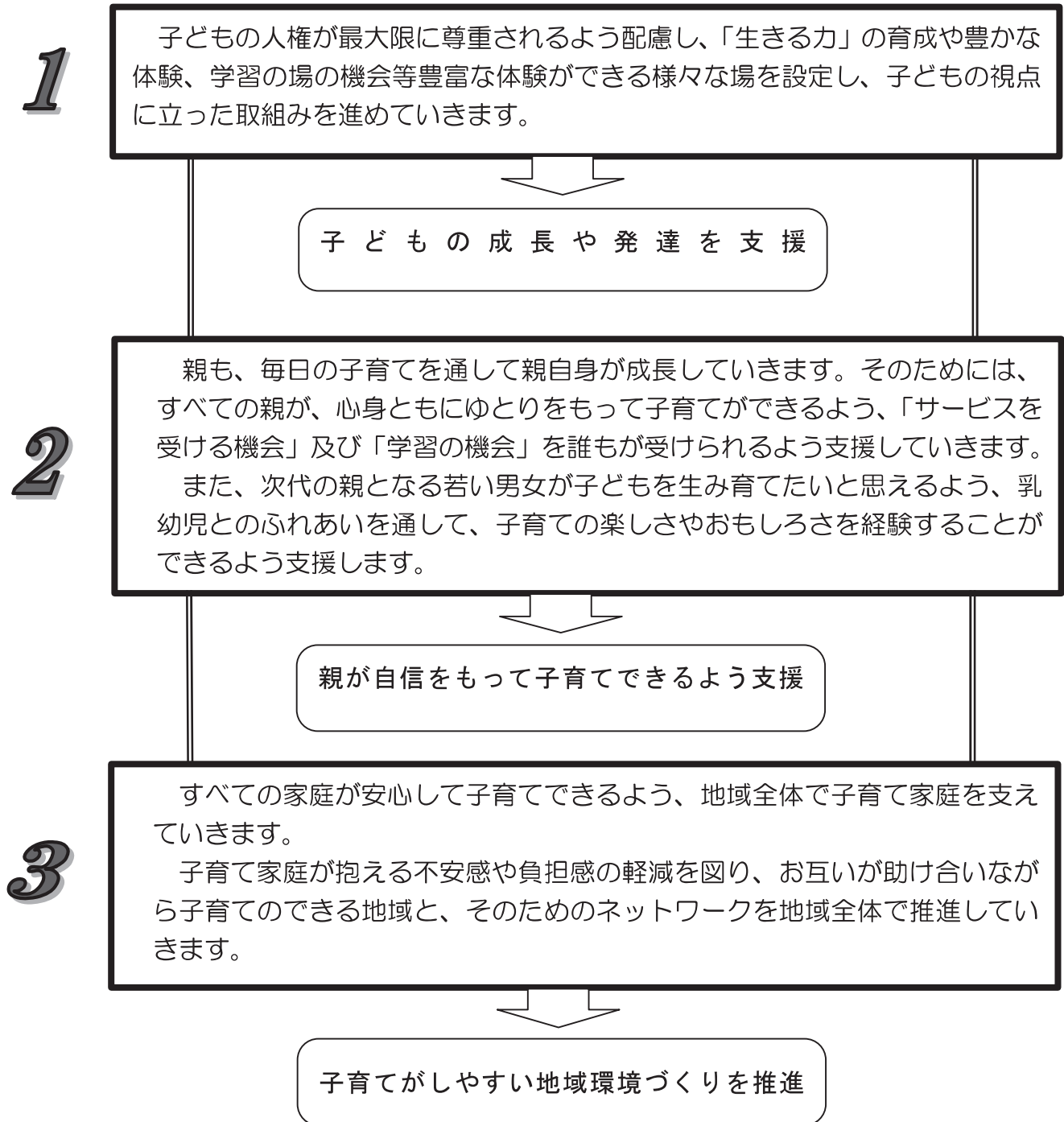
※ センサス変化率とは、年をとることによる住民の年齢層の移動を想定しつつ、各年齢層毎にみた人口の増減率。

第6章 計画の基本理念と施策の体系

第1節 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

家庭や地域の現状や課題をもとに、計画を策定するにあたり、「計画の基本理念」をここに示します。



以上のような3つの基本理念から今後の目標や主要テーマへと展開していきます。

2. 計画策定の目標と主要テーマ

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、それに基づき国が示した内容に関する事項は次のとおりです。

《目的》

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、国は総合的な取組みを推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

この法律では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とする行動計画の策定を市町村に義務付けています。

《国が示した内容に関する事項》

1. 地域における子育ての支援
 2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進
 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 4. 子育てを支援する生活環境の整備
 5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
 6. 子ども等の安全の確保
 7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
- 以上7項目が柱となっています。

これを受け、本市における子どもと家庭・地域を取り巻く環境やニーズ調査の結果を踏まえ、地域特性を考慮したうえで、将来を担う子どもたちや次代の親及び地域の子育て環境づくりのために、本プランの目標を以下のように定め、さらに目標を達成するため具体的な施策を展開するための主要テーマを設定します。

計画策定の目標

子ども達の笑顔があふれるまち

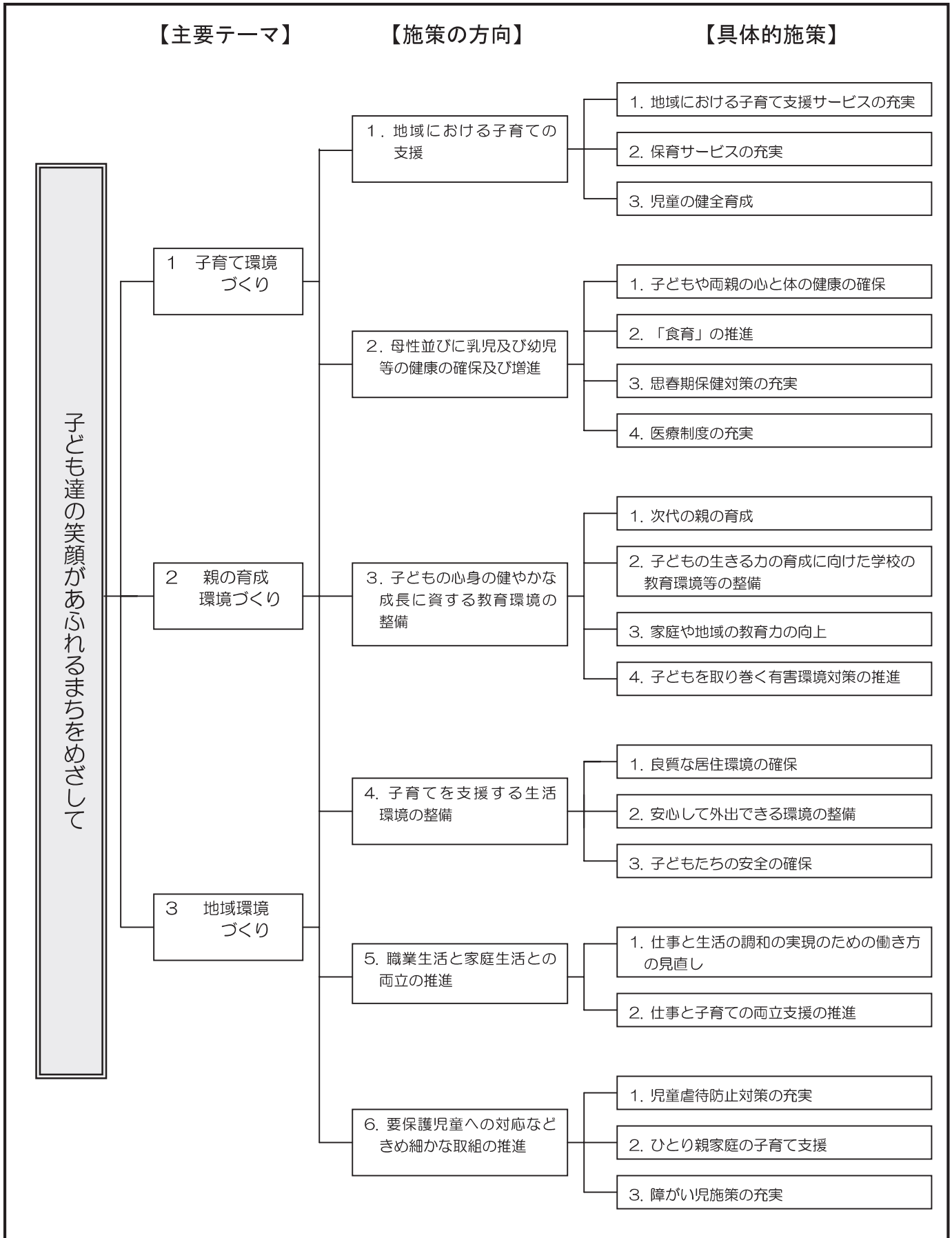
基本理念

1. 子どもの成長や発達を支援
2. 親が自信をもって子育てができるよう支援
3. 子育てがしやすい地域環境づくりを推進

主要テーマ

1. 子育て環境づくり
2. 親の育成環境づくり
3. 地域環境づくり

第2節 施策の体系



第7章 基本方針・施策

第1節 地域における子育ての支援

基本方針

近年の都市化や核家族化の進展、女性の社会進出の増加などにより、子育て環境が大きく変化し、地域の連帯感や関わりが希薄化しています。

また、少子化が進む中で地域に同年齢児が少なくなっているという現状や、社会全体での子育てという観点から、子どもの健全育成を図り、家庭や地域の機能を支えるための仕組みを構築していくことが重要です。このため、身近に相談できる体制の整備や学習機会の充実を図るなど地域における子育てを総合的に推進していきます。

【 具体的施策 】

【 事業名 】

1. 地域における子育て支援サービスの充実

- (1) こんにちは赤ちゃん事業
- (2) 養育支援訪問事業
- (3) ファミリー・サポート・センター事業
- (4) 放課後児童健全育成事業
- (5) ショートステイ事業(短期入所生活援助事業)
- (6) トワイライトステイ事業(夜間擁護等事業)
- (7) 病児・病後児保育事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 特定保育事業
- (10) 幼稚園の事業
- (11) 地域子育て支援拠点事業
- (12) 子育てに関する情報の提供
- (13) 一人目からの子育て支援策の充実

2. 保育サービスの充実

- (1) 通常保育事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 休日保育事業
- (4) 夜間保育事業
- (5) 保育園待機児童率ゼロの維持
- (6) 家庭的保育事業
- (7) 乳児保育事業
- (8) 障がい児保育事業
- (9) 人材の適正配置
- (10) 保育園の整備
- (11) 認定こども園

3. 児童の健全育成

- (1) 児童館の充実
- (2) 放課後こども教室
- (3) 児童の非行・いじめへの対応と不登校支援
- (4) 世代間交流
- (5) 青少年育成市民会議

1. 地域における子育て支援サービスの充実

(1) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの赤ちゃんがいる全てのご家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、適切なサービス提供につなげています。また、里帰り分娩等の方にも里帰り先と連携を図り、タイムリーな訪問を実施しています。

特に必要と認められる家庭においては、養育支援訪問事業につなげていけるよう連携した対応に努めていきます。

(2) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者等に対し、その養育が適切に行われるよう、訪問し養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っていきます。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、仕事と家庭の両立ができる環境整備を図るため、乳幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との連携及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業です。

本市では、平成14年7月からNPO法人に委託し運営しており、順調に利用者も増加していることから、今後も広報、インターネット等による媒体を利用した周知を徹底し、組織の強化を図っていきます。

また、国が平成21年度及び平成22年度の2ヵ年間で実施する「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」の動向を見据えて、その取組みについても検討していきます。

表26 ファミリー・サポート・センター事業目標事業量

年 度	現 状	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
目標協力会員数	154人	160人	170人	180人	190人	200人
目標依頼会員数	511人	550人	575人	600人	625人	650人
目標両方会員数	97人	100人	105人	110人	115人	120人

(4) 放課後児童健全育成事業

学童クラブは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者の健全育成の場として、平日の学校終了後や土曜日などに実施されています。

第7章 基本方針・施策

現在は、24 か所で実施されていますが、平成 22 年度からは、71 人以上の大規模クラブの分割を行い、適正な人数によるクラブ運営により、子どもの情緒の安定や事故防止に努めていきます。

また、終了時間の延長を望む利用者が多いことから、各クラブの実情に合わせて、終了時間の延長を促していきます。

なお、計画期間中においては、みなみ小学校、みどりが丘小学校、中央小学校に学童保育館を整備し、その他の未設置校における施設の整備等についても引き続き検討していきます。

表 27 放課後児童健全育成事業目標事業量

年 度	現 状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	1,128 人	1,150 人	1,150 人	1,150 人	1,150 人	1,180 人
目標か所数	24 か所	31 か所	32 か所	32 か所	32 か所	33 か所

(5) ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）

子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設・乳児院等で短期間子どもを預かる制度であり、前期行動計画に基づき、平成 20 年度から実施しています。

引き続き、保護者が疾病、出産、看護、転勤、出張、冠婚葬祭などの理由で児童の養育が緊急一時的に困難になった場合にも安心して預けられるよう、実施していきます。

表 28 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）目標事業量

年 度	現 状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	1 人	1 人	3 人	3 人	3 人	3 人
目標か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(6) トワイライトステイ事業（夜間養護等事業）

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設・乳児院等で預かる制度です。

現在、本市では実施していませんが、今後需要を見極めながら検討していきます。

(7) 病児・病後児保育事業

病気の回復期にあり、医療機関に入院加療の必要はないが他の児童との集団生活が困難な時期に、保育園等で一時的に児童を預かるのが、病後児保育です。

平成 17 年 6 月から民間保育園 1 施設で実施しており、保育需要も高いことから、今後公立保育園でも施設改修に合わせて 1 施設実施していきます。

表 29 病児病後児保育目標事業量

年 度	現 状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	4 人	5 人	5 人	5 人	8 人	8 人
目標か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

(8) 一時預かり事業

冠婚葬祭、急な仕事が入ったとき、保護者の病気や怪我、リフレッシュ等の理由により、子どもを一時的、断続的に保育するのが、一時預かり事業です。

現在、公立・民間あわせて20施設の保育園で実施しており、公立保育園では定員を超える需要があることから、定員数の拡大等についても、保育需要を踏まえながら検討していきます。

表30 一時預かり事業目標事業量

年 度	現 状	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標定員数	87人	87人	87人	87人	87人	87人
目標か所数	20か所	20か所	20か所	20か所	20か所	20か所

(9) 特定保育事業

保護者がパート労働、または定期的な看護や介護のために、一定期間児童を保育できない場合等に、保育園や保育施設で預かる制度です。

現在、通常保育や一時預かり事業の中で対応しているため、現状のまま継続していきます。

(10) 幼稚園の事業

1) 預かり保育事業

保護者の急な用事や、冠婚葬祭等一時的な保育時間延長の希望に応じて、現在、市内の幼稚園7園で預かり保育を実施しており、さらに長期休暇中も実施しています。

今後も実施園の拡充、また、預かり時間の延長についても要請していきます。

表31 預かり保育を実施している幼稚園目標事業量

年 度	現 状	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標か所数	7か所	7か所	8か所	8か所	8か所	8か所

2) 地域子育て等推進事業

地域の親子のふれあい、また、高齢者との交流や園庭の地域への開放など、地域と連携する子育て活動を推進しています。

今後も実施園の拡充、また、実施内容の充実についても要請していきます。

表32 地域子育て等推進事業を実施している幼稚園の目標事業量

年 度	現 状	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標か所数	6か所	7か所	7か所	8か所	8か所	8か所

(11) 地域子育て支援拠点事業

1) つどいの広場事業

つどいの広場事業は、地域の親子の居場所としてすべての子育て家庭を対象に、親子の絆を深め、親の子育て力を高める効果が期待されています。

つどいの広場を平成 22 年度に開設して、子育て中の親とその子どもが気軽に集まり、相互に交流できる場を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育てに係る不安感の緩和を図るための各種事業を展開していきます。

表 33 つどいの広場事業目標事業量

年 度	現 状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標か所数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

2) 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターでは、『子育て等に関する相談・各種講習会の実施』、『子育てサークル等の育成・支援』、『地域の子育ての情報提供』等のサービスを実施しています。

現在、3カ所の保育園に設置していますが、保育園整備計画に基づき、拠点施設に設置していきます。

施設の利用ニーズは、年々増加傾向にあります。今後も事業内容をさらに充実させ、地域の子育ての拠点として、より地域と密着した事業を展開していきます。

表 34 地域子育て支援センター事業目標事業量

年 度	現 状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所

3) 子育てサロン

子育て中の方が子育てを楽しんだり、子育て仲間をつくったりする“ふれあいの場”として、地区コミュニティセンターを中心に、地域の人たちによる「子育てサロン」が開催されています。

今後も、様々な事業を実施して、地域の子育て支援機能としての役割を担っていきます。

(12) 子育てに関する情報の提供

子育て中の親子は、子育てに関する施設や、子どもの遊び場、子どもに係る医療機関など、様々な情報を求めています。

子育てに関する情報は、市ホームページをはじめとして、「広報かぬま」や様々なパンフレットを活用して情報を提供しています。

今後も、情報化時代にあった様々な方法で子育てに関する情報を提供していきます。

(13) 一人目からの子育て支援策の充実

本市では、平成 18 年度から、総合的な少子化対策として「第 3 子対策事業」に取り組んできましたが、今後は、一人目からの子育て支援策を総合的に充実させていきます。

2. 保育サービスの充実

多様化する保育行政に対する市民の要望に対応していくため、将来の保育サービス、施設整備のあり方等をまとめた「鹿沼市保育園整備計画」を策定しました。

今後は、その計画に沿って保育サービスを充実させていきます。

(1) 通常保育事業

本市では、公立が13施設、私立が9施設、保育所型児童館が3施設設置されており、就学前児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加とともに入所児童数は増加傾向にあります。

保育園のうち入所率が100%を超えている施設は公立2施設、民間7施設あり、山間部では定員割れしている施設もありますが、入所希望が集中する施設もあることから、老朽化した施設の再整備にあわせて拠点化を図り、通常保育の充実と保護者の利便性の確保を図っていきます。

表 35 通常保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標定員数	1,920人	1,920人	1,980人	1,935人	1,890人	1,890人
目標か所数	22か所	22か所	22か所	21か所	20か所	20か所

※ 保育所型児童館を除く。

※ 平成24年度は民間保育園の定員増に伴い、公立1園廃止。平成25年度は拠点施設整備に伴う施設数減。

(2) 延長保育事業

現在、本市では延長保育を公立4施設、民間9施設で実施していますが、そのうち30分から1時間の園長を実施している施設が10施設あり、利用人数の93%を占めています。

就労形態の多様化により延長保育の希望者も増えており、保育需要に合わせて延長保育サービスの充実を図っていきます。

表 36 延長保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標定員数	569人	569人	569人	569人	569人	569人
目標か所数	13か所	13か所	13か所	13か所	13か所	13か所

(3) 休日保育事業

現在、民間保育園1施設、定員20名で実施していますが、利用実績は1日平均5.3人です。休日保育の需要はあるものの利用実績が伸びていないことから、休日保育の周知に努めるとともにサービスの充実を図っていきます。

表 37 休日保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標定員数	20人	20人	20人	20人	20人	20人
目標か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(4) 夜間保育事業

現在、民間保育園 1 施設が深夜 10 時までの夜間（延長）保育を実施しており、定員 20 人に対して 1 日平均 5 人が利用しています。

今後も保育需要に応じて夜間保育の充実を図ってまいります。

表 38 夜間保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
目標か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(5) 保育園待機児童率ゼロの維持

本市では、現在待機児童はいませんが、保育ニーズの低年齢化に伴い、保育需要が増加しているため、施設整備や定員見直しを行い、今後も待機児童率 0%を維持するよう努めていきます。

(6) 家庭的保育事業

乳幼児が、家庭的保育者の居宅やその他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業ですが、現在、市では実施していません。

今後は、需要を見極めながら将来を見据えた検討をしていきます。

(7) 乳児保育事業

現在、公私すべての保育園 22 施設で乳児保育を実施しており、平成 21 年 4 月 1 日現在入所している 0 歳児は 92 人です。

公立保育園の一部において施設設備が十分でないところがありますが、老朽化した施設の改築にあわせ施設設備を充実し、産休明けからの入所に対応できるよう努めます。

表 39 乳児保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	92 人	92 人	100 人	100 人	100 人	100 人
目標か所数	22 か所	22 か所	21 か所	20 か所	20 か所	20 か所

(8) 障がい児保育事業

本市では、公私すべての保育園で障がい児の受入が可能であり、障害の程度によって発達支援保育、すこやか保育に区分し、障がい児保育に必要な保育士数を配置しています。障がい児保育では健常児との集団保育を行っています。これとは別に母子通園による障がい児通園施設もあります。

障がい児の入園は年々増加傾向にあることから、保育士体制の強化、研修の充実等を図ってまいります。

表 40 障がい児保育事業目標事業量

年 度	現 状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
目標か所数	22 箇所	22 箇所	22 箇所	21 箇所	20 箇所	20 箇所

(9) 人材の適正配置

保育園は、「児童福祉施設最低基準」(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)に基づき、入所児童数に対して保育士が適正に配置されています。

今後も適正に保育士を配置していきます。また、特別保育サービス向上のために保育士の確保に努めます。

(10) 保育園の整備

未満児の入園児数の増加等に伴い、適切な保育環境を確保するとともに保育園施設の整備が必要となっています。

今後は「鹿沼市保育園整備計画」に沿って施設整備を推進していきます。

(11) 認定こども園

認定こども園は、「就学前の子どもに教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」の二つの機能を備えており、幼保一体化機能及び地域子育て支援機能が確保されています。

今後は、将来予想される待機児童の解消、過疎化が進行する地域での保護者の利便性確保等を理由として、認定こども園を検討していきます。

3. 児童の健全育成

(1) 児童館の充実

地域の子どもたちは健全な遊びを通して、健康の増進、情操の豊さを育んでおりますが、今後も他の福祉施設や社会教育施設などとの連携を図り、多目的な利用を行うなど、児童館の充実を図っていきます。

(2) 放課後こども教室

本市では、6か所で放課後こども教室が実施されています。引き続き、小学校の余裕教室等を活用して、地域のボランティア等の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施していきます。

表 41 放課後こども教室の目標事業量

年 度	現 状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標人員数	106 人	110 人	120 人	120 人	120 人	120 人
目標か所数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

(3) 児童の非行・いじめへの対応と不登校支援

児童の非行・いじめや不登校に対しては、その兆候を早期に発見することが重要です。そのため、本市では、いじめを早期に発見するため「Q-Uテスト」を取り入れるなど、その防止に力をいれてきました。

今後も、相談体制を充実し、家庭・学校・地域が連携して対応を強化していきます。

また、不登校児童への対策としては、今後、各学校での取組を強化するとともに、不登校児童の学校への適応、復帰をめざして適応指導教室の充実に努めていきます。

(4) 世代間交流

核家族化や人間関係の希薄化、社会的な価値観の変化等から、地域で子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

また、高齢者が特技や知識を、保育施設、小・中学校、児童館などで、ボランティアとして子どもたちに伝えたり、教えたりする活動を行うことで、高齢者の生きがいの創出や子どもたちとの交流、地域の活性化にもつなげることができます。

今後は、こうした高齢者の豊かな経験を「子育てアドバイザー（名人）」として生かし、子育て支援の参画ができるような体制づくりを進めます。

(5) 青少年育成市民会議

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、生きる力を持ち、人間性豊かな社会人として成長することは、市民すべての願いです。

この願いを実現するためには、青少年自らが生きがいを持ち、自立心を養い、自己の確立をめざすよう努めるとともに、市民すべてが、地域ぐるみで青少年の健全育成運動を推進することが大切です。即ち、地域社会における青少年育成活動を支援し広げていくための組織が「青少年育成市民会議」です。

国においては（社）青少年育成国民会議が、同様に県においては（財）とちぎ青少年こども財団が組織されています。

現在、本市においては、17地区に鹿沼市青少年育成市民会議が設置されており、今後とも青少年の健全育成のため、研修会、あいさつ運動、家庭の日の普及啓発を推進していきます。

第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

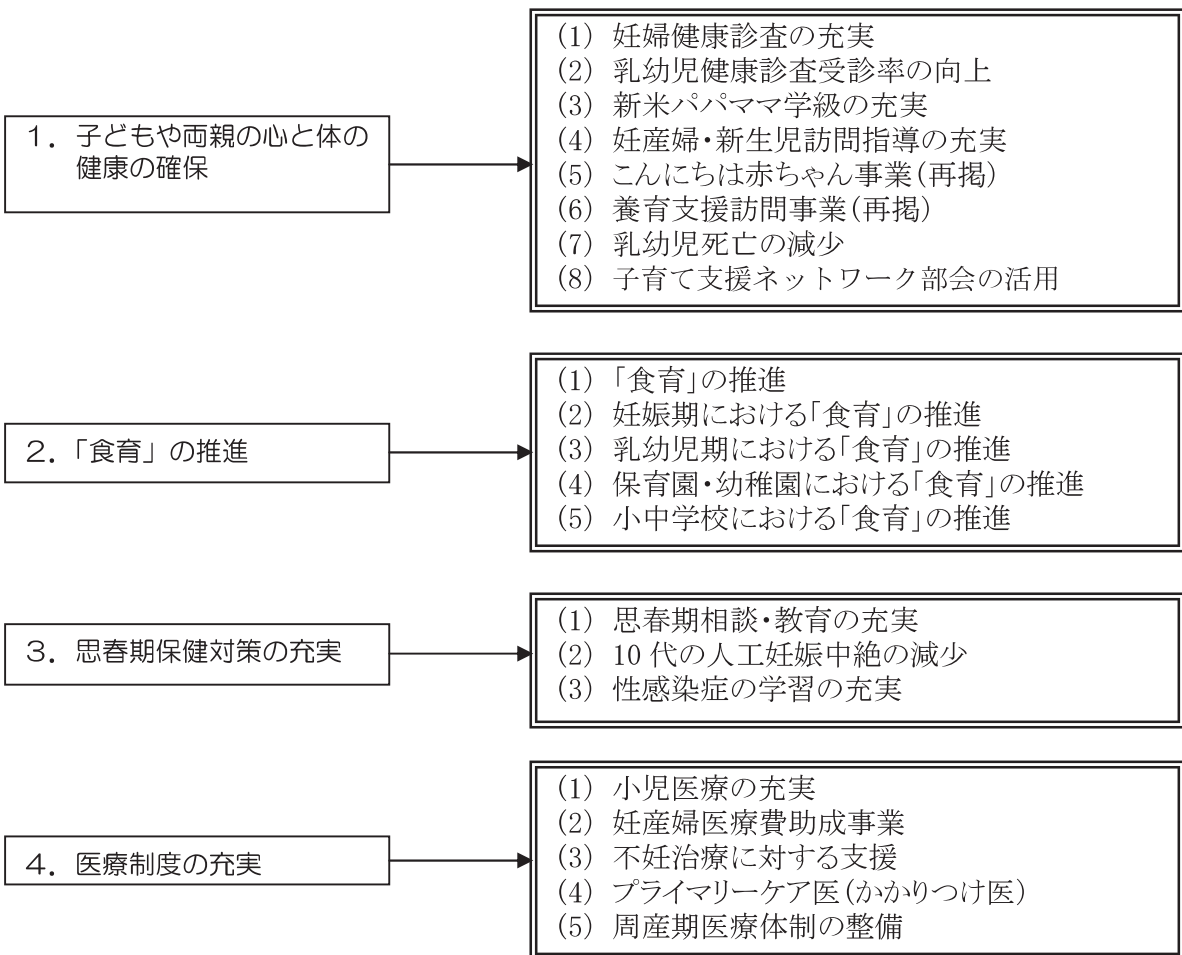
基本方針

女性の社会進出、少子化の進行、児童虐待の増加等、子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもを健やかに生み育てられるよう、地域ぐるみの子育て支援、児童虐待防止対策の充実、きめ細やかな子育ての拡充など、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境づくりが必要です。

母性及び乳幼児の健康増進を図るために、訪問指導、相談、健康診査、各種健康教室等を充実していきます。

【 具体的施策 】

【 事業名 】



1. 子どもや両親の心と体の健康の確保

(1) 妊婦健康診査の充実

妊娠中の異常を早期に発見し、適切な保健指導を行うための妊娠健康診査の公費負担の回数を平成21年4月からは14回とし、医療機関に委託して実施しています。

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制の確保するため、妊婦健康診査の公費負担の一層の充実と普及啓発を図ります。

働く妊婦の増加から、職場において母性は尊重され、働きながら安心して子どもを生むことができる条件整備を図ることを目的に「母性健康管理指導事項連絡カード」を活用することになっていますが、周知徹底されていないため、就労する妊婦や企業等に普及していただけるよう協力を求めています。

(2) 乳幼児健康診査受診率の向上

本市では、「疾病や異常の早期発見（二次予防）と、さらにリスクの早期発見による疾病等の発生予防（一次予防）のために保健指導につなげる」ことや「育児支援の場」として、乳幼児の各種健康診査を実施しています。

乳幼児健診受診率は1歳6か月で95.7%、3歳で93.7%と高い受診率となっていますが、今後は、健診が子育ての孤立化を防ぐためにも有効な場となるよう健診内容の充実を図るとともに、受診率を向上させるため未受診者への訪問指導及び通知により広く広報を通じた呼びかけを実施していきます。

(3) 新米パパママ学級の充実

妊婦とその家族を対象として妊娠・出産・育児などに関する情報の提供や仲間づくりを実施しています。夫婦で出産に対する心構えと二人で育児をしていくという準備をするには良い機会となっています。

新米パパママ学級では、「沐浴、お産のリハーサル、妊婦体操」等実習を伴う内容や妊婦同士の情報交換が好評であり、親の役割に対する意識の高揚も図られています。

今後も、さらに充実した教室となるよう医療機関との連携を図りながら体制づくりに努めていきます。

(4) 妊産婦・新生児訪問指導の充実

マタニティーブルー（妊娠、出産が原因で起こるうつ状態）への対応や母乳育児の推進には、新生児訪問は大きな役割を果たしています。

今後も、出生後早期に新生児訪問ができるよう医療機関との連携強化を図っていきます。

(5) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）

生後4か月までの赤ちゃんがいる全てのご家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、適切なサービス提供につなげています。また、里帰り分娩等の方にも里帰り先と連携を図り、タイムリーな訪問を実施しています。

特に必要と認められる家庭においては、養育支援訪問事業につなげていけるよう連携した対応に努めていきます。

(6) 養育支援訪問事業（再掲）

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者等に対し、その養育が適切に行われるよう、訪問し養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っていきます。

(7) 乳幼児死亡の減少

乳児死亡の原因は、先天性の疾病や周産期に発生した病態が主なものとなっています。また、最近何の前触れもなく寝ている間に亡くなってしまいう乳幼児突然死症候群(SIDS)がありますが、不慮の事故についても、死亡率が高い値を占めており、乳児死亡の特徴となっています。

今後も、子どもの疾病の早期発見と、子どもの事故防止対策を推進していきます。

(8) 子育て支援ネットワーク部会の活用

次代の社会を支えるすべての子どもが、健やかに成長することができ、両親が安心して子育てできる街づくりを促進することが必要です。

今後も、子育て支援ネットワーク部会を活用し、子育て支援及び発達支援について、関係機関の連携、サービスの質の向上を図っていきます。

2. 「食育」の推進

(1) 「食育」の推進

「朝食欠食等」の食習慣の乱れや「思春期やせ」に見られるような「心と身体の健康問題」が子どもたちに生じている現状を考え、乳幼児期からの「正しい食事の摂り方」や「望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくり」による心身の健全育成を図る必要があります。

このためには、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた「食に関する学習の機会や情報提供」を進めていきます。

(2) 妊娠期における「食育」の推進

適切な食生活を送ることは大切です。特に妊娠中は母体と胎児に対する影響が大きいため、妊娠中から正しい食生活を身につけることが必要となります。そのため、新米パパママ学級などを通して、「食育」の推進を図っていきます。

(3) 乳幼児期における「食育」の推進

乳児が最初に口にする母乳やミルクは大切な栄養であり、子どもの発達段階にあった離乳食の進め方は、正しい食事を身につけるための基本です。各種健康診査や育児相談、教室などを通して、「食育」の推進を図っていきます。

(4) 保育園・幼稚園における「食育」の推進

保育園、幼稚園は保護者と離れて生活するはじめての場所であり、正しい食習慣を身に付ける家庭外の学習の場として重要な役割を担っています。

保護者の生活習慣や意識が子どもに大きく影響することから、保健センターと連携し、園児を通して家庭全体に生活習慣改善意識が波及するよう啓発活動を行っていきます。

(5) 小中学校における「食育」の推進

小中学校では、食に関する学習が家庭科等の時間を中心に進められています。

今後も、市内小中学校等に勤務する栄養教諭等が授業や個別指導に係わり、専門性を生かした指導ができるよう体制の整備をしていきます。

3. 思春期保健対策の充実

(1) 思春期相談・教育の充実

思春期は、人の一生の中で精神的、身体的な発達がもっともめざましく、大人と子どもの両面をもつ時期であり、心と身体の不調和と氾濫する情報の中で、性と心の健康問題が生じています。

それらの問題は、現在の問題にとどまらず、生涯の健康に影響を及ぼし、さらには次世代にも悪影響を及ぼすことが指摘されています。

思春期の子どもたちやその保護者に対しては、適切な支援を行えるよう、関係機関との役割分担を明確にしながら、相談体制の充実や普及啓発、教育等を進めていきます。

特に相談体制については、窓口開設のPRや乳幼児期からの発達支援を生かした相談、さらには民間団体などによる協力を要請しながら、“まちの保健室”的な役割の充実を図ります。

また、性の問題については、個人差が著しいことから、個別教育や相談、さらには保護者への啓発活動などが行えるような体制づくりを進めていきます。

喫煙や飲酒、薬物乱用については、学校を中心に関係機関の協力を得ながら啓発が進められています。喫煙教育については、成人を対象とした健康教育の推進と合わせて、「喫煙の害について」啓発活動を広めていきます。

(2) 10代の人工妊娠中絶の減少

性に関する情報が氾濫する中で、子どもたちやその保護者に対して避妊方法や人工妊娠中絶による心身への影響について、正しい知識の普及を推進していますが、今後さらに、10代の女性の人工妊娠中絶の減少に向けた個別教育や相談、保護者への啓発活動を進めていきます。

(3) 性感染症の学習の充実

20歳未満の性感染症が増加していることは、成長過程にある子どもたちの心と体をむしばみ、母子感染、不妊症の原因になるなど、生涯を通して健康を脅かす結果となっています。

今後は、エイズ等を含めた性感染症に対する正しい知識の普及が必要であることから、学習の機会や相談の充実を図ります。

4. 医療制度の充実

(1) 小児医療の充実

1) 休日・夜間医療の充実

近年、我が国においては、少産・少子化対策（女性の妊娠・出産への健康管理支援）の推進や小児医療技術の進歩により、新生児及び乳児の死亡率が低下しつつあるものの、その一方で低出生体重児の増加、疾病構造の変化などにより、新たな医療需要に対する取組が必要になるなど、小児医療を取りまく環境は大きく変化しています。

鹿沼市休日急患診療所において、内科、小児科、歯科の急患の診療を行っており、小児医療の充実を図っていますが、今後も、医師会、歯科医師会との協力体制により平日夜間の救急医療の充実も図っていきます。

2) こども医療費助成の充実

子ども医療費については、現在、小学校3年生までの助成を行っていますが、今後は、その対象年齢を引き上げるなど、充実を図っていきます。

3) 出産育児一時給付金支給事業

国民健康保険加入者の出産に関し、一時金を給付することによって、出産及び育児を経済的に支援していますが、今後も事業を継続していきます。

(2) 妊産婦医療費助成事業

本市在住の妊産婦を対象に、妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進するため各種健康保険の一部自己負担額を助成しています。

今後も、妊産婦医療費助成制度の周知徹底を図っていきます。

(3) 不妊治療に対する支援

本市では、県の助成とは別に平成16年4月1日から、不妊治療の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図るよう不妊治療支援事業補助金制度を創設しました。

今後も周知と利用促進を図っていきます。

(4) プライマリーケア医（かかりつけ医）

気軽に相談できるかかりつけ医を持ち、安心して親しみのある包括的な医療を受けられることが望まれます。

現在、本市では、広報等による医療情報の提供を行っていますが、今後、関係機関との連携を図りながら、かかりつけ医を持てるよう推進していきます。

(5) 周産期医療体制の整備

先天異常等の疾患は、医療技術の進歩から周産期にその大多数の病態把握が可能となり、周産期における治療の重要性が増加しています。

安心して妊娠、出産、子育てができるよう、栃木県は高度医療が整っている自治医科大学附属病院、獨協医科大学病院において「総合周産期母子医療センター」の整備や運営支援を行っています。

栃木県は、全国と比して依然として乳児死亡率が高いため、今後も、栃木県が行う広域的な周産期高度医療体制の周知と利用を促進していきます。

第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

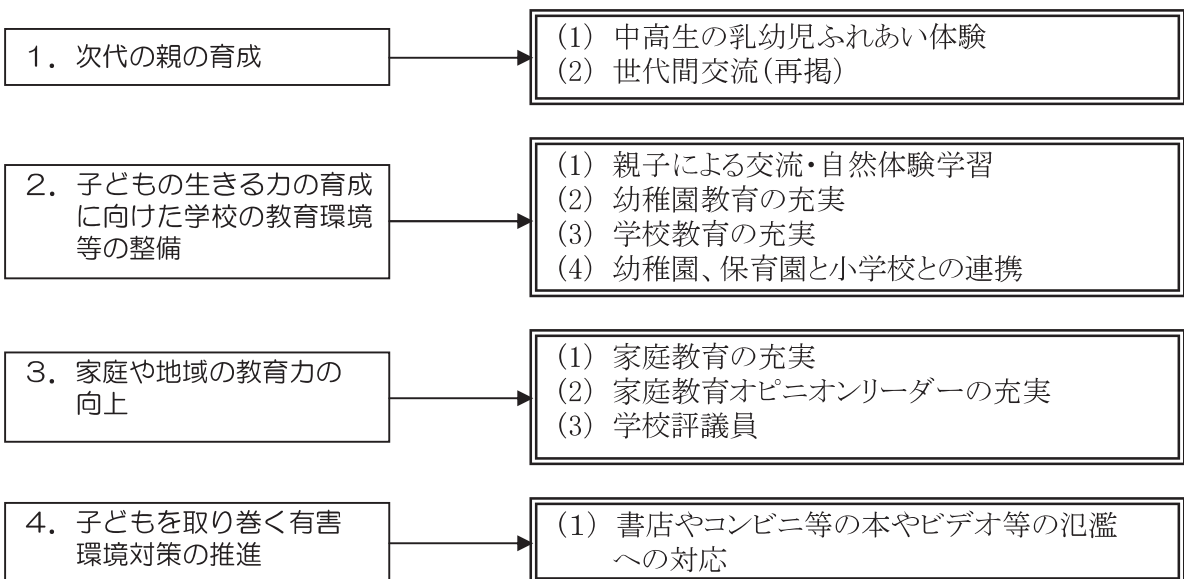
基本方針

幼児の心身の健全な発達を促進するため、幼児教育の質的な向上に努めるとともに、良好な教育環境の整備に努めます。

また、家庭や地域との連携を深めながら、ボランティア活動などの多様な「生活体験」、「お手伝い」、「自然体験」等体験活動の推進、「道徳観・正義感」を身に付ける教育機会の充実を図ります。

【 具体的施策 】

【 事業名 】



1. 次代の親の育成

(1) 中高生の乳幼児ふれあい体験

赤ちゃんとふれあい、関わることは、中高生の他者に関する関心、共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することができます。中高生と、赤ちゃんとの「交流」を通じて、中高生にテレビやゲームの疑似体験ではなく、実際に、肌で感じてもらうことにより、中高生の健全な育成を図ることができるとともに、将来結婚し、家庭を持ち、子育てに関わった時の貴重な予備体験とし、育児不安や虐待防止につなげることもできます。

現在、本市では中高生を対象とした学校単位で、受け入れ体制の整っている保育園へ出向き、乳幼児とのふれあい体験を実施しています。

今後は、さらに受け入れ保育園の拡充と対象範囲の拡大を図り、乳幼児ふれあい体験の充実に取り組んでいきます。

表 42 中高生の乳幼児ふれあい体験目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標参加者数	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人

(2) 世代間交流（再掲）

核家族化や人間関係の希薄化、社会的な価値観の変化等から、地域で子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

また、高齢者が特技や知識を、保育施設、小・中学校、児童館などで、ボランティアとして子どもたちに伝えたり、教えたりする活動を行うことで、高齢者の生きがいの創出や子どもたちとの交流、地域の活性化にもつなげることができます。

今後は、こうした高齢者の豊かな経験を「子育てアドバイザー（名人）」として生かし、子育て支援の参画ができるような体制づくりを進めます。

2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1) 親子による交流・自然体験学習

完全学校週5日制のもと、ゆとりの中で、子どもたちに「生きる力」を育むことや「豊かな人間性」を見出すことが必要です。

美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性や正義感、公正さを重んじる心・生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観・他人を思いやる心や社会貢献の精神・自立心、自己抑制力、責任感・他者との共生や異質なものへの寛容等を身に付けるため、今後も、親子による世代間交流や自然体験交流センターの活用を図り、習得できるよう推進していきます。

(2) 幼稚園教育の充実

幼稚園では、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう幼児期における教育を行うとともに、地域においてもさまざまな子育て支援活動を行う必要があります。

現在、本市では、幼稚園教育の振興を図るため各種補助金を交付して支援しています。また、保育料等を減免することで、保護者の経済的負担の軽減を図っています。今後も、継続して実施していきます。

(3) 学校教育の充実

学校教育においては、児童生徒に「確かな学力」や「豊かな人間性」「たくましく生きるための健康・体力」などの「生きる力」を培うために、具体的な教育実践を展開していきます。

基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るための、少人数指導等の導入や、豊かな心を育てるための、自然体験や社会体験などの豊かな体験活動の実践、運動に親しむ資質や能力を育て、健康の保持増進と体力の向上を図るための具体的実践を継続していきます。

今後は、新たに「鹿沼教育ビジョン」の策定作業を進める中で、未来を担う児童生徒の姿を描き、その育成のために必要な施策の見直しを行っていきます。

(4) 幼稚園、保育園と小学校との連携

幼稚園、保育園と小学校との連携を図ることが、幼稚園、保育園を卒園した子どもたちがスムーズに小学校生活になじめる第1歩です。

現在本市では、小学校の行事に園児や保育者が参加したり、幼稚園、保育園の保育者と小学校教諭による話し合いの会を開催したりするなど、小学校区の近くにあるそれぞれの園と学校が地域的な交流を進めています。

今後は、各地域での話し合いをし、それぞれの指導者がお互いの集団生活を把握し、子どもたちが戸惑うことなく生活できる支援体制の整備を目指していきます。

また、連携内容が充実するように他地域の交流状況の情報交換を密にし、さらに連携が深まるよう努めていきます。

3. 家庭や地域の教育力の向上

(1) 家庭教育の充実

子どもの成長にとって大切なことは、何といたっても家庭生活のあり方であり、家族の中での大人と子どもの関係の中で、豊かな人間関係を育むことが家庭教育です。家庭教育は、親にとっても子どもにとっても大切なものですが、子どもの年齢や性格によって、子どもへの接し方が異なってきます。核家族化が進み、生活の多様化や情報化の時代といわれるように価値観の判断が難しい時代に、不安を抱き悩みながら、子育てに取り組んでいる人も少なくありません。

現在、本市では、教育委員会から委託を受けた家庭教育振興会で「子育てスクール」の開校や講演会等を開催しています。今後も充実した子育ての大切さを学ぶ機会を拡充していきます。

(2) 家庭教育オピニオンリーダーの充実

子育ての先輩で、家庭教育の指導者として研修を受けた人たちが、公民館などで子どものしつけや発育、家族のあり方などの家庭に関する相談に応じたり、学習会を開いたりしています。

現在本市には、10名の家庭教育オピニオンリーダーが子育て支援のボランティア活動を行っています。今後も、お母さん、お父さん向けに子育て講座の機会を提供できるよう家庭教育オピニオンリーダーへの支援をさらに推進していきます。

また、家庭教育オピニオンリーダー研修への参加者を発掘し、養成していきます。

(3) 学校評議員

学校の運営に関して、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていく観点から、全小中学校に学校評議員が設置されています。

今後も、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していきます。

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(1) 書店やコンビニ等の本やビデオ等の氾濫への対応

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけていきます。

第4節 子育てを支援する生活環境の整備

基 本 方 針

次代に良好な環境を引き継ぐため、行政と住民が一体となって、地域環境の保全・創造を図り、環境に配慮したまちづくりを推進します。

妊婦や乳幼児を連れた人が安心して外出等ができるような環境整備を行うとともに、子育てを支援する良質な住宅・居住環境を整備していきます。

市役所をはじめとする公共施設や公共交通機関、多数の人が利用する建築物、さらに公園などを妊婦や乳幼児を連れた人が快適に利用できるよう、バリアフリー化を推進していきます。

【 具体的施策 】

【 事業名 】

1. 良質な居住環境の確保

(1) 若年勤労者世帯向け賃貸住宅の整備

2. 安心して外出できる環境の整備

- (1) 公園の整備
- (2) つどいの広場事業(再掲)
- (3) バリアフリー化の推進
- (4) 子育て世帯に優しいトイレの整備
- (5) ひとにやさしいまちづくり
- (6) 交通安全教室

3. 子どもたちの安全の確保

- (1) 防犯指導及び防犯パトロールの実施
- (2) 防犯機器の貸与
- (3) さんぽdeパトロール
- (4) 保育園等の非常通報装置等の活用
- (5) こども110番の家
- (6) 防犯ネットワーク
- (7) 防犯灯
- (8) 親子3人乗り自転車の購入支援

1. 良質な居住環境の確保

(1) 若年勤労者世帯向け賃貸住宅の整備

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるようにするためには、良質な住宅が供給される環境の整備が必要です。

若年勤労者世帯向け賃貸住宅とは、若い夫婦が安心して暮らすことができる子育てのしやすい生活環境を提供するための住宅です。

若年勤労者世帯向け賃貸住宅を整備することにより、定住化を促進し、地域の活性化及び安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。

2. 安心して外出できる環境の整備

(1) 公園の整備

子どもが安心してのびのび遊べる多様な場を整備することが必要です。

今後も、子どもの遊び場整備の基本計画でもある「緑の基本計画」に基づき、公園の整備を推進していきます。

(2) つどいの広場事業（再掲）

雨の日も親子でふれあえる場として「つどいの広場」を整備します。広場には、遊具等を設置することで、子どもがのびのびと遊べるようにします。

「つどいの広場」では、地域の親子の居場所としてすべての子育て家庭を対象に、親子の絆を深め、親の子育て力を高めるための各種事業も展開していきます。

(3) バリアフリー化の推進

子どもや子育て家庭が安心して移動することができるようにするには、安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりある歩行者空間をつくる必要があります。

歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、今後も引き続き歩道のバリアフリー化に向けた取組を推進するとともに、今計画期間内に特定旅客施設のバリアフリー化を行います。

(4) 子育て世帯に優しいトイレの整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進していきます。

(5) ひとにやさしいまちづくり

県においては、すべての県民があらゆる施設を円滑に利用できるよう、平成12年10月に「ひとにやさしいまちづくり条例」が施行されています。これを受け、本市においては、公共施設等を快適に過ごせるようバリアフリーのまちづくり推進に努めています。

今後も、市民が暮らしやすく住みやすいまちづくりを目指してひとにやさしいまちづくりの推進に努めていきます。

(6) 交通安全教室

現在、本市では、保育園や幼稚園、小・中学校で年間100回程度交通安全教室を実施し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めています。

児童・生徒の交通災害は、児童・生徒の不注意だけでなく、自動車、運転手等の過失によるものも後を絶たない状態です。

今後も、さらに充実した交通安全教室となるよう支援していきます。

3. 子どもたちの安全の確保

(1) 防犯指導及び防犯パトロールの実施

子どもを犯罪の被害から守るため、防犯強化を警察に要請していくとともに、いざという時の対処方法等の研修会や子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、住民や警察、市教育委員会等が連携し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ホイッスル等防犯機器の活用方法、「こども110番の家」等緊急避難場所の啓発や周知に努めます。

また、小中学校区を基本とし学校とPTAが中心となり自治会等地域のあらゆる関係団体と行政機関が一体となった学校区安全安心対策委員会のもと、児童生徒の登下校時における見守り付添いや青色回転灯による防犯パトロール等の安全確保に関する諸活動を支援しています。

(2) 防犯機器の貸与

子どもを犯罪の被害から守るため、児童生徒全員に防犯ブザーの貸出し、配付等を行います。今後も、防犯ブザーの貸出しを継続して推進していきます。

(3) さんぽ de パトロール

市民のみなさんの散歩時間を活用し、「さんぽ de パトロール」グッズを身に着け、散歩をしていただくことにより、犯罪を未然に防止し、犯罪の発生を抑制していきます。

また、防犯灯の電球切れなどの情報提供も行っていただきます。

(4) 保育園等の非常通報装置等の活用

保育園等の児童の安全確保のため、事件発生時の対応として、警察への非常通報装置を設置しており、今後とも児童の安全確保に努めていきます。

(5) こども110番の家

現在、本市内全域に多くの「こども110番の家」が設置されており、「こども110番の家」を示すプレートが不審者に対して抑止力になっています。

今後も、「こども110番の家」と自治会、子ども会育成会、PTA、警察などが協力して、児童、生徒の安全を守っていきます。

(6) 防犯ネットワーク

自治会など地域防犯団体が、それぞれ地域の実情に沿って、防犯活動に取り組んでいけるよう支援していきます。

犯罪のない安全・安心なまちづくりを進めていくために、それぞれの団体や地域の連携がさらに深まるよう支援していきます。

今後、防犯活動をするうえでの意見交換を行いながら、連携を深めていけるようネットワークの仕組みを整備し推進していきます。

(7) 防犯灯

照明のない暗いまちは、犯罪の発生が増加し、住民の恐怖感も増します。市、自治会などが協力し、明るいまちづくりをするために防犯灯の設置を促進します。

(8) 親子3人乗り自転車の購入支援

子どもの安全と子育て家庭への経済的な負担を軽減するため、幼児2人同乗用自転車の購入に対して、助成金の交付を行います。

第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本方針

社会経済情勢が急速に変化していく中、家庭内の子育ての負担感を緩和するためには、家庭における役割分担にとどまらず、職場内での役割分担を含めた職場環境の見直しが求められています。

そのため、職場環境の整備を促進するとともに、男性、女性が子育てを行えるよう、企業への働きかけを促進していきます。

【 具体的施策 】

1. 仕事と生活の調和の実現
のための働き方の見直し

【 事業名 】
(1) 企業への意識啓発
(2) 労働者への意識啓発

2. 仕事と子育ての両立支援
の推進

(1) 労働時間の改善
(2) 育児・介護休業制度の周知
(3) 働く親と子のふれあいの機会の確保
(4) 家庭における両立支援
(5) 父親の育児参加促進
(6) 再雇用特別措置の周知

1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

(1) 企業への意識啓発

共働き世帯が増加する中、多様な働き方の選択ができていないことや長時間労働など、一人ひとりにとって、自分自身の仕事と生活の調和がとれていないことなどが課題となっています。

多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行うよう企業に対して働きかけをしていきます。

さらに、引き続き「企業内子育て環境アップ事業」を推進し、育児休業等の取得、子育て期間中の労働時間の設定改善など子育てをしやすい企業風土及び職場環境の整備、推進への呼びかけをしていきます。

また、「かぬま子育て応援企業の認定事業」を推進し、認定企業をさらに増やしていきます。

(2) 労働者への意識啓発

「仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し」を推進するためには、環境を整備するだけでなく、個々の労働者の意識改革を推進する必要があります。

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といったライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できるよう意識啓発に努めます。

2. 仕事と子育ての両立支援の推進

(1) 労働時間の改善

1日の中で親と子がふれあえる時間を確保するため、短時間勤務や所定外労働の制限等により、子育て期の労働時間の短縮を促進することが必要です。また、中小企業に対しては、労働時間短縮の啓発や助成制度の利用促進を行うとともに融資制度の活用による経営の近代化を図ることが必要です。

今後も、関連の助成制度及び融資制度の周知に努め、労働時間の短縮を促進していきます。

(2) 育児・介護休業制度の周知

仕事を持ちながら子どもと十分なスキンシップを図り養育できるよう、一定期間休業することができる育児休業制度の定着を図ることが必要です。育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とした、総合的な内容のものであるとともに、すべての事業所に適用されます。

現在、本市では企業内子育て環境アップ事業の推進等により制度の周知啓発を行っています。

今後も、仕事を持ちながら安心して子どもを養育できるよう、育児・介護休業制度の周知徹底を図るとともに定着できる体制づくりを企業へ働きかけていきます。

(3) 働く親と子のふれあいの機会の確保

現在、本市では、中小企業に勤務する勤労者及び事業主を会員とする互助組織である(財)鹿沼市勤労者福祉共済会の運営を支援し、会員及び家族を対象に福利厚生事業や共済事業を実施しています。親子で参加しやすい遊園地やテーマパーク等のバスツアーや各種のレクリエーション大会等のイベントを開催しています。

今後は、厚生事業として親子が参加できるバスツアーやイベント、各種助成制度により親子のふれあいの機会の確保を推進していきます。

(4) 家庭における両立支援

仕事と子育ての両立支援を推進する中で、最も重要な部分として夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、共働き男女・専業主婦など様々なライフステージでお互いがバランスを取りあって子育てをしていくことが大切です。

そのため、夫婦がお互いに協力して子育てをしていく風土を育むための広報活動・相談体制の充実・子育てに関する情報提供の体制を図っていきます。

(5) 父親の育児参加促進

女性の社会進出が進み、今や、子どもを持つ女性の半数以上が就労していますが、男性の意識改革が伴わず、育児や家事が女性にとって大きな負担となっています。そこで、男女平等思想の普及、男性の家事や育児への参画促進を図るための啓発事業が必要です。

そのためには、本市で実施している新米パパママ学級、子育て講座(親子で遊ぼう)等を利用し、父親の育児参加の呼びかけや父親も子育てをしていく風土を育むための広報啓発活動、子育てに関する情報提供の体制を図っていきます。

(6) 再雇用特別措置の周知

事業主は、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者に対して、必要に応じ、再雇用特別措置等を実施するよう努力しなければなりません。再雇用特別措置とは、退職の際に、再雇用希望の申出をしていた者に対し、事業主が労働者の募集又は採用にあたって特別の配慮をする措置をいいます。

今後も、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した労働者が再雇用を希望した場合、再雇用特別措置の適用が可能となるよう企業へ働きかけていきます。

第6節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

基本方針

女性の社会参加、経済構造の変化などにより、子どもたちが生まれ育つ家庭や環境が大きく変化しています。核家族化、少子化が進み、地域や家庭での子育て機能が希薄化してきています。

安心して子どもを生み育てられる環境づくり、地域ぐるみで子育てを支えるシステムづくりに取組み、特に支援が必要な子育て家庭へのサービスの充実に努めます。また、子どもの成長発達段階に応じた施策の展開を図ります。

養育機能の弱い家庭への相談・支援体制の充実に努め、安定した家庭環境づくりを行っていきます。

【 具体的施策 】

【 事業名 】

1. 児童虐待防止対策の充実

- (1) 身近な子育て相談・支援体制の充実
- (2) 育児支援家庭訪問事業
- (3) 要保護児童対策地域協議会

2. ひとり親家庭の子育て支援

- (1) 相談・指導の充実
- (2) 生活の安定
- (3) 交流機会の拡充

3. 障がい児施策の充実

- (1) 相談体制の充実
- (2) 早期療育体制の整備
- (3) 障がい児保育の充実
- (4) 学童クラブにおける障がい児受入
- (5) 障がい児通園事業

1. 児童虐待防止対策の充実

(1) 身近な子育て相談・支援体制の充実

今回のニーズ調査の結果からもわかるように、前回と同様、子育て中の保護者にとって、子育てについての相談の相手となるのは、配偶者、親族、友人など、身近な者がその大半を占めています。

こうした中で、一人で悩み、その解決方法なども見つからずに、悩んでいる人も少なくないことから、手軽にいつでも相談ができるように、携帯メールを活用した「ふくしめーるサービス」を平成20年度からスタートさせました。

今後は、子育ての問題を抱えている家庭の早期解決を促すため、一人で悩まず心を開いて相談できるよう、家庭児童相談室をはじめとした相談体制を強化し、さらに広報活動を充実させるとともに、利用者が身近に感じ、安心かつ気軽に相談できるような体制づくりと情報の一元化を推進していきます。

(2) 育児支援家庭訪問事業

近年、ライフスタイルや生活思考の多様化に伴い、核家族化、地域社会の希薄化が進んでいます。育児に不安やストレスを感じたり、家庭に問題を抱え養育機能の低下している親が相談するところもなく、母親は不安と孤立の中で子どもに暴力を振るったり、子育てを放棄してしまうことがあります。

このため、通所型の支援では限界があり、支援意欲をもった専門家による側面的・継続的・ねばり強い柔軟性のある訪問型の支援が必要となっています。

出産後間もない時期や、様々な原因で養育が困難になっている家庭を訪問し、育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術指導を行うことにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っていきます。

(3) 要保護児童対策地域協議会

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要です。

そのため本市では、平成18年度に要保護児童対策地域協議会として「要保護児童対策ネットワーク会議」を設置し、児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に努めています。

今後も、このネットワークを活用し、児童虐待の防止、早期発見及び早期対応を図っていきます。

2. ひとり親家庭の子育て支援

(1) 相談・指導の充実

ひとり親家庭が抱える問題の早期解決を促進するため、関連制度の周知に努め、家庭相談員、母子・婦人相談員等による生活相談・指導、その他相談ネットワークにより問題解決を促進することが必要です。

今後も、ますます多岐にわたる問題を解決するため、相談ネットワークを形成して対処していくとともに、関連制度の周知や虐待の連絡があった場合の速やかな対応を進めていきます。

(2) 生活の安定

1) 生活の支援

ひとり親家庭の自立を促進するため、児童扶養手当、児童育成手当、遺児手当等の支給、ひとり親家庭医療費助成や福祉資金の貸付による経済的援助、緊急時の対応としての介護人の派遣、市営住宅の提供などの住まいの確保に対する支援など、今後も制度の周知徹底に努め、総合的な対策を適切に実施していきます。

2) 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

指定された「教育訓練講座」を受講した場合に、その受講に要した経費の一部を助成しています。今後も、制度の周知に努め、母子家庭の母の就職に向けた資格・技能の取得に対して支援していきます。

3) 高等技能訓練促進費支給事業

看護師や介護福祉士などの生活の安定に役立つ資格の取得を促進するため、修業期間においての生活負担の軽減を図ることを目的とし、一定期間について母子家庭高等技能訓練促進費を支給しています。

今後も、制度の周知に努め、母子家庭の母の資格取得に対して支援していきます。

(3) 交流機会の拡充

共通の問題を抱えるひとり親家庭同士で励まし合いながら、子育てを乗り切ることができるよう、交流機会の拡充に努めます。

3. 障がい児施策の充実

(1) 相談体制の充実

多胎児の出産や低体重児出産の増加等、子どもの発達課題や少子化・核家族化など育児スタイルの変化等による育児不安から、子どもの発達へ影響を及ぼすケースも増加してきており、育児支援のニーズは一層高まっています。

現在、本市では昭和56年から発達相談を開始し、平成7年より2名の相談員体制で実施していますが、医療技術の高度化により医療機器を装着した子どもの相談や育児力の課題の相談等、内容も複雑多岐になっており、県の乳幼児二次健康診査や幼児教室等ともあわせ、課題にあった対応が必要です。

「発達支援センターあおば園」の登録園児数も年々増加しており、今後は保育園・児童館・幼稚園・とちぎりハビリテーションセンター等関係機関や学校教育とのより一層の連携を図るなど、課題を長期に抱える障がい児やその家族の支援とともに、継続的な支援体制や家族同志の交流の場の確保としてひまわり教室を実施し、自主グループへの支援も進めていきます。

(2) 早期療育体制の整備

障害をもつ子どもを抱える家庭の療育ニーズの受け皿となる、総合的な相談窓口の設置や医療ソーシャルワーカー等を中心に関係機関と連携し、子どもの状況にあわせた療育プログラムを作成し、そのプログラムに基づき保育園・幼稚園・学校への療育指導体制の整備を図ることが必要です。

そのために本市では、発達課題を抱える児童を早期に発見し、適切な療育、就学に向けた一貫性のある総合支援のため、『のびのび発達相談事業』や『就学支援ノート』等を実施するなど、実施体制を整備していきます。

(3) 障がい児保育の充実

障害をもつ子どもも、ともに生活する社会を形成するため、子どもの成長の可能性を追及できる条件を整備し、より良い発達向上に努め、障がい児保育の充実を図ることが必要です。

現在、本市では障害の有無にかかわらず必要な保育が受けられるよう制度を整え、全園で障がい児を受け入れています。

今後、さらに充実した保育を実施するため、臨床心理士等専門指導者による巡回相談事業や、市内療育施設「こども発達支援センターあおば園」と連携した療育体制を通して、保育園、幼稚園、家庭の連携をはかり、児童の発達の支援を推進していきます。

(4) 学童クラブにおける障がい児受入

地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことは、子どもの成長過程でとても大切であり、障害のある子の発達を促す重要な役割があります。

現在、障がい児については、全てのクラブにおいて受け入れることができます。

今後も引き続き受け入れをし、さらには、「(社) 希望の家」内にヤングリーブス（デイサービス）などとも連携を図りながら進めていきます。

(5) 障がい児通園事業

現在、本市での障がい児通園（デイサービス）事業は、「こども発達支援センターあおば園」で実施しており、年々利用が増加しています。

今後は、より質の高い施設サービスを提供するため、サービス提供事業者における自己評価の実施を促進し、評価結果のサービスへの反映を図ります。

第8章 今後の計画推進体制

第1節 計画の推進体制

「鹿沼市次世代育成支援対策行動計画」の施策の展開にあたっては、家庭はもとより行政・企業及び地域社会全体の支援が不可欠であることから、関係機関、団体等との連携を強化し、子育て支援のための推進体制を整備し、計画を実行していきます。

1. 家庭の役割

家庭は子どもが生まれ育つための最も身近な場であり、子育ての重要な場です。家庭において子どもを健やかに育てるためには、家族の一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、互いに個人の生活を尊重しつつ、助け合うという意識をもつことが重要なことから、家庭に対して啓発活動に必要な体制づくりを推進します。

2. 企業の役割

企業は労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るため、就労環境や就労条件の整備、すなわち子育て期間中の短時間勤務やフレックスタイム制導入、育児休業制度、再雇用制度の導入など子育てと仕事の両立支援に努めることが期待されています。また、職場においては男性・女性がより積極的に家事、育児に参加できるような雰囲気づくりを進め、さらに完全週休2日制の実施促進や残業時間の削減等を通じて勤務時間の短縮を図り、家族がともに過ごす生活時間を確保するための環境づくりを推進することが期待されています。今後もより一層の情報提供や企業への啓発、働きかけ等について体制づくりを推進します。

3. 学校・地域社会の役割

地域社会は、家庭とともに子どもが育つ過程において、大変重要な位置を占めています。今後も、学校、福祉・教育団体等と連携して、子どもたちが地域の人々とのふれあい、ボランティア活動、自然とのふれあい等の社会体験や自然体験ができるよう、様々な行事や活動の場を提供し、自由に行動できる遊び場や居場所づくり等活動の拠点を確保する体制づくりを推進します。

4. 子育てに関する人材の確保と養成

近年の少子高齢化、核家族化の進行、地域転貸意識の希薄化、晩婚化・晩産化及び女性の社会進出等、子どもを取り巻く環境の変化や多様な保育ニーズに対応するためには、資質の高い人材の確保が重要です。特別保育の充実、学童クラブの拡充、援助を必要とする家庭に対する支援等、新しいサービスの増加に伴い、それらに対応できる人材の確保、及び適正な配置と養成の体制づくりを推進します。

5. 庁内における推進体制

本計画を推進するにあたって、全庁的な体制のもとに、各年度において実施状況を把握し、点検しながらその後の対策を立案していきます。

6. 各年度の実施状況の公表及び見直し

本計画は、各年度別に進捗状況を点検・評価して、必要に応じて計画内容を修正する等、柔軟に対応していきます。

また、市民や各関係団体等の意見を反映させるため、広報やホームページ等を活用した意見の収集に努め、本行動計画の評価・改善を継続的に進めていきます。

資 料 編

鹿沼市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律120号）に基づく鹿沼市次世代育成支援対策行動計画の推進にあたり、市民の代表者及び関係機関等の意見を反映させるため、鹿沼市次世代育成支援対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 上都賀郡市医師会南部地区医師団の代表
- (2) 上都賀歯科医師会の代表
- (3) 民生委員児童委員の代表
- (4) 主任児童委員の代表
- (5) 人権擁護委員の代表
- (6) 鹿沼市民間保育園連盟の代表
- (7) 鹿沼地区幼稚園連合会の代表
- (8) 市議会議員
- (9) 公募による者
- (10) 栃木県西健康福祉センターの代表
- (11) 栃木県中央児童相談所の代表
- (12) 鹿沼警察署の代表
- (13) 鹿沼市小中学校長会の代表
- (14) 市民部長
- (15) 教育次長
- (16) 保健福祉部長

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第6条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議
- (2) 鹿沼市子育て支援ネットワーク部会

2 部会は、部会毎に定める者をもって組織する。

3 部会の運営に関し必要な事項は、部会において定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉部こども支援課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

(鹿沼市子育て保健連絡協議会設置要綱等の廃止)

2 鹿沼市子育て保健連絡協議会設置要綱(平成14年4月1日施行)及び鹿沼市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱(平成15年9月1日施行)は、廃止する。

3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

鹿沼市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿(平成21年度)

No.	氏 名	選 出 団 体 等	備 考
1	伊 藤 直 実	上都賀郡市南部地区医師会	
2	小 川 哲 弥	上都賀歯科医師会	
3	田野井 三 郎	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会	会 長
4	大 森 用 子	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会	
5	鈴 木 節 也	宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会	
6	小野口 正 子	鹿沼市民間保育園連盟	副会長
7	佐 藤 峻 介	鹿沼地区幼稚園連合会	
8	鈴 木 貢	鹿沼市議会	
9	増 渕 靖 弘	鹿沼市議会	
10	小 池 秀 子	栃木県西健康福祉センター	
11	鈴 木 友 之	栃木県中央児童相談所	
12	白 土 英 智	鹿沼警察署	
13	田 仲 恵 子	鹿沼市小中学校長会	
14	金 林 敏 幸	鹿沼市市民部長	
15	大久保 憲 治	鹿沼市教育次長	
16	襲 田 利 夫	鹿沼市保健福祉部長	